

Title	釋信救とその著作について：附・新樂府略意二種の翻印
Sub Title	
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1966
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.5 (1966.) ,p.225- 343
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000005-0225

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

*注記・・論文中の写真について転載する場合は斯道文庫にお問い合せ下さい。

釋信救とその著作について

——附・新樂府略意二種の翻印——

太田 次 男

真福寺所藏の『新樂府略意七』一卷と、醍醐寺所藏の『白氏新樂府略意』二卷の二本は鎌倉及び南北朝頃の写しであり、奥書によれば、いずれも信救の撰とある。

この信救は、古くから信阿、覚明とも同一人物とされることがあり、信阿の『和漢朗詠集私注』（六卷）、及び覚明注と称せられる『三教指帰注』（七卷）の二本とも信救と結びつけて考えられることがあるが、信救、信阿、覚明の三者を果して同一人と断定してよいであろうか。また、覚明注と称せられる『三教指帰注』は寛永六年刊本、内題下に「覚明記之」とあり、また運敞は『三教指帰註刪補』の序に於て、

先藤吏部敦光及成安卿各撰^ス三注解^ヲ、後覚明采輯^{シテ}二家^ヲ合為^ニ一部^ト、

といっているが、これが果して覚明撰であるか否かをもう少し内容の上からも確め得ないであろうか。

従来からこれらの点に触れた論考もあつたが、いま、この人、及びその著作とされる四著に改めて検討を加え、内的考察を行つて実否を正し、併せて未刊の白氏新樂府略意二種の翻印を行うことにする。

吾妻鏡（卷十五）建久六年（一一九五）十月十三日の条に、

故木曾左馬頭義仲朝臣右筆有大夫房覚明者、元是南都学侶也、義仲朝臣誅罰之後、歸本名号信救得業、とあり、更に続けて

当時住ニ菅根山之由、就聞食及之、山中之外、不可出ニ于鎌倉中并近国之旨、今日被遣ニ御書於別当之許云々とあるので、信救という人物はこの時まで生存し、且つ鎌倉幕府より監視される人物であったことが知られる。もつともこれ以前の記事として、同じく吾妻鏡、建久元年五月三日の条に、

於南御堂為ニ条殿追善被修ニ仏事、導師信救得業、

というのがある。両者を同一人物とみて、信救は義仲の死（寿永三年）後何時からか鎌倉に来ていたことになる。

『菅根山縁起并序』⁽²⁾によれば、建久二年七月二十五日に「南都興福寺住侶信救誌焉」とあるので、鎌倉からやがて箱根に移り、ここに逗留している間に、鎌倉との間に何か事が起ったことになる。また、これは信救が何処で書いたか明かではないが、『吾妻鏡』建久五年十月廿五日の条に、鎌田正家女が修する法華十種供養の願文を信救得業が草したとある。これ以後の行動については、真宗との結びつきを示唆する史料があるが、中沢見明氏や喜田貞吉博士の指摘されるように、⁽³⁾いま遽に信ずることはできない。

信救は、台記、本朝世紀などを初めとする同時代の公卿の日記類にも記載されない程の出自のためか、その履歴には不明の点が多い。真福寺蔵の『仏法伝来次第』一卷「鎌倉末」⁽⁴⁾写本の末尾に、木曾への接近以前のこと記されて

いて、

抑信救者本是南曹北堂遊学末生也近衛天皇／在位之昔忽辞槐市之交攀躋台嶺之嶮於／黒谷荆翠髮初修行(カ)北陸後居止(カ)南都治承四／年薙賓之月高倉皇子被攻逆臣入園城寺／住侶相議牒送南都乞救(カ)□満(カ)寺老(カ)小□承諾／信救被押群議令草返牒平氏伝見大成其怒／(後欠)

とある。

後欠になっているのは遺憾であり、またこゝでも出家の動機も必ずしも明かではないが、下級官人生活の不満や、漠然たる不安から叡山に入ったことがほぼ推察される。平安末期には同じ階層の人によるほぼ同じ動機から出家する例は、前記の日記類にも極めて多い。ここで信救は、出家以前のことについて多くを語らないし、俗名をも明かにしてはいないのである。周知のように、この記事の後半と重なる記述が平家物語にもみられる。結局、以仁王の変に際して、興福寺大衆よりの依頼によって書かれた園城寺への返牒の波紋が、自ずから信救を新たなる生涯に向わしめたとみてよからう。

平家物語の記載は木曾義仲の右筆としての活動をも含めてかなり詳細である。これを平家の諸本についてみれば、初期増補系本のうち、内閣文庫蔵源平闘争録(未刊国文資料版による)では、経歴の個所が欠巻であるため記載の有無は不明であり、⁽⁵⁾順序として次に置かれる四部合戦状本(慶應義塾図書館蔵)では経歴の方はまだ記されていない。ただ、この本の巻七、八幡宮願書のところに、「有(ケル)ニ大夫覚(ヲ)明云僧(ニ)招(キ)……」として、この人物に始めて触れ、願書作製の有様は、

從箴中硯取(ラ)出書之其舛裼地直垂同色頭(ト)巾(フシ)槩(ロ)繩(メ)目鏡黒津羽征(ソ)矢帶太刀弓挾(タリ)腋哀見(ヘ)文武二道達(カ)者(ト)

と、その後の諸本の描写よりも地味に僧風に描かれ、⁽⁶⁾ また牒状のところでは、

覚明旧山法師存知大衆法之間進出申覚明当初住山修学时承候衆徒三千人必一味事不候⁽⁷⁾…

と、叡山の大衆との交渉については、他の諸本にもまして、最も具体的に示されている。

増補系に於て信救の経歴が始めて記載されるのは南都本（巻七、増生社願書事）であるが、いまそれを示せば、

彼覚明ハ勸学院蔵人通弘トテ候ケルカ出家シテ叡勝坊信救トソ名乗り南都ニ有シカ高倉宮三井寺ニ御座シ時南都へ牒状ヲ送ラレタリシ返牒ヲハ此信救ソ書タリケル清盛入道ハ平氏糟糠武家ノ塵芥ト書タリシヲ入道相国大ニ瞋テ信救法師カ首ヲ刎ント宣問南都ヲヒソカニ逃出テ北国へ落下リ木曾ニコソ付タリケレ改名シテ大夫房覚明トソ名乗ケル

となつてゐる。そしてこれは、語り系の屋代本、平松本、鎌倉本、覚一本、百二十句本などに於ても、「通弘」や「叡勝房信救」に当てられた漢字に異同があるほかは、本文そのものにはただ小異があるにすぎない。⁽⁸⁾ 勿論、南都本のこの記述が屋代本以下に影響したなどと単純な伝承関係を推定することは危険であり、特に南都本と屋代本との関係は寧ろ後者が前者に影響したという事も充分考えうる所である。

ところが増補系後期の長門本、延慶本、源平盛衰記では、前半はほぼ同文であるが、清盛の激怒以下に増補が加えられている。三本とも本文に多少の異同はあるが、これを長門本（国書刊行会刊）によって示せば、

（太政入道浄海は…）安からぬ事に思ひて、いかにもして信救尋取て、誅せんとはかるよし聞えければ、南都も都のほど近ければ叶はじと思ひて、南都を逃出べきよしおもひけれども、入道道々に方便をつけ置かれたるよし聞えければ、いかにもものすがたにては叶まじとおもひて、漆を湯にわかしてあみたりければ、膨脹したる白癩の如

くになりにけり、かくして南都を真白昼に逃げちれども、手かくる者なかりけり、信救猶都の辺りにてはとられな
んずと思ひて、(盛)東国鎌倉へ下りけるに、十郎蔵人行家平家追討の為に、東国より都へ攻上りけるが、墨俣川にて平家と
合戦をとぐ、行家さんぐに打落されて引き退く、三河ノ国府に着きてありける所に、信救行合て行家に付にけり、
真の頼にあらざりければ、次第に膨脹も直りてもとの信救になりにけり、行家三河国府にて伊勢太神宮へ奉ける
(盛)祭文願書も、信救ぞ書たりける、其後行家兵衛左に中たがひて、信濃へ越て木曾に付たりける時よりして、信救、木曾
を頼みて、改名して(盛)木曾大夫房覚明木曾大夫覚明とぞ申ける、

とあつて、木曾の輩下になる前に行家が介入し、また南都脱出時の変相のすさまじさがつけ加えられている。盛衰記
はさらにその後に「覚明語山門事」という項を立て、

(白井法橋幸明…) 三塔第一の悪者、大夫房覚明木曾に附て都へ上と聞て、木曾の陣に行向て相尋ねければ覚明法
橋を請入て見参す、

などという叡山の悪僧との交渉記述もみえる。

以上、平家物語諸本の記述を辿れば増補の記事にも一貫した性格のふくらみがみられる。ただ、基本的には、延
暦、興福、園城諸寺に属する大衆間の確執、抗争の渦中にあつて、大衆の群議によつて選ばれて牒状を書いたとい
う、そのことの歴史的意味を考えれば、信救がその俗名の不明にも拘らず、どのような階層に属する者であるかは自
ずから明かになるう。石母田正氏が覚明を下級貴族出身の悪僧の一典型とされるのも或る意味で当をえているといえ
よう。(9)

こうみてくると、沙石集(巻九)にある⁽¹⁰⁾

そのかみ東大寺法師にて、信救得業とて、才覚の仁ありけり、朗詠の注などしたる者なり、山法師の事を一卷の真言に作りて、陀羅尼を説きて曰く、唵山法師、腹黒々々、欲深々々、あらにくや、娑婆訶そわかとつくれり、信救ぞしつらんとて、山法師いきどほりふかかりければ、本寺を離れて田舎に住みけりといへり、
 というのも、東大寺というのは何かの誤りであるにしても、これまでの叡山との関連などを考慮に入れれば、必ずしも唐突な事ではなく、寧ろ信救の姿がよく伝えられたものといえよう。

信救の行実について現在まで管見では以上のことが知られる。⁽¹¹⁾ これまでのことから、信救と覚明とを同一人物とみなすことはほぼ疑いを容れる余地がないが、これを更に確実に証し、また信阿との関係、及びその著作については、また別の資料によらねばならない。

註

(1)信救、信阿、覚明、及び和漢朗詠私注について、従来の代表的な説を問題史的に列挙すれば次のようになる。

- 一、屋代弘賢「朗詠集私注作者考」(『不忍叢書』九冊・写本国立国会図書館蔵)朗詠私注について「世久シク覚明著ト云伝ヘタリ」に対し、信阿の奥書ある写本によって覚明説を否定し、信阿説を唱えるが、信阿については未だ確な裏付をもたない。
- 二、岡本保孝「朗詠考」(『況斎叢書』三十・写本国立国会図書館蔵)朗詠永濟注、倭板書籍号七などにより私注を信阿撰としてゐる。但し「コノ信阿ノ履歴ヨクシラス」「沙石集卷九下ニ信救得業トテ才覚ノ仁アリ朗詠ノ註ナトシタルモノナリトアリコノ信救ハヤカテ信阿ナラント友人光房イヘリ」「信阿ノ一猶疑シキアルハ私注卷三ニ釈信阿靈鬼志曰云トアリタマノ私注カケルモノト同名カオホツカナキ也」とあつて、ここでも信阿は不明のままである。

三、柿村重松『倭漢朗詠集考証』(大正十五年刊)「唯本書が平安時代末期の作なることを推定してやまのみ」とあつて、信

阿その人にも信が置かれていない。

四、江見清風
金子元臣『和漢朗詠集新釈』（昭和十七年改修）所載、「和漢朗詠集雜考」の中で、吾妻鏡、平家、盛衰記などよりして、信救、覚明の同一人たることを明かにし、ついで信阿について「故に従来、信阿が跋文ある朗詠集私注を以て、覚明が述作と為す者は、信阿をも覚明が一名となせり。然れども此中いまだ確証を得ず。」とあり、弘賢の説を引いて信阿、覚明別人説を唱える。又保孝の説に従って、釈信阿靈鬼志の個所から信阿の私註作者説を否定。従って、「私註は覚明が註釈にあらず、又信阿が撰述にもあらず、然も何人の著作といふ事は、いまだ明徴を得ず、但し沙石集にいふ信救得業が朗詠註といふものは、夙く岷びて世に存せざるものなるが如し。」という結論にならざるをえない。尚、この次に喜田貞吉、中沢見明両氏の史学的考察があるが、註(3)参照。

五、藤田徳太郎氏（『日本文学大辞典』七・和漢朗詠集私註の項）私註について弘賢の説を引いてその撰者を信阿とする。次で「併し本書の註に、信阿の著書が引用せられてゐる所をみると、これも疑はしいが、信阿の著に後人の書入があるものとすれば、奥書の如く出羽国最上郡隴山寺で信阿の著したものと見て差支あるまい。」と内閣文庫本奥書を一応信用して立論する。

六、西田長男氏（「信救（木曾大夫房覚明）とその著作小考」（「ぐんしよ」一ノ八）『宮根山縁起并序』『仏法伝来次第』と共に、はじめて、醍醐寺蔵白氏新楽府略意奥書を引いて信救、信阿同一人説を提出しているのは大きな功績といえる。

七、川口久雄氏（岩波、日本古典文学大系『和漢朗詠集』）最も新しいものであるが、「この信救を草体文字が似ているところから、信教・信阿ともあやまつたらしく、永済の集註・雅嘉の群書一覽、保孝の朗詠攷の説に従って信阿私註と俗称せられるものは覚明注をあやまつたものとみておく。」とあって、特に目新しい説はなく、また西田説は未だ参照されていないようである。更に、三教指帰覚明注を覚明撰として論述されているが確たる根拠があるのであろうか。

(2)『箱根神社大系』（上）及び『群書類従』（神祇部）所収。底本は同一。

(3) 中沢見明「伝説の大夫房覚明」(「歴史地理」四二ノ一)及び、喜田貞吉「実在の大夫房覚明」(「同」四二ノ二)

(4) 活字本では『続群書類従』(釈家廿五下)、『大日本仏教全書』(伝記叢書)所収。『真福寺善本目録』によれば、同寺所蔵本が類従本の原本である由。『仏書解説大辞典』には龍谷大学蔵もあるが、同館にこの本の写本はない。尚、彰考館の蔵本は戦火で焼失し、閲覧の機を得なかつた。真福寺と彰考館との関係からみて、真福寺本の写しであつたかも知れない。

(5) 但し同書・五「南都之牒状事」には、信救作といわれる牒状の記載がある。但し、他本と同じく、ここでも起草者名はまだみられない。

(6) 屋代本には、

覚明ハ褐直垂^{カチノヒタマ、レ}黒革威^{フツシ}鎧着テ黒保呂^{ホロ}矢負^{ヤネ}塗籠藤^{ヌリカサ}弓持テ黒キ馬ニソ乗タリケル、箆^{ヒラ}ヨリ小^コ硯^{イダ}壘^{ツツ}紙^シ取^リ出木^デ曾^ソ殿^{テン}御^ミ
前^マツ^ツ中^{ナカ}跪^{ヒサマツイ}テソ書タリケル、数千ノ兵、見^ミ之^ノアハレ文武共ノ達者哉トソ讚^{ホメ}タリケル

とあり、ここでは既に頭巾はなく、代りに黒馬が書き加えられ、後には更に甲が加えられるなどと、最初の印象から離れて、次第に派手な描写に変わってゆく。

(7) この本では、覚明の叡山修学のこと、従つて山法師との関係が明瞭に示されているが、他本ではこの箇所はなく、三千人の衆徒の実情のみが記載されている。

(8) (屋代本) 本ト出家ノ者也、勸学院ニ蔵人道弘トテ候ケルカ、出家シテ取^キ乘^セ房信^{シヤウ}救^{キウ}トソ名乗リケル

(平松本) 真名文、屋代本に同じ。

(竹柏園本) 勸学院ニ蔵人道弘トテ候ケルカ出家シテ最乗房信救トソ名乗ケル

(鎌倉本) 本在家ノ者也蔵人通弘トテ勸学院ニ有ケルカ出家シテ取勝房信久トソ号ケル

(覚一本) ^(岩波・大系本)もと儒家の者也、蔵人道広トテ、勸学院にありけるが、出家して最乗房信救とぞ名のりける、(但し原文出家)

(百二十句本) 元ハ出家ノ者也、勸学院ニ蔵人道弘トテ候ケルカ出家シテ叡乗房信教トソ名乗ケル

(長門本) もとはぜんもんなり、勸学院に進士蔵人として有けるが、出家して西乗房信教とぞ申ける

(延慶本) 元ハ禪門也、勸学院衆進士蔵人道康トテアリケルカ出家シテ西乗房信教トソ申ケル

(盛衰記) 本は勸学院の文章博士、進士蔵人通広と云ける者也、出家して西乗房信教と名をつきて、

(米沢市立図書館本) (朝日古典全書) 此の覚明はもと出家の者なり、蔵人道広として勸学院にありけるが、出家して最乗房信救とぞ名乗りける

(下村時房本) (古典全集) もと儒家の者也、蔵人道広として観〔勸〕学院にぞ候ける、出家して最乗房信救とぞ名乗ける

(如白本) 本ハ儒家ノ者也、勸学院ニ蔵人通広トテ候シカ出家シテ西乗房信教トソ名乗ケル

(9) 石母田正『平家物語』(岩波新書) 第二章

(10) 同書卷九「靈の仏法物語を託する事」。但し広本系では卷十末に「靈ノ託シテ仏法ヲ意エタル事」があるが、該当個所には趣旨は類似しているが、これとは別個の話が挿入されている。

(11) この外、丸山可澄『花押藪』釈家の部に覚明の花押が載せられている。畠山牛菴家蔵とあり、其姓不詳。初名通広。文章博士。進士蔵人。後雑染名信救。及仕木曾義仲。改名覚明。称大夫房。掌筆翰事。

との説明が付してある。また、書簡としては小松茂美編『手紙』(一)(二女社刊)のうちに一通載せられているが確証はなく、又、佐々木信綱博士は「覚明」の名の書かれている懐紙を、ほぼこの覚明のものとするが(平凡社『書道全集』18・平安V・鎌倉I所収)これもどうであろうか。

前記沙石集には信教と朗詠注とを結びつけて述べているが、信阿撰とする『和漢朗詠集私注』六卷には、かなりの数の写本が現存し、また、寛永六年の版本がある。

弘文莊藏和漢朗詠集私注〔室町〕写一軸は卷一のみ現存するが、奥書も他本と異なり、また本文中にも「裏書云…」という他にない注文が十箇所あって、恐らくは古い形を保つ稿本の写しかと思われる。その奥書は、

永曆二年九月一日夜半注略了管見謬見多／遁世之身以不為(カ)答(カ)償禪門之命許也

とある。前述の『仏法傳來次第』にあるように、信教が近衛天皇在位中に出家したとすれば、この年は天皇崩御後六年目に当る。同じ年ではあるが、これよりも月日が少し遅れ、文意も異なる奥書をもつ本が管見では五本ある。

山田忠雄氏藏（西莊文庫旧藏）大永八年写本一冊の奥書は、⁽²⁾

応保元年辛巳十月五日相三日房扶風ニ病終抄出之功畢／信阿貧道无ニ縁ニ一衣破損風ニ励ニ之朝手ニ龜テ不レ能レ採筆／天寒之夕身縮不レ得ニ損一墨スル然令ニ禪門ノ御事ヲ懇ニ者是一深ク此故日々相励漸々終ニ功ヲ伏乞禪門照ニ我ニ此誠ニ今有ニ優恕一

とあり、これと同じ奥書を有するものとしてこの外に、同じく山田氏藏松乃家本、日光輪王寺天海藏（『日光山「天海藏」主要古書解題』参照）、更に、京都大学附属図書館蔵〔室町末〕写、清原尚賢旧藏本、同じく大永六年写、川喜田壮太郎氏所藏本などがみられる。永曆二年は九月四日に応保と改元されているので、反町本とこの奥書との間には三十余日の距りがある。前者にみられる「略了」が、この奥書では「終功」となっている。また内閣文庫蔵の一本（〔室町〕写）⁽³⁾の奥書は前半は西莊文庫本と同文であるが、その後、

此本依ニ山階寺、上乘院、律師御、詠草之焉出羽州最上郡隴山寺。

とつけ加えられている。文調が前文と異なるところからすれば、禪門と上乘院律師とが同一人として、その人を明瞭にするために、撰者自から或は後人が書き加えたものであるかも知れない。また、出羽国以下はまた別の文と思われるが、隴山寺は恐らく滝山寺の誤写であろう。⁽⁴⁾ 出羽以下は文意が不完全でもあり、何かの竄入ではなかるうか。

大東急文庫蔵本（〔室町〕写）⁽⁵⁾には首に「倭漢朗詠集之起」が附され、そのなかに、

其后人王七十三代又堀河院之時大江匡房注是曰江本、菅家菅江二
家之注。其后本ニ信救房覚明菅家之本ニ注、時代者人王七十

八代二条院応保年中南都在覺、時閑暇之余注作、為ニ六卷。

とある。⁽⁶⁾ 何に拠ったか明かではないが、江本などについては決して誤伝ではないので、これも基く所があったかも知れない。いずれにせよ、諸種の状況からすれば、私注が南都で作られたとする方が穏当のように思われる。

管見の写本ではこの外に、奥書のない本もかなりみられる。そして、奥書の有無に拘らず、卷一内題下、或いは序の下に「釈信阿」と記入されているものと、ないものとの二種類がある。この「釈信阿」はもう一ヶ所本文の中にもあり、卷三のはじめに、

女郎花釈信阿靈鬼志曰……

と続くが、この女郎花下の「釈信阿」にも記入のある写本とない写本との二種があり、内題下の「釈信阿」の有無と実は或る程度相関々係にあることが知られる。

ところが古来、女郎花の下の「釈信阿」は既に触れたように（一の註(1)）、その次の「靈鬼志」と続けて読まれ、信阿が靈鬼志の撰者に擬せられてきた。そして、彼が朗詠私註の撰者とすれば、注文中に自分の本を引くには別の形

にならうとして、信阿非撰者説の根拠ともなった。しかし、こゝで特に「釈信阿靈鬼志」と続けなければならぬ理由はなさそうである。既に清水浜臣は無窮会蔵本朗詠私註（寛永六年版）の欄外書入れに、

浜按考古鈔本釈信阿三字当在卷第三下

とし、この三字の処置として一案を提出しているが、管見の写本類を並べてみて、この説は或る程度領ける。前述の奥書を有する本をも含めて、いま写本類を列挙すれば、

	(奥書)	(内題又ハ序 下釈信阿)	(女郎花下 釈信阿)		(奥書)	(内題又ハ序 下釈信阿)	(女郎花下 釈信阿)
京 大 本	アリ	ナシ	アリ	東 急 本	ナシ	ナシ	アリ
川 喜 田 本	アリ	ナシ	アリ	京都府立綜合資料館本	ナシ	アリ	ナシ
内 庫 文 庫 本	アリ	ナシ	アリ	天 理 本	ナシ	ナシ	アリ
松 乃 屋 本	アリ	アリ	ナシ	川 口 (久雄) 本	ナシ	ナシ	アリ
東大(国語研究室)本	ナシ	アリ	ナシ	大槻文彦旧蔵本	ナシ	ナシ	アリ
静 嘉 堂 本	ナシ	アリ	ナシ	残 花 書 屋 本	ナシ	アリ	ナシ
早 大 本	ナシ	アリ	ナシ	慶應本(上巻のみ)	—	ナシ	アリ
国立国会図書館(亀田)本	ナシ	ナシ	アリ	東 北 大 本	ナシ	ナシ	アリ

のようになる。

先ず一見して分ることは、この問題に関しては、奥書の有無は何等影響がなく、内題又は序の下と、女郎花の下の「釈信阿」との二つの間に相関々係がある。この変化を明確に跡づけることはできないが、元来、この「釈信阿」は巻毎の内題下にあるべきものが、(もとは巻内題下にあつたとすれば、浜臣の提案も原則論としては筆者の意見と同

じになる。) 転写の際何時か誤って卷三内題下のものが女郎花のすぐ下に移動し、その後も若干の出入りがあって現状のようになったとみることもできよう。幸なことに、京都大学附属図書館本はこの変化の過程を留めて、

女郎花

釈信阿

靈鬼志……………

とあって、この動きをかなり明確に説明してくれるのである。この場合、「釈信阿」と「靈鬼志」とが偶然に別行になったと考えることも可能ではあるが、「女郎花」の下に充分空をとって、その行の一番下に「釈信阿」を入れていくところからすれば、単なる偶然ではなく、始から区別されていたとみてよからう。

更にこの外に、書陵部蔵〔近世初〕写本三冊(和学講談所旧蔵)⁽⁷⁾と、国立国会図書館蔵〔室町中末間〕写本三冊(藤原忠順旧蔵)⁽⁸⁾の二本は、卷一内題下と女郎花下との両方に「釈信阿」がみられ、国会図書館本には、

女郎花「外題之下ニアルヘシ」釈信阿靈鬼志……

と、恐らくは書写に際しての書入もみられる。(尚もう一本、六地藏寺蔵本中に天文十年の写本には、卷三釈信阿はあるが巻頭を欠く)これは「釈信阿」が元来、各卷内題下に夫々書かれていたのではないかとの先の推定を助けるものであり、これに従えば、先の清水浜臣の書入と同一の考えになる。更に、前記山田氏(西荘文庫旧蔵)本及び日光天海蔵本の二本には内題下、女郎花下のいずれにも釈信阿はない。このことを明解することは今できないが、少くともこれらによって「釈信阿」と「靈鬼志」との関係は、信阿がその撰者であるというように、両者を結びつけて考えるべきものではないように思われる。従って、岡本保孝以来のこのこと故の信阿非撰者説には賛意を表し兼ねる。

次に問題になるのは、奥書には信阿の名はみられるが、この私注が信救撰であることを証するに足るものは私注自

体からは見出せないことである。前記反町本では内題下に「釈信阿改信救」とあるが、後に書入れられたのかも知れず、遽に信用することはできない。従って、信阿と信救とが同一人であることを証するためには、更に別の資料に依らねばならない。

信救の著作のうち、年代の明かなものに真福寺蔵『新楽府略意七』（寛喜二写）一軸がある。この書写奥書には、
寛喜二年五月十一日魁辰於仏生院東草之也

一交了

重親（花押）〇之

とあり、その本奥書には、

承安二年壬辰三月朔八日丙子於伊／賀国伊賀郡猪田郷予野庄師見寺僧房管／

見所及略注終功還為英豪不作也偏償山階寺／義生房命也努力々々不可令及他見也

宏覽博学之人若見可嘲耳桑門信救記之

とある。

ここでは信救という名前が既にみられるが、「注略了」「管見」「償：命」などの使い方をみると、反町本朗詠私注の奥書の文と共通し、全体として頗る類似していて、或いは同一人の手になるやを思わしめる。また、山階寺の僧の依頼によることも両者同様である。（醍醐寺本略意卷上内題下には「山階寺信救」とある）しかも、当時これが書かれた予野庄は「沙石集」（卷九）にもみられるように、⁹⁾山階寺の寺領であったという。この年は私注にある応保元年より十一年後に当り、この間に若し両者を同一人とすれば、信阿から信救と改名したものかとも思われる。そして、この年は治承四年の興福寺返牒作製の八年前に当る。出家以後、治承四年まで、信救は興福寺と何等かの連りを

もちつつ、「南都に便宜の物書して居たりける程に……」（源平盛衰記・第二十九）とあるように、時に依頼されれば私注のような類の本の著作に従っていたという考えも可能となろう。

信救が自から奥書を書いた著作のうち、現存するものは管見では以上である。喜田貞吉博士は前記の論文の中で、信救の事実的究明は吾妻鏡の前記建久六年までであるとされた。しかし、醍醐寺蔵『白氏新樂府略意』（二卷）〔南北朝室町初間〕写本の奥書によって、其後のことがもう少し明かになった。この本の巻下奥書には、

寛喜二年閏正月二日於醍醐寺地蔵院書写了此書／先年之比參籠信貴山之時撰者信救本名信阿適持来／之卒介之間纔上卷許誂人書留了其後已經数年／而之今不慮之外感得他本仍所書加也俗書雖／有斬泥之之誠樂天之志已達深理大聖誠言也且為／後葉書了而已

（朱）同年三月点了 深賢記之

とあり、また上卷奥書には、

朱安貞三年正月十二日於醍醐寺地蔵院以他／本点了 深賢

墨元久二年春（カ）二月之比以信救直筆之草本／於信貴山誂当山住侶乘順房什円書写了 深賢とある。

これによれば、醍醐寺の深賢なる者が元久二年（一一〇五）二月の頃信貴山でたまく信救に逢い、その持参していた直筆の略意のうち、上巻だけを急いで什円に写し取らせた。その後二十数年経った後、恐らく上下揃った別の写しの一本を得たので、安貞三年（一一二九）正月に曾て写した上巻に点を加え、校合注も加えて、翌年の寛喜二年（一一三〇）閏正月に（恐らく上下巻すべての）書写を完了したというのである。この奥書からは略意の著作年代その

ものは明かにし得ないが、元久二年は信救が箱根にいた建久六年より十年後であり、また朗詠私注の奥書にある応保元年からは四十四年後に当る。この頃信救が信貴山に現れたとしても、年代的に特に無理はない。また、信救と直接逢っている深賢が信救の本名は信阿であると注記している以上、これ程確かなことはあるまい。従って、これまでのことから、信阿、信救、覚明は同一人であり、現存の朗詠私注もこの人の著作であると認めることができよう。

註

(1)後補藍色表紙、見返銀切箔散し、紙高二六・二糶、字面高さ二二・五糶、每行十七字内外・冊子を卷子本に改む。内題には、

和漢朗詠集私注卷第一とあり、その下に釈信阿改信救とある。他本にみられない裏書云の部分の次になる。

(二二)(小野皇朝臣作也に続く)
裏書云私勘之史記云門下有毛。遂者前自替於平原君。遂備員西行。平原君云夫賢士之処世也。辟如錐之処。囊中云々

(二四)(家々者衆也に続く)
裏書云十九鳳立。浜一鳴。声種々也。女一媪。聽之。一切。嶮谷之竹。一作笙云々。仍称笙。笙二名鳳管也。

(三四)(菅丞相に続く)
裏書云私勘之茂明入道云。黃指者如茅。ソリタル指之事也。

(五三)(為其別云々に続く)
裏書云。夏本。記云。陸行。乘二車。水行。乘舟。泥行。乘橋。山行。乘權。者權車謂以鉄以双頭長半寸施之履下。以上山。不三

知。跌一也。乘。橋。者形者如箕。適行泥上。謂板置泥上。以。通行。路云々

(六三)(為遺賢也に続く)
裏書云。殷紂王之西。伯昌為射被牖星。以美女宝器。國贖出之後。西伯子伐紂王。間西伯死。紂王伐了西伯子。立帝位。後贈周文王称云々。周武王

大公望為師。茲固伯夷等。西伯聞養老行。歸合戰。間周武王不忠不孝之由。伯夷等云。同斯武王欲殺伯夷。大公望乞免了伯夷。後行首陽山。食蕨

死了。嚴光後漢皇武皇帝御師。誦也。皇武帝与皇莽合戰。乱間嚴光隱富春山。乱逆之後。皇帝不向嚴光。仍有天變。雖遣御使。敢以不出。後皇帝御

行給同乘輿。向給了与皇帝合宿。間嚴光之足置。皇帝腋上文。泰詣有天變。由奏達。所謂皇星犯客星云々。皇帝不恠云々

(六九)(精意於音楽云々に続く)
裏書云。私勘之周郎。齊名風来花。自舞詩。周郎。誤。曲。飄。紅。袖。趙。女。欺。客。剪。錦。花。袍。

(八〇)(動似髮糸思に続く)
裏書云墨子者觀無常者也墨子悲象者蒙求文也

(二〇七)(似小玉に続く)
裏書云淮南子曰日出暘谷弘暘扶桑道。喚曰扶桑樹在暘谷。日出則住其上。二鷄即鳴也。

(二一五)(親昵之契云に続く)
裏書云或注曰白居易乍乘馬致師礼石之家師礼石見之大怒云汝作詩方免此過云隨言作此詩成。親昵之契云云。

(二二九)(可勘之に続く)
裏書云龍鐘者稽。聖賦曰同觀龍鐘者掌榮喚休之注曰以將魴之龍鐘裏貌也喚休惡咲也

(二三八)(荆楚記曰の前に入る)

寒食者晉獻公有二子。長曰申生。次曰重耳。二子母死。獻公以驪姬為妻。申生以食贈父。于時獻公出。敗。獻公歸。宮時驪姬竊以毒藥。加申生所。贈之。食。讒曰。妾聞公之子憂公之。久。此食不可不試。獻公然。其言先与〔犬〕。食而死。次与小臣。死。獻公大怒。令人誅太子申生。二重耳聞太子之被誅。与趙襄咎苑介子綏逃。隣国中路。而文公疲。而不得前。子綏割股肉。一獻重耳。一食肉。遂得逃。而後獻公死。国人求重耳。秦穆公興軍。送於重耳。於晉。重耳還国。立為主。曰之晉文公。行賞。獨忘子綏。相恨。作龍蛇歌。題晉門。而去。隱綿上山。一敢不出。文公大悔。召猶不來。文公為令。出故放火於綿上山。子綏抱木。而燒死。文公哀哭。詔国断火。老弱不堪。多死。文公以綿上山田。充子綏之祭。謂之寒食。

(同)(可驚云々に続く)
裏書云私勘之晉世家第九史記卅九曰。獻公私語驪姬。曰。吾欲廢太子。以奚齊代之。驪姬泣曰。太子之立。諸侯皆知之。而數將兵。百姓附之。奈何。以賤妾之故。廢適立庶。君必行之。妾自殺也。驪姬詐譽太子而陰令人譖惡太子。而欲立其子。卅一年。驪姬謂太子曰。若夢見齊姜。太子速祭曲沃。服虔曰。齊姜廟在所。歸釐于君。太子於是祭其母。齊姜曲沃上其薦。昨獻公。時出獵。置昨於宮。宛驪姬使人置毒藥。昨中居三日。獻公從獵。來還。宰人上昨。獻公欲饗食之。驪姬(涙)曰。從旁止之。曰。昨所從來。遠。宜試之。祭地。墳。章昭曰。得飲先祭。与犬。死。与小臣。死。名掌陰事。今闔士也。示有先也。墳起也。

驪姬淚曰。太子何忍也。其父而欲殺代之。況他人乎。且君老矣。且暮之人。曾不能待。而欲殺之。謂獻公曰。太子所以然者。過以妾及奚齊之故。妾願子母避之。他国若蚤自殺。從母子為太子所魚肉也。始君欲廢之。妾猶恨之。至於今日。妾殊自失。太子聞之。奔新城。章昭曰。新城。曲沃也。新為太子城也。獻公怒。乃誅其傅。杜原款。或謂太子曰。為此藥者。驪姬也。太子何不自辭明之。太子曰。吾君老矣。然驪姬震不安。食不甘。即辭之。君且怒之。不可。或謂太子曰。可奔他

杜原款。或謂太子曰。為此藥者。驪姬也。太子何不自辭明之。太子曰。吾君老矣。然驪姬震不安。食不甘。即辭之。君且怒之。不可。或謂太子曰。可奔他

杜原款。或謂太子曰。為此藥者。驪姬也。太子何不自辭明之。太子曰。吾君老矣。然驪姬震不安。食不甘。即辭之。君且怒之。不可。或謂太子曰。可奔他

杜原款。或謂太子曰。為此藥者。驪姬也。太子何不自辭明之。太子曰。吾君老矣。然驪姬震不安。食不甘。即辭之。君且怒之。不可。或謂太子曰。可奔他

杜原款。或謂太子曰。為此藥者。驪姬也。太子何不自辭明之。太子曰。吾君老矣。然驪姬震不安。食不甘。即辭之。君且怒之。不可。或謂太子曰。可奔他

杜原款。或謂太子曰。為此藥者。驪姬也。太子何不自辭明之。太子曰。吾君老矣。然驪姬震不安。食不甘。即辭之。君且怒之。不可。或謂太子曰。可奔他

杜原款。或謂太子曰。為此藥者。驪姬也。太子何不自辭明之。太子曰。吾君老矣。然驪姬震不安。食不甘。即辭之。君且怒之。不可。或謂太子曰。可奔他

杜原款。或謂太子曰。為此藥者。驪姬也。太子何不自辭明之。太子曰。吾君老矣。然驪姬震不安。食不甘。即辭之。君且怒之。不可。或謂太子曰。可奔他

杜原款。或謂太子曰。為此藥者。驪姬也。太子何不自辭明之。太子曰。吾君老矣。然驪姬震不安。食不甘。即辭之。君且怒之。不可。或謂太子曰。可奔他

国太子曰被此惡名以出人其誰内我々自殺耳十二月戊申々生自殺於新城此時重耳夷吾来朝人或告嬭姫曰二公子怨譖姫譖殺太子嬭姫恐因謂二公子申生之藥胙二子知之二子聞之恐重耳奔蒲吾走屈保其城自備守文秦繆公乃發兵与重耳歸晉々聞秦兵来亦發兵蹤之然皆陰公子重耳入也唯惠公之故貴臣呂卻之属不欲立重耳々々出亡凡十九歳而得入時年六十二矣晉人多附矣文

竊人之財猶曰是盜況貪天功為己力乎冒其一罪不賞其姦上下相蒙服虔曰蒙欺也介子從者憐之乃懸書宮門曰龍欲上天五蛇為輔龍昇雲四蛇各入其宇一蛇独怨終不見処所文公出見其書曰此介子推也吾方憂室未凶其功使人召之則亡遂求所在聞其入綿上山上賈逵曰綿上晉地也杜西河介休縣南有地名

預曰於是文公環綿上山中而封之以為介推田除曰一作國号曰介相山以記吾過且深善人賈逵曰私勸云夜遊人欲尋来把者蒙求楚莊絕纓注云

韓子楚莊王夜与二郡臣一飲火滅有客引衣美女告王有二人牽妾衣妾已絶其纓二王曰飲酒以醉不可責人礼乃令群臣悉断纓然緩王与晉戰軍困王數重楚車内有一人發鉞大敗三晉車主恠問之乃是絶纓之者云々

(右側番号は岩波大系本作品番号)このうち(一一五)は刊本にはなく、内閣文庫本には裏書としてではなく、「或注云…」として本文の注として出している。これからすれば、稿本としてのこの本が一応定稿とされるとき、裏書のうち或るものは本文に組入れられ、或るものは削られたのであろう。また(三四)の「茂明入道云…」については、永濟・季吟の『和漢朗詠集註』の同じ詩の中で、「茂明云」として同文の注を和文にして引用する。集註は私注より多くの注文を採っているのです、これも私注からの引用であろう。とすれば、裏書としてではなく、本文の中にある私注の一本が存したことになるうか。

(2)山田忠雄氏蔵西荘文庫、安田文庫旧蔵本。後補表紙。大きさ二三・九×一六・〇糎、単辺一七・六×一三糎、九行、毎行二十字。もと二冊を一冊に合す。前記奥書の外、卷末書写奥書には、

時大永八天十一月二日与州矢野保日土六湛寺衆寮書之同有冬至其時建洞誦詩格学之最中也又於御児者坊主丸同席云々

また、卷三末にも、「干時太永八年菊月廿九日与州喜多郡矢野保日土於六湛寺之衆寮宗訓叟書之嗚呼寔此日雨降起心氣於後起虫而散々之躰不及口詞而書畢慚愧云々」とある。

とある。

・山田忠雄氏蔵松乃屋本〔室町〕写本一冊

大きさ三〇・五×二二・九糎、単辺二二・一×一七・二糎、九行、毎行廿字。朱筆にて句点、朱引を施す。上欄に詳密な書入あり。奥書、西荘文庫本に同じ。書写奥書はなし。大槻・残花書屋旧蔵本も現山田氏蔵。

・京都大学附属図書館蔵〔室町末〕写、清原尚賢旧蔵本三冊

香色表紙、二五・一×一七・八糎、単辺一八・二五×一四・〇五糎、九行、毎行廿字。注小字双行。書眉に詳密なる書入を施す。巻頭に清原尚賢の蔵書印あり。

奥書は山田氏蔵西荘文庫本と殆んど同様であるが、ただ「信阿貧道无縁」が「貧无銀」となっており、また「伏乞禪門照我」の左側に「キントウノキヨウ」と注が加えられている。(山田本では禪門とある)
〔公任〕

・川喜田莊太郎氏蔵大永六年写本一冊

茶色表紙、二五・二×一七・七糎、単辺一八・五×一四・二糎、九行、毎行二十字内外、注小字双行。

西荘文庫旧蔵本と同じ奥書がある外に、書写奥書として、

大永六年^丙八月十七日下野国足利於小屋書之畢

とある。巻頭に山本高明の蔵書印(「為可堂蔵書記」)をおす。

(3)内閣文庫蔵倭漢朗詠集私注〔室町末〕写本一冊

縹色表紙、二五・九×一八・七糎、単辺二〇・一×一五・四糎、九行、毎行廿字、注小字双行。巻頭に浅草文庫の朱印をおす。

(4)三代実録(卷十四)貞観九年十二月廿九日条に「出羽国最上郡靈山寺預之定額寺」とあり、吉田東伍『大日本地名大辞典』は滝山寺に擬している。この寺は後に廃絶するが、西行(異本山家集)は文治三年に、平泉側からここを訪れているので、それ

より前の応保元年には勿論まだ存在していた筈である。『仏教伝来次第』によれば信救は北陸まで足跡を印しているので、越後から出羽に出て、最上川を遡り（古今集卷二十東哥1092参照）山形附近まで行けば、蔵王山の東北麓の地に比定されているこの寺に達することができる。しかし、引用漢籍が多く、しかも公卿や僧侶の実用に供せられる私注のような本が、都や南都から遠いこの辺境の地でわざわざ書かれたとは到底考えられない。また、信救はそれ程求道に徹していたとも思われないのである。藤田徳太郎氏はこの内閣文庫本奥書に従って、信救が隴山寺に於て著作したと見做されたが（『日本文学大辞典』和漢朗詠集私註の項）いま、これに従うことはできない。

(5)大東急記念文庫蔵和漢朗詠集私注（巻五・六欠）〔室町末〕写本一冊

淡茶色覆表紙、本文共紙表紙、一九・六×一四・〇糎、単辺一七・七×一一・一糎、九行、廿字、注小字双行。

元表紙外題に朗詠詩集私注（本文と異筆）、又覆表紙左肩に倭漢朗詠集とあり、右下に残本古鈔とある。この後補表紙の九字について、

此書為市莖光彦旧蔵冊皮上所題九字／即光彦手書也

森立之

とある。

(6)静嘉堂文庫蔵倭漢朗詠集私注〔室町末〕写本二冊

後補淡茶紙表紙、二六・六×一七・八糎、単辺一九・六五×一四・〇五糎、九行、每行廿字、注小字双行、書眉に、詳密な注を加う。狩谷校齊の蔵書印をおす。

この本には序の前に、次のような一文が附されている。

此書初二卷（ニシテキヤウダウノ）公任卿二条教通（イリミチニ）引引出物被進也、其ノ後大江匡房（ユキノ）云人、此注ヲスル也、其時三卷也、又人皇八十代高倉院ノ時蔵人光弘是注ヲ作也、此時六卷ト成ル也、又私注ノ私ノ字ノ心ハ、初メ学士タリシ時ヨリ法身ノ志シ依有（ル）大裡（ヲスヘリ）南都（右

小字・興福寺ニテ作也。ニ有シ時ニ徒然ノ余注作也、雖然此注天子ノ御目ニ不懸依テ私ノ字ヲ置也、然レハ竟ニ法身ノ志ヲトケ、從ニ興福寺ニ叡山ニ登リ其名改信教房法師ト云也、又南都ヘ流テ此書ノ注ヲ作ト云說ハアシキ也、流サル、事ハ注作ノ後也、其故ハ從ニ東都ニ東都ヘ書キタキヲ登ル時ノ筆者ハ光弘也、然ハ書タキノヲクニ平氏ノ糟糠武家ノ塵芥ト書也、此咎ニ依テ南都ニタマリ不レ得シテ木曾義仲ニ寄附也、

とあり、ここでも私注が南都で書かれたことになっている。

(7) 香色覆表紙、本文共紙表紙。二二・八×一六・三糎、単辺、一七・〇×一二・〇糎、八行、毎行二〇字、書眉をおく。注小字双行。奥書なく、書写奥書に、

慶長十一年卯月吉祥日詠了 仁宗房快照

とある。

(8) 倭漢朗詠集私注、淡藍菊花文様表紙、二六・四×一八・四糎、単辺、一八・五×一四・六糎、書眉をおく。九行、毎行二〇字。注小字双行。朱筆句点、上欄、行間に多くの書入あり。巻頭、内題下に醍醐藏書、忠順之印の朱印あり。また遊紙に、

此書者撰集人王六十六代一条院云御宇ニ四条大納言公任作也公任四納言内也其後程久二条関白教通為聳君彼為聳引手物其時入ニ硯蓋被出也、故硯之不出書ト云ヘリ其後至八十代高倉院御宇藏人光弘者注焉、光弘諷平家清盛、平氏糟糠、武家塵芥ト云因茲被謫依ニ附木曾義仲而大夫房覺明ト云者也、又信教房ト云也、大才之者也、公任上下分光弘六卷ト成也、前三卷記四時、後三卷雜記アツメタリ又哥ヲハ人王七十三代後堀川院時此詩能く相当レタルヲ被添タリ一人之作アラスト云ヘリ以後哥ヲ添ルノ說惡說也、公任自筆本自之内朝被下タリ、此本哥アリト云ヘリ、然則公任詩哥共被撰也、サリナカラ又以後ニモ往々可被添之、又異說此撰人王六十二代村上天皇御宇紀叔望作ト云ヘリ如何とある。

(9) 『沙石集』卷九、「芳心アル人ノ事」で、上東門院が伊賀国余野庄を「花ガキノ庄」と名づけて、興福寺に寄進したことが記載されている。『莊園志料』第三篇(四〇八頁)には余野庄を「興福寺領なり」「治田、白樫、大滝、柱四村を併せて予野郷と称す」とある。但し『平安遺文』卷六、天養元年三月廿九日の太政官符案(二五二五号)には、「…又猪田郡内予野村公田卅余町、忽号興福寺西金堂領」とあると共に、保元二年五月の東大寺三綱陳状案(二八八六号)には予野村は東大寺の官省符領に入っていたとあり、いずれとも決し難い。

(10) 『野沢血脈集』卷第二(『真言宗全書』所収)によれば、成賢の付法二十人の中に深賢の名が見え、「地藏院流」とある。また、「深賢内供、元久二年五月九日於遍智院授之」と、奥書と同年の記事もみえる。深賢の没年は弘長元年であるので、安貞三年、寛喜二年補写の記事も時間的に何等問題はない。

三

次に朗詠私注に先行し、信救が或いは影響を受けたかと思われる本について考察する。前記東急文庫本に附される「倭漢朗詠集之起」には信救が菅家之本に基づいて注の作製に当たったとあるが、菅家の本についてはいま手がかりはない。現存するものでは、江談抄の朗詠に触れた部分がわずかに挙げられる。この本は云うまでもなく、大江匡房の談話記録であるが、同じく匡房による朗詠の註として江註があり、従来、既に佚書と見做され、従って江註と江談抄との関係も余り考えられないままであった。しかしながら、天理図書館蔵(竹柏園旧蔵)貞和三年安倍直明写本二冊、及び国立国会図書館蔵(狩谷掖斎旧蔵)〔室町初〕写、文化十一年菅原長親書入本二冊の書入れは、江註を考える上に貴重であるので、これと江談抄との関係を調べ、併せてこれよりの朗詠私注への影響の有無をも考えてみよう。

天理本は貞和三年の写しであるが、ここに記入されている本奥書からみて、伊藤寿一、鹿嶋正二氏は『伝藤原定頼筆和漢朗詠集山城切解説及釈文』（昭和十四年刊）の中で、次のように述べられている。⁽²⁾

案ずるに、この古本といふのは、文章博士菅原長成が父為長の説を受けて自ら執筆加点した本を以て建長三年後深草天皇に進講し申上げた、その時の本が底本となつて、それに江大府卿（大江匡房）の説を記入し、次いで藤原式家敦光朝臣（注・略）の本を以て校したのが基礎となつてゐるのである。或は敦光の本に匡房の説が書入れられていたかもしれぬ（中略）江大府卿（注・略）がその孫匡時維順の子。從四位上式部大夫維光の本名である。の為に勘付けた文は、下冊奥にある「入道大納言撰」以下の十一行を指すのみならず、帝国図書館蔵本の欄外や余白に書入れられた詩歌の由来やそれに纏る逸話の類を記した漢文の記、或は句首

の千載佳句に於ける目名を記した頭書、或は所々に「ユ、シウヨキ」と註した評言、其他の簡単な註記類をも含むものであらう。清輔の袋草紙や清輔本古今集勘物等に朗詠江註として引用されてゐるものが殆んどこれに合致し、又匡房の江談抄とも照応する記事の多い事から察するに、これは恐らく世に佚書と伝へられてゐる朗詠註の面目を伝へるものと思はれる。「朗詠註」の原形は朗詠集本文の余白や或は裏面に勘付られていた簡単な註記類であつたと覺しい。一卷の成書であつたのではあるまい。詳細は他日発表したいと思う。（同書二一—二二頁）

いまこの上下二冊に書入れられた注文と江談抄のうち朗詠に関する記事とを照合すると、ほぼ一致するものは五十七ヶ所ある。また天理本にあつて江談抄にないものは、七十一ヶ所にのぼり、逆に江談抄にあり天理本にないものは十九ヶ所である。⁽³⁾元来天理本の書入れは菅原長成が御進講の準備として他家のものではあるが、江家の注記を書き入れたものであり、無論すべてが採られたか否かは不明である。また江談抄は朗詠に関するものばかりではないし、（醍醐寺本、神田本、前田家本などに記事の出入がある。）袋草紙所引に當つて江註とも江記ともあるので、この名称も当時一定していたわけではなからう。いずれにしても、天理本書入れ、現存江談抄の朗詠に関するものどちらも

江家の註記のすべてを網羅していないことは明らかであるが、この二つを合せ、袋草子所引、古今集勸物所引を含め、尚いわゆる江註なるものの全体をみることはできないにしても、その体裁、内容をかなりの程度に知ることができよう。また、菅家の人が江家の註記類を書入れていることは、菅家伝来の家説が匡房のもの程には完備していなかったことを示すかも知れない。但し、天理本にのみあり、江談抄にないものの中には、菅家伝来のものが混入している可能性もある。前記天理本奥書には菅原長成が父為長の説に従って講じたとあるから、菅家一家の説が別にあつたとみることが自然である。但し、為長以前に既に菅家の説がどのように纏った形で存したかは明らかではない。當時朗詠註としては江家の註のみが広く知られていたように思われる。いずれにせよ、江談抄にみえる朗詠に関するものは、いわゆる江註の一部をなすものとみることができよう。

この註記は解説にもある通り、詩歌の由来や作者の逸話類が大部分を占め、朗詠本文の語釈に及ぶものは決して多くはない。しかし例えば（番号は岩波版による朗詠作品番号）

（江談抄第六、長句事・三七四）

檢秋賦、登字作_ニ帰字_一、雪満_ニ群山_一、是文選文也、

（天理本・四九九）

今案史記、李斯伝上秦王書也、伝中帙一、又在文選歟、

（天理本・六二六）

齊事見顔氏家訓

とあるのに対し、朗詠私注では夫々、

（三七四）

文選雪賦注梁孝王雪朝引_ニ郷生_一召_テ枚叟_一遊_ニ菟園_一庚亮字元觀起_ニ南楼_一翫_レ月

（四九九）

史記漢書李斯上_ニ秦王_一書文選曰秦始皇好_レ容讓侯奏_{シテ}而止_レ之_一李斯猶以_レ勸_レ之上答曰地_一「広粟」多_シ軍_一多_シ士_一勇_ム今文其一

也

(六一六)

顔氏家訓云遠而望^{メハ}樹如^{ナツチ}齋

とあるのを比較すれば、江註なるものも少くとも天理本の書入れに関する限り、漢籍よりの引用は覚書程度のものに過ぎない。

但し、山田忠雄氏が手写された坂内義雄氏旧蔵和漢朗詠集上卷〔南北朝〕写、正安二年元奥書本には語釈について⁽⁴⁾の裏書が四十九ヶ所に施され、表の本文上欄、行間の書入れは天理本（江註）書入れと殆んど完全に一致し、たゞ、そのうち九ヶだけは裏書の中に見出される。従つて、山田忠雄氏の御説では、江註のうち、比較短文で上欄、行間などに書入れうる故事などに関する注は表に、漢籍よりの比較的長い引用は裏書にされているとみてよからうとされる。前に引いた朗詠山城切の解説の中にも、既にこの事は触れられているが、天理本や坂内氏旧蔵本の書入れよりの比較からすれば、その可能性は充分に存するし、当時の注の一般的方式にも合致する。

次に天理本書入、江談抄をも含めた江註（裏書を除く）と朗詠私注とを照合すれば、一致する個所は次の四ヶ所である。

(六九)(天理)(江談抄ナシ)(云々以下私注ナシ)
周郎者周瑜也知楽誤而必顧^{云々}代々之人不知不本為舞者可悟之

(二二九)(天理)(江談抄ナシ)
楊巨源詩有狼籍龍鐘對為之詩

(一七二)(天理)(江談抄ナシ)
盧橘花橘也而宋人周良史為枇杷不覺也(但し私注、「…盧橘也…」とあり)

(三一九)(天理)(江談抄ナシ)(「内私注」)
「四五朶古來難儀也」但大略見古集等以蓮喻山也「呂榮望華山詩曰華岳陰森秀色濃削成三朶碧芙」蓉張方古望女几

山詩曰空留香几山上碧玉蓮花散朶高^{云々}

しかし、これでも分るように、完全に一致するものは(一二九)のみで、他はその一部が一致するに過ぎず、全体の

数からすれば極めて少ない。

次に類似関係にあるものであるが、これはかなりの数にのぼる。これを示せば、（はじめに天理本書入、及び注談抄の文を先に出し、次に私注は一字下げである。）

或人曰有閑人聞奔車也（二二三）（天）（江、この前に注文あり）

言閑居之中聞奔車之声（二六四）（天）（江、少異あり）

文時此難曰可作水冷池風高松云々

文時三位被難云可作下水冷池無三伏夏風高松有（二八六）（天）（江）

辰星（古）来難義也但見漢書楚元王伝出於四仲日之星也今過五月当六月故云

此詩趣過三五月当六月古来難義也（二四二）（天）（江、少異あり）

新月人以初生也齐信公被相論以此詩為証謂夕見東方之月也

新月者故人相論歟但無証一或或以三東方月一附三三五字可謂三東方之月（二四八）（天）（江）

淳茂此詩於河原院講上皇能仰此夜所恨者先公不見云々北野御事歟

太上皇被仰曰此夜所恨者無先公云々先公者北野御事也（二五〇）（天）（江）

此詩数年作設而八月十五夜雨参六条宮所作云々

言多一年作一儲 此詩適逢十五夜陰雲参六条宮 所取出也云々（二五七）（天、この前に注文あり）（江）

作者伊鬱後曰無人々時招曰汝已入詩境云々一曲字人々期之作者曰千里一曲

作者保胤伊鬱 文時後日無人之時招保胤曰汝已入詩境但一曲字人々被難云々保胤曰河千里一曲云々保胤者文

時之卿門一弟也

(二六七)(天)(江、これより注文長し) 隱君子鼓琴時元稹靈託人稱曰詩開尽也後字不可然云々

嗟峨隱君子鼓琴之処元稹靈託人曰後字誤可作三尽字也

(三三〇)(天)(江) 懸字急字不可有文時心中思之卅年後案得必有由稱曰或減於朝綱卅年云々

文時卿不可有懸急字之由心中被思之而四十年之後案得必有之由上仍稱曰我劣ニ於朝綱四十年云々

(三三四)(天)(江) 本作之滑字或人訓曰押不可然

說云滑字訓不可ニ押讀

(三三八)(天)(江) 古人相伝曰憐字樂也避禁諱之時可用件訓

或憐字訓樂也

(三四〇)(天)(江) 劉元叔也不可謂白

此詩劉元淑作也不可謂白

(三五〇)(天)(江) 後中書王文藻此詩後万人歎伏云々

文藻此詩以後万人歎伏也

(三六三)(天)(江、なし) 野馬遊絲名也

又野馬一名遊絲

(五四八)(天)(江、小異あり) 桃李不言煙霞無跡乃為對句在淳茂願文願文如此事不避歟

桃李不言烟霞無跡者菅淳茂願文句也古人不避之歟

(六三五)(天)(江) 此句詩之本様云々可能案也

伝曰此詩者詩之本一躰云々

(六四六)(天)(江) 齋然入唐以件句称己作但以雲当霞以鳥為虫唐人称曰佳句但恐可作雲鳥

齋然法橋入唐時以ニ此詩称ニ自作ニ霞千里虫一、声唐人曰秀逸也但恐可作ニ雲千里鳥一声云々

(六七〇)(天)(江、これより長し) 朝綱被称曰後代以予并文時為一雙歟云々

文時朝臣与朝綱作ニ合此句一時文時後生也朝綱老成人也此句一、双云々

(七三〇)(天)(江) 輔昭(イ雅規) 称曰強字誠強也云々文時被称可案由數剋案後申無可改字文時曰予三年所案也云々

文時卿家兄雅規嘲曰強字誠強文時卿曰又可用何字ニ雅規朝臣曰如思案ニ突然也

などは江註と類似したものである。

このように、同文のものは極めて少なく、また内容上は同一のことを指すにしても、文がこの程度に異るとすれば私注と江註との関係は直接的ではなく、信救が私注を撰するに当って、江註をみて、参考になる注を採入れたという程の関係は考え難い。類似した個所にしても、例えば(六三五)にみられるように、「伝曰」とあるものなどは明かに、江註以外のところから得られたものと思われる。私注、江註と類似した個所をみると、大部分が天理本、江談抄の三者にも共に含まれている。元来、天理本、江談抄には重ならない話が多く、また天理本と私注、或いは江談抄と私注と、二者のみに共通する話も殆んどないことを考え併せれば、私注で採られているものは、当時広く一般にも知られた事柄であることを示すようにも考えられる。更に私注には、天理本、江談抄にはないが、同じく逸話的内容のものが、「或本」(六七)(二四一)、「師伝」(二五五)、「或説」(二八七・五六七・五八三・七二七)、「師説」(五四四)、

「伝日」(六三五)、「先達」(六五八)などとして引用され、それ以外にも、私注のみにみられる話もあり(一四、一六、一四五、二九七、五五七、五八〇、五八一)、また同じ内容であっても相違が著しいもの(九一、二四九、二五四、二六三、二六九、二七一、二七六、三二一、三二二、三三二、四〇〇、五八三、五九二、五九四、六〇九、七三〇、七四六)などもある。この種の資料は特定の一家の説に拠るといふより、多方面から蒐集されたとみられる。

次に漢籍より引用された江註の注文として、坂内本の裏書と私注を照合すれば註(4)に於て示した如く、類似の個所は十七ヶ所である。そのうち、全く一致する注文は、

(二二)
文集十三云峰攢_ニ石緑_ニ点柳苑_ニ麴塵絲_ニ也

(二三)
荆楚記曰去_ニ冬至_ニ節_ニ一百五日即有_ニ疾風甚雨_ニ謂_ニ之寒食_ニ(坂内本、荆楚歲時記)

の二注であつて、これとて厳密には異同がある。他は、類似しているけれども、私注が江註に依拠し、これを引用したとする程ではなく、この間に少くとも、もう一つ別の資料が存していることを思わしめる。坂内本の裏書即ち恐らく江註の漢籍よりの注文は、確かに貴重な先行注の一つであり、源まで遡れば、或いはこの注が他注に影響を与え、それが間接的に私注に及んだのかも知れないが、直接これに拠つたとは見なし難い。朗詠註は江家のもののみが名高いが、現存しないにせよ、他家に全くないとは到底考えられない。

尚、注の問題と関連して、本文のテキスト上の考察も当然必要になるうが、私注本文の校訂が充分でない現在この問題はまた次の機会を待つことにする。

次に菅家との関係を、朗詠私注々文に於ける当時の文人等の記載数やその記述態度からみる。先ず比較の意味から天理本や江談抄の中に於ける文人名の挙げられているものを拾うと、延べて七十四人となる。そのうち特に多いの

は菅家と江家であり、これ亦延べて夫々二十三人と二十一人となる。朗詠集に於ける作者の所収作品数でいえば、菅原文時・四十四、同道真・三十八、同淳茂・五、同雅規・三、同輔昭・二、同庶幾・一、計九十三首であり、大江朝綱・三〇、同以言・十一、同匡衡・四、同澄明・三、同維時・二、計五十首であるように、両家一統の作品が多いことからすれば、注に於ても両家の人が多いのは当然であらうし、大江匡房の注であるので、数の比率からみれば、江家に、より比重が懸けられているのも止むをえないことゝ思われる。更にこれを個人でみれば、菅家では文時が最も多く、十五回その逸話が載せられ、江家では朝綱九回、匡衡六回、以言六回が多い点で上位の三人である。こゝでも文時が最も多く話題を提供し、江家の三人がこれ亦かなり多く取上げられている。この場合、一つ考慮に入れておきたいことは、天理本の江註書入れは、菅家の人により加えられたものであつて、菅家関係者の記事をより多く書き入れてはいないかとの懸念も一応起りうる。然し註(4)に示したように、坂内義雄氏旧蔵本は藤原南家本に加えられた江註であり、それと、菅家の手によつて書入れられた天理本の江註とがほぼ完全に一致するので、菅家南家両者とも、江註に殆んど手心を加えることなく書入れていることがわかる。

次に、これと同じ仕方を朗詠私注の注文に適用すると、記載文人数は延べて四十七人であり、菅家と江家が圧倒的に多数であるのは先の場合と同様である。但し、その数は菅家廿六人、江家九人と、こゝでは菅家の数が激増し、前記の四人についても、菅原文時・一六回、大江匡衡・四回、同朝綱・二回、同以言二回と、菅家とは逆に、江家の数は激減していることが注目される。文時の弟子である慶保胤が四回あるので、これを菅家に準じて入れるとすれば、菅家と江家との差は一層著しくなる。単純に数の上での比較からすれば、菅家に重点が置かれていることは否定すべくもない。しかも、この朗詠私注の逸話的材料が前述のごとく一応匡房の注から直接採られたものでないとすれば、

私注の撰者信教は菅家に関する材料を、江家のそれよりも多く得られる位置にあつたということになる。

次にこの事を内容的に検討することになるが、先ず一般的に云えることは、江註が特別に江家の人をのみ賞讃する記述を意識的に多くし、菅家の人は批判するというような狭量な態度はみられず、勿論文時に対しても充分敬意を払っているし、この点では朗詠私注に於ける態度も同様である。例えば、朝綱については、

(六七一)
朝綱被_レ称云、後代人以_ニ予并文時_ニ為_ニ一双_ニ歟

といい、一方、文時は朝綱について、

(三三〇)
我滅_ニ於朝綱_ニ卅年云々

という記事を朗詠私注もほど同趣旨で採録している。つまり内容的にみる場合、単に家学の対抗というような外的差別にのみ着目することは殆んど無意味であるといえる。

しかしながら、例えば同じ題材に対する匡房の注と朗詠私注とを比較すると、例えば、江談抄(六三二)で

此句、渤海之人、流_レ涙叩_レ胸、後経_ニ数年_ニ、問_ニ此朝人_ニ曰、江朝綱、至_ニ三公_ニ乎、答云、未也、知_下日本国、非_中

用_ニ賢才_ニ之_レ国_上云々

と、詳細であるのに対し、朗詠私注では、

或此_レ詩唐_レ使周_レ文能_レ遇_シ時_{トモツナ}朝綱作

と、単なる事実的記述のみにとどまり、或いはまた、江談抄(七二七)で、

又云、菅三品尚齒会序、猶已衰齡之句、無力而有_ニ余情_ニ、如_ニ美女之病_ニ也、

と、如何にも相手としての文時のすべてを知り尽した者の言であるのに対し、朗詠私注では単に、

其后安和年中大納言藤原在衡卿又興此会序者式部大輔菅原文時卿也、

とある。こういう例は他にも多く、これらを比較すれば、題材の出所、その選択などについて、広い意味での江家側と菅家側という相違が存することを無視することはできないのである。

その他、朗詠私注では、菅家の人については単に名だけを書かず、特に道真については勿論、文時に關しても、「文時朝臣」、「文時卿」とし、

(六七) 文時朝臣与朝綱作合此句、

(七二九)

匡衡必前聞題明朝示此句文時朝臣曰……

(二五七)

保胤者文時之卿門弟也

などとあるのにも、菅家の人に対する私注撰者の心理的側面がみられ、また私注で四十七人の文人について述べる中で、唯一人道真についてのみ、かなり詳細な伝記的記事を孔子の獲麟の記事に關連させて載せているのも、必ずしも故なしとはしないであろう。これはまた別の機会に譲ることにするが、信救の朗詠私注、新樂府略意に共通して、史記・漢書・文選が多く引用され、特に史的記事は必要以上に長く引かれているのも、紀伝の菅家の学風と無関係ではないと思われる。たゞ、照合すべき菅家々学としての朗詠注が現存しないことは返々も遺憾である。

私注に「師説曰」とある、その師が誰を指すのか、これは個人を指すよりも家学を指しているかも知れないが、信救が少くとも学問的に菅家に近い人間であったことは、ほぼ断定することができるであろう。

註

(1)天理本は未だ閱覽の機を得ないが、山田忠雄氏の御好意により、この本の写真を、また国立国会図書館本については同氏の手

写を夫々拝借することができた。尚、天理本については『竹柏園蔵書志』（三五六頁）につきの記述がある。

「和漢朗詠集安倍直明筆一冊

墨朱青の書入多く、朱の乎古止点あり。（奥書略す）即ち安倍直明の筆なり。古筆了佐の書簡添へり。箱書は小堀宗甫の筆。」また『天理圖書館稀書目録和漢書之部第二』に「卷子本白茶色金欄古裂表紙見返金銀砂子雲形模様紙九寸三分無界外題なし内題「書名同（上（下）」とある。

国立国会図書館本は、藍色表紙（その上を更に旧上野図書館による覆表紙がついている。）料紙厚手楮紙。二五・五×一九・三糎、字面高さ二〇・三糎、每半葉六行、各行十四字内外、朱ヲコト点、墨筆返点、送仮名を附す外、上巻は藍筆、下巻は朱筆にて詳密な注文、校合書入れが加えられている。上巻、藍色表紙には中央題箋に本文と異筆で和漢朗詠集上と、また左肩に、共一本朗詠古冊被翁遺書とある。内題は上下とも和漢朗詠集とあり、その右に上巻は藍で、下巻は朱で、朗詠抄上（下）行成自筆とある。上四六丁、下四二丁。尚、天理本、国立国会図書館本両本とも奥書は次の註(2)に於て示した。

(2)天理本の書入注文とほぼ同文のものが国立国会図書館本に書入れられている。解説の中で、伊藤、鹿島両氏はそれに触れられ、江註についても見解が述べられている。天理本、国会図書館本の奥書を比較する意味でこれを次に挙げる。

天理本の奥書は次の通りである。

（和漢朗詠集上奥書）

貞和三年初秋十二日書写訖前対州刺史安倍直明（花押）

本云旧本令へ紛失而家君欲被奉 当今之間聊書写之

随家君読給愚身執筆点之未代以之可為証本歟 菅長成

建長三年十二月廿九日侍御読畢

文章博士菅長成

弘安三年九月廿三日書写畢累代之本紛失之間以愚本／書写之本重所書也

同十二月十日兩点畢 散位菅忠長

(和漢朗詠集下奥書)

入道大納言撰四条公任

不入千載佳句漢朝句除自外八首

無常羅維舟 宋之問同 祝謝僊央 妓女元積香 山家杜荀鶴吹

禁中章孝標聲 漁夫杜荀鶴灘 將軍許渾稀

むらさきのくもとそみゆるふちのはないかなるやとのしるしなるらん

上東門院御著裳御屏風藤花所 四条大納言詠

后宮有紫雲祥之本文彼時人々伊鬱納言以奉夫人被為証云々

今案奉夫人拳事指難為紫雲之本文望氣者以為 有貴女云々

唐高祖元貞皇后独孤氏生紫氣衡座云々此文如何

中宗韋皇后衣箱中裙上有色雲起云々此文如何

本奥云 建長四年四月十一日上下御読畢去年十二月九日御書始自同

十一日御書始有御読三品光兼卿藏人佐資定等追雖

被召加御侍読一身連日候御読両卷早速畢令垂黃軒ノ之幼聰不堪丹府之感悦者也 翰林主人菅在判長成卿筆也

故江大府卿為匡時朝臣被勘付之文也云々

每詩哥所々ゆ々しうよき云々雖不知由緒所注付也

校点故李部大卿敦光朝臣家本畢黄色点是也

弘安三年大呂二日朱墨両点畢同廿日如本注付畢

家本紛失之間以愚本書写之本所自書也至紕繆／俟君子而已

散位藤原達鑑長英朝臣也

貞和三年初冬十六日上下書写点畢

前対州刺史安倍直明（花押）

（以下青）
本奥書云

此書者更無私記強無秘說歟唯以謠伝兮為說亦以叶叶理為本以先人授／或人之本移点扱諸說与異說之善合点畢 翰林主人

菅在判

惟範書之奥書云

寛元二年十一月廿八日光祿員外諱畢共撫白髮対此黄卷崇文之余也

大府卿菅在判

寛元二年仲冬朔日受大府卿說畢

光祿惟範在判

寛元四年四月廿三日受御說畢抑此書者以菅大府卿御自筆本誂他筆書写畢／而去々年之比大府卿授惟範朝臣之書重勘付之偏感

先後之学被施秘藏之／説云々今之左点是也翰林之奥書中或人者即彼朝臣也然者可謂希代之証／本歟敢不可備聊尔矣

桑門澄胤在判

とある。国会図書館本は、上卷奥書は青筆、下卷は朱筆で書かれ、また上卷奥書の次に、

文化十一年二月初吉以古本校之 勘解由長官菅原長親

とある。下巻奥書では、天理本に見られる「本奥書云此書者：」以下は無い。

(3) 岩波古典文学大系所収和漢朗詠集の巻末、出典一覧を便宜的に使用する。番号はこの本による。

天理本の書入れと、江談抄の朗詠に関する文のうち、一致するもの及び、ほぼ一致し同趣旨のものを、書入れられた個所の本文(作品番号)で示せば次の通りである。

一八六、二〇五、二四二、二四八、二五〇、二五四、二五七、二六三、二六七、二六九、二七一、二七六、二七九、二九五、
三一一、三一二、三二〇、三二三、三三四、三三八、三四六、三五〇、三七四、四〇〇、四〇六、四一四、四一六、四五八、
四九九、五〇二、五二一、五二三、五四三、五四八、五五五、五九七、六〇九、六二二、六二八、六三二、六三四、六三五、
六三六、六四六、六五三、六五九、六七二、六八〇、六八五、七〇二、七二五、七三〇、七三七、七三八、七四六、七五八
天理本書入れのうち、江談抄にないもの。

二〇、二九、三二、六九、七一、七三、七九、八〇、一一三、一二九、一三二、一三九、一四〇、一四六、一五五、一六四、
一七一、二四九、二五六、二五九、二六〇、三〇四、三一六、三一九、三二二、三三一、三六三、三六九、三七四(一部)、三
七九、四〇四、四〇八、四一六、四一八、四二二、四二六、四三三、四三七、四三八、四三九、四四三、四四四、四五五、四
六六、四七一、四七九、四八三、五一五、五三〇、五三二、五四六、五五二、五六六、五七八、五九四、六〇一、六一二、六
一四、六二六、六五八、六六七、六六八、六七四、六七七、六八九、六九三、六九七、六九八、七一一、七四二、七四四、七
四七、

江談抄にあつて天理本書入れにないもの。

一三、二二、三四、四一、九一、一四〇、一六二、二一七、二二七、二五五、四三三、四八五、四九五、六二〇、六八八、七

一一、七二七、七二八、七七四

(4)書写及本奥書には、

正慶元年十月廿八日以南家冷泉証本校点之／先年此上卷以同家本加点点子細見于裏記件／本写光範卿之抄本云々、尤足指南且一家之書／前後之本雖不可依遺於今本者以越州禪門孝／自筆之本移点裏書云々、此書彼禪門之説／殊為規模之間重借請之所校点也

(下略)

本云

法眼行超

(朱)故冷泉三品筆跡也

正安二年十月十八日以証本移点加裏書訖／德治三年五月十一日受嚴訓訖

文章生藤房範

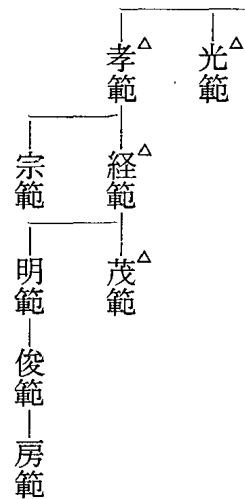
嘉曆二年十二月十八日以家説授愚息文章生宗範既訖

中大夫藤原朝臣判

とある。

いまここに出る人名を『尊卑分脈』によって示せば、(△文章博士)

(南家) 藤原貞嗣(六代略) — 実範△ — 成季△ — 永実△ — 永範△ — 範貞△



とある。越州禪門孝とは孝範を指す。奥書にある孝範自筆本については、外にも、岩瀬文庫所蔵延慶写本和漢朗詠集上冊奥の、

本云仁治三年九月四日子尅以越前入道孝—自筆御本於燈下走筆了可謂証本歟可秘蔵之云々、

とある。尚、山田氏によれば、江註裏書をもつ朗詠がもう一本あるとのことである。

さきの天理本は菅家の本に採られた江註で、恐らく裏書を省いたものと思われるが、これは藤原南家の本に、裏書をも併せて写された江註である。裏書にある引用漢籍名を示せば次の通りである。(番号は岩波版朗詠集の番号、その詩の裏書であることを示す。漢籍名右に附した◎は天理本書入と、○は江談抄と、△は朗詠私注と一致する注文であることを示す。)

- 二(池凍…) 札記 二一(山桃後…) 白氏文集十三 三四(野中菘菜…) 白氏文集十二、毛詩二、注云、箋云、△(私注略同) 荆楚歲時記
- 三八(題、三月三日ノ下) 続齊諧記(注文略同シナルモ私注初学記トス) 四一(水成色…) 太平御覽、後漢書注、文選四十四、司馬彪
- 続漢書、玉燭宝典、周官、穆天子伝 五〇(留春不駐…) 白氏文集 六九(燕姬之袖…) 吳志 八〇(或垂…) 唐詩類撰十一
- 八一(長樂…) 坤元録 一一六(瑩日…) 「此序冷泉院花宴序遅引無極主上欲還御而依聞食序首留給夫冷泉院万葉仙宮百花一洞也云々」(傍線△一致) 一二九(落花狼藉…) 芸文類聚、「楊巨源詩有以狼藉竜錦為對之詩」 一三八(夜遊…) 芸文類聚、△(私注略同)
- 琴操、△(私注略同) 荆楚歲時記、鄴中記 一四〇(款冬、題下) 本草経、爾雅、花子、吳氏、述征記、 一四〇(点着…) 漢書伝第六
- 一四一(書窓…) 白氏文集五十二 一四五(生衣…) 毛詩、注、箋 一五六(端午、題下) 荆楚歲時記、風土記 一七一(花橘、題下) 事類、注、同注、芸文類聚 一七二(枝繫…) 爾雅、広雅(私注初学記) 一七五(風荷…) 毛詩正義 一七九(緑何…) 翰苑 一八六(螢火…) 漢書伝第六、周書、御覽 一九三(千峰…) 芸文類聚 二〇八(但喜…) 典略 二二二(七夕、題下) 晉書、風土記、△(私注略同) 續齊諧記、御覽 二四九(金膏…) 後漢書廿四、注、漢儀注 二五五(天山…) 御覽 二六二(採故事…) 風俗通、唐詩類撰、風土記 二六四(谷水…) 抱朴子、風俗通、荊州記 二六九(酈県…) 「善相公…乃改作之」、荊州記 二七九(花色…) 集注文選八十三、注劉良、事類、注、芸文類聚、「或者近日…或者佐国也」 二八六(前頭…) 文子、貞觀政要 二九一(松樹…) 自筆法華経供養願文(内閣文庫本私注上欄ニ「前中書王御年三十七而可死云夢想告アリ其年自筆書法華供養之願文也」トアリ)
- 二九五(多見…) 後漢書紀 三一九(四五朶…) 後漢書注、東陽記、荊州記、臨海記、謝靈雲遊名山志 三二一(雁飛…) 王子年拾遺記 三三八(可憐…) 「古人相伝…可用伴訓」 三四六(北斗…) 「劉元淑詩也不可謂白」(天理本「詩」ナシ) 三五〇(年

△(私注略同) 〇△(私注略同) 「後中書王文此詩後万人歎伏云々」 三六三(看無…) 「野馬者遊絲也」 三七一(声々…) 続搜神記 三七四(暁入…)

「庚公事懷旧部」 三七八(翹似…) 晉書、左思招隱詩 △(私注、似) 三八〇(班女…) 李遠有班婕妤悲秋扇賦 三八四(水封…) 「聖廟十

一歲御作也」 三八五(霜妨…) 風土記 三八八(氷消…) 後漢書王霸伝

(四七七ノ注文)

(6) 文選五臣注曰魯哀公時西狩獲紫麟孔丘曰是是聖人之瑞而今無聖人乃造春秋絶筆於獲麟之句一時孔子年七十三卒
伝云昔延喜御代菅右丞相依讒配于鎮西年五十二卒楚神靈來洛報敵天子下詔奉崇右近馬場今北野天神是也其後一條
天皇御宇安樂寺有託宜其詩曰家門一掩况風煙筆硯拋來九十年大宰府官奏仍安樂寺被置文人每三節日令獻詩篇又兼
被贈大政大臣正一位其勅書大内記巨勢為時作之曰馬髭年深蒼煙之松雖老竜光露暖紫泥之草再新言菅家於鎮西
所詠作章一卷謂之菅家後集以喻孔獲麟之句歟

(6) 朗詠私注の引用書中、引用回数が多いものを挙げれば、文選(一〇八)、史記(四二)、初学記(四五)、百詠注(三二)、文集
(三一)、漢書(二〇)、莊子(一一)、後漢書(八)、千字文(八)、毛詩(五)、蒙求注(五)、などが主なものである。これに
対し、醍醐寺本文集略意では、文選(三一)、史記(二二)、年代曆(一二)、唐曆(一一)、礼記(一〇)、初学記(九)、唐書
(七)、論語(六)、左伝(五)、後漢書(五)、五行大義(五)、漢書(四)、莊子(四)、白廷翰蒙求注(三)、唐蒙求注(三)
などが主なものである。たゞ特に朗詠私注ではこの外書名はないが、多くの引用文と思われる注がある。

加注の対象の相違で引用書が若干異なるのは当然であろうが、両注とも文選、史記が多いのは共通し、また略意では、年代曆、
唐曆、唐書などが目立つ。しかもこれがいずれも史的關係のものである点、或いはこの撰者の特徴の一端がうかがえよう。

真福寺蔵新樂府略意零本（寛喜三年写）一軸はもと冊子で、毎半葉九行に書かれてあつたものを卷子に改装し、裏打が施してある。紙高二十七糎。内題には「新樂府略意第七」とあり、白氏文集卷四（新樂府）の「草茫茫」以下卷末、つまり「古塚狐」、「黒潭龍」、「天可度」、「秦吉了」、「鷗九劍」、「採詩官」までの七首に注を加えたものである。新樂府は卷三が二十首、卷四が三十首、計五十首であるので、上卷を三卷に、下卷を四卷に分けたとしてこの「第七」が最後のものであつたとしてほぼ計算が合う。もとは或いは第一と六までも揃っていたかも知れない。

醍醐寺蔵白氏新樂府略意二卷（寛喜二年奥書・「南北朝室町初間」写）一冊は表紙はなく、いまは仮綴になつてゐる。毎半葉九行で、大きさは二三・〇×一七・五糎、字面高さ約二十糎である。白氏文集卷三、四の新樂府五十首全部に注を加えたものである。

この両本の關係をみるために、新樂府の「草茫茫」以下を比較しよう。（真）は真福寺本、（醜）は醍醐寺本。○印のついたものは詩の題名であり、番号を付したものは、注の加えられた句を示すが、原句より短くしてある。番号は説明の便宜上付したものである。

（真）

（醜）

○草茫茫

(1) 草茫茫——史記・初学記・案史記

(2) 烏兔

(3) 一朝盜——史記

(1) 案史記（三本の摘要）

(2) 同上（上より稍長し）

(3) ナシ

(4) 龍柳―史記

(5) 漢文葬

○古塚狐

(6) 古塚狐―法苑珠林

(7) 哀姐―史記・史記

○黒潭龍

(8) 黒潭龍―注文ナシ

(9) 九重泉―文選・雜抄

○天可度

(10) 天可度―詩の大意

(11) 但見―五行大義

(12) 誰知―毛詩・五運図・雜抄

(13) 勸君掩鼻―春秋後語

(14) 使君―左伝

(15) 請君―琴操

(16) 交君父子―史記

(17) 咫尺―ナシ

(18) 君不見―唐曆

(19) ナシ

○秦吉了

(20) 秦吉了―語釈

(4) 異文

(5) 異文

(6) 法苑珠林異文

(7) 史記の大意を取る

(8) 詩の大意を述ぶ

(9) 見上巻注

(10) 同上、但し異文

(11) 甲乙經・五行大義(上文の一部)

(12) 毛詩・五運図(二本同上)

(13) 同上

(14) 見上巻注

(15) 同上

(16) ナシ

(17) 語釈

(18) 唐曆(略同上、上より稍長し)

(19) 陰陽神變―在上注

(20) 語釈(同上)・礼紀月令

(21) ナシ

(22) 鳳凰―雜抄・古賦題

○鴟九劔

(23) 鴟九劔―詩の大意

(24) 歐冶子―吳越春秋・説云

(25) 鴟九鑄―可尋之

(26) 莫耶―雜抄

(27) 三尺青蛇―可尋之

(28) 我玉―百詠注

(29) 我鐘可削―

(30) 不如持―文選

(31) 蟄虫―句釈

○採詩官

(32) 採詩官―詩の大意

(33) 下情上通―句釈・逍遙集

(34) 周滅―周より隋までの歴史、問答

(35) 郊廟―語釈

(36) 樂府艷詞

(37) 若求

(38) 漸及

(39) 諍臣―注文ナシ

(21) 南山―見上卷注

(22) 時務策注(雜抄に同)

(23) 同上、但し異文

(24) 吳越春秋(略同上)

(25) ナシ

(26) 文選注(上文と異なる)

(27) ナシ

(28) 同上

(29) ナシ

(30) 文選(略同上)

(31) 上の摘要

(32) 上の摘要

(33) 逍遙集(同上)

(34) 年代歴・史記・年代記

(35) 上と異文

(36) ナシ

(37) ナシ

(38) ナシ

(39) 全経・文選

(40) 諫鼓―初学記

(41) 一人負辰―史記

(42) 百辟―在上注

(43) 夕郎

(44) 春官―春秋繁露・今案

(45) 君之堂―史記

(46) 君之門―雜抄・典言

(47) 君耳―管子

(48) 貪吏

(49) 厲王・胡亥―史記

(40) 初学記(上より簡)

(41) (略同上)

(42) 見上注

(43) 同上

(44) 春秋繁露(同上)

(45) 史記(同上)

(46) 典言(同上)

(47) 管子(同上)

(48) ナシ

(49) 上の摘要

以上、両本を比較して夫々の注の特徴と認められるものをみると、真福寺本では全体として、摘句に対する注文に長短の差が極めて大きく、(8)(39)のように摘句しながら、注文のないものがある一方、(1)(7)(24)(34)(49)など、史的記述はいずれもその長さの点で当を失する程である。特に(34)は周より隋までの歴史に亘り、更に問答まで付してあり、また(49)の厲王、胡亥、煬帝の記述なども矢張この好例である。また(25)(27)のように、「可尋之」として、出典の検索過程の姿をとどめるなど、全体の体裁が整わず、未だ稿本としての段階に止まっているものといえる。

これに対して、醍醐寺本は夫々の注文の長さにもそれ程の差は認められず、注釈としての体裁はほぼ整っているといえる。対照表にある如く、両本は勿論密接な関係をもつ。個々の注文の長さからすれば、真福寺本の方が遙かに長い。さりとてこの本を広本として、醍醐寺本を単純にその略本とする関係にあるともいうことはできない。表にもある通り、注文が同文というのには、(13)(15)(28)(43)(45)(46)(47)の七句があり、一部同文というのに、(2)(11)(12)(18)(20)(22)(24)(30)(41)(44)の

十句がある。これを除けば、(4)(5)(6)(10)(23)(26)(35)などのように異文のものもある。但し、(1)(7)(31)(32)(34)(40)(41)(49)のように、真福寺本をふまえて、注文がその摘要になっていたりものや、前記(25)(27)のような「可尋之」という不明の句は削り、或いは(39)のように空白のまゝ残された個所を埋めるなどしていることからして、両本は稿本に対する、相対的意味ではあるが、定本という関係に立つものとみてよからう。比較する由もないが、醍醐寺本は上巻と下巻、草茫々の前までに、注を加える態度には、草茫々以下でみられた点と同様のものがみられる。

稿本は未整理な面を含んでいる意味で、往々編著者の学問的傾向をよく表わすことがあるが、真福寺本略意はその好資料である。この本の引用書名を挙げれば、

史記、文選、左伝、毛詩、書、管子、五行大義、春秋繁露、春秋後語、唐曆、百詠注、琴操、(応劭)、呉越春秋、白氏文集、五運図、法苑珠林、逍遙集、雜抄

などがあり、この中で長い引用をしているのは、史記、呉越春秋、雜抄であり、後の二つも、歴史、故事関係の記事であり、また引用回数からみても、史記が九回と、他に比べて最も多い。これら引用書のうち、多くは巻数の記入もなく、どれだけ撰者が直接原典に当たったかは疑わしいが、史記などは巻数を挙げたり、注としては当を失する程の長さの引用を数ヶ所している点、自から原典からの引用とみてよからう。とすれば、これは撰者の学問的傾向とまではいえないかも知れないが、学問的環境の一資料にはなるう。

尚、両本の使用した白氏文集のテキストについて神田本と比較すれば(醍醐寺本は摘句ではなく摘語するに止まるため、文集本文の上で比較しうる資料は多くはない)

君之堂兮。	○	ナシ	
(〃)			
十代採詩官	○○	ナシ	
(〃)			
前王乱亡之所由 [△]		ナシ	ナシ
(採詩官)			
鑢耶劍		莫	莫
(〃)			
鷓九劍		劍	劍
(鷓九劍)			
笑欣々		忻	
(〃)			
君莫掩		勿	
(天可度)			
黒潭龍疾		悪	
(黒潭龍)			
(神)		(真)	(醜)

などがある。醍醐寺本には比較する個所が少なく、また、両本とも書写に際しての誤りも保証し難いので、両本が同一テキストを使用したとはつきり断定することはできないが、少くとも特別異種のものを使用してはいないという消極的判断は下すことができよう。また、真福寺本には一ヶ所文集卷六、悟真寺詩が引用され、渭水細不見漢陵少於拳とあって、この「少」は金沢文庫本と一致する。また、醍醐寺本略意には本注として引用されるものがある。こゝで本注とは、白氏文集そのものゝ中に加えられた注を指しているであろう。それを挙げれば次の通りである。〔校異

注の(神)は神田本を指す]

(卷三、法曲)
本注云有貞觀之遺風

(同)

本注曰永隆元年大常丞李嗣真善審音律能知興衰云近者樂府有堂々曲再其堂々者唐祚再興之兆也

(卷三、新豐折臂翁)
雲南有万人塚即大唐將軍鮮于仲通李密等覆軍之所也見本注也

(卷三、蓋子朝)
本注云天宝十三載鮮于仲通統兵六万討雲南王閣羅鳳戰于西洱河合軍覆没

いま文集卷三の現存写本類を調べると、法曲にあるはじめの二文はいずれの写本にもみられるが、後の二文は神田本にはみえるが、他の写本にはあるものとなないものがある。その意味から、少くとも醍醐寺本略意撰述に当って使用した文集テキストは神田本に近いものと見なしてもよからう。

これと関連して、朗詠私注注文に引用の文集本文(除、書名を挙げない分)にも検討を加えておこう。それを私注の巻次順に挙げると次のようになる。(数字は前述岩波版朗詠集作品番号を示し、その注の中にあることを示す)

- (1) 卷四陵園妾 (21) 卷四牡丹芳 (21) 卷十三代書詩一百韻寄微之 (21) 同 (63) 卷四秦吉了 (69) 卷十二琵琶引 (69) 卷四井底引銀瓶 (80) 卷十三歎髮落 (84) 卷三上陽白髮人 (98) 卷三昆明春水滿 (104) 卷十一過昭君村 (117) 卷二十七過元家履信宅 (118) 卷十二長恨歌 (136) 同 (214) 卷四古塚狐 (233) 卷三上陽白髮人 (234) 卷十二長恨歌 (235) 卷十五燕子樓 (249) 卷四百練鏡 (250) 卷十二長恨歌伝 (250) 卷四李夫人 (292) 卷九勸酒寄元九 (313) 卷七詠懷 (317) 卷三新豐折臂翁 (411) (462) 卷三法曲 (463) 卷二五絃 (463) (472) 卷四秦吉了 (541) 卷一夢仙 (644) 卷十二琵琶引 (658) 卷三法曲 (662) 卷四採詩官 (671) 卷二重賦 (711) 卷三上陽白髮人 (724) (644) に同

以上のうち、卷三、四より取ったものを神田本と比較すれば、

① 不雷三千人々々々々 (神)
○○○

② 王母桃花紅不香 ○

③ 蕭々暗雨打窓声 ○△

④ 後宮無進幸者 △復○○○矣

⑤ 抽一丁点将驅向何処去 ○△

⑥ 出南山中 ○

にみられるように、神田本に極く近い本に拠っていることがわかる。

また、長恨歌、琵琶引よりの句を金沢文庫本について比較すれば

(六四四) (金)

元和十五年 ○○○秋

(七二四)

元和十五年秋 ○

などがあって、金沢文庫本とも比較的近い本に拠っていることが知られる。

また、両本にない卷についても、

(一〇四)

彩草出無根

(一一七)

流水無心自入池

(一二五)

十二年

など流布本にない字句もあり、(一二三五)は故事の説明文の中にある数字ではあるが、現存本では、たゞ東大寺、宗性の「白氏文集要文抄」の本文にみられるものに一致するだけである。

これだけでは、朗詠私註の注文の拠ったテキストの系統を云々することは無論できないが、少なくとも、テキストの上からみても、略意、朗詠注がそれ程距った時代のものでなく、また当然の事ながら、神田本や金沢文庫本などの本文に近いことは明であるといえよう。

この略意に先行する注については、いまの所、具体的に挙げることはできないし、(但し、朗詠私注が菅家に近い如く、醍醐寺本末尾に道真に言及した個所がある)また同種のもので現存するものも未だ他には見出されていない。

中国に於ては、同時代の韓愈、柳宗元などにも注があるが、白氏文集については注は遂に刊行されなかった。中国に於て、注は注釈者の文学観の表明でもあるので、その眼からすれば、文集のごときは平俗に過ぎ、加注の対象にならなかつたのかも知れない。とすれば、醍醐、真福両寺の文集略意は新樂府研究史上から注目されてよいものである。

周知の通り、平安時代は文集、特に新樂府の盛行をみた。これは白居易自身これを諷諭詩として、自己の詩の本質をこゝに置いているにも拘らず、わが国では、それが内容上筋としても面白く、当時の上流の嗜好に合致し、また美辞に豊んでいるので、謂わば文学辞典としての役割を果たした。博士家の人々が白氏を尊敬し、侍読として文集を進講

したことを、大江匡衡は、

近日蒙_ニ綸命_一、点_ニ文集七十卷_一、夫江家之為_ニ江家_一、白樂天之恩也、故何者、延喜聖代、千古維時、父子共為文集之侍読、天曆聖代、維時齊光、父子共為_ニ文集之侍読_一、天祿御宇、齊光定基、父子共為文集侍読、爰当今盛興_ニ延喜天曆之故事_一、而匡衡獨為_ニ文集之侍読_一、(『江吏部集』卷中)

と述べ、特に「白樂天之恩」という言葉すら使用しているが、文集の進講は江家に限らず、菅家をはじめ、日野家流の藤原正家などにも及んでいる。

たゞ、匡衡の文にもある通り、それは「点文集七十卷」にも示されるように、言葉の原拠を充分に追求、検討したには違いないが、その成果を蒐集して、注の形式にまとめることは少なかつたものと思われる。平安時代の奥書をとゞめる現存新樂府古鈔本では、本奥書として藤原(日野)正家による長久二年の識語をもつ書陵部本(卷三)と、⁽¹⁾神田喜一郎博士蔵、藤原茂明自筆本(卷三は嘉承二年写、卷四は本文異筆、共に天永四年茂明の加点あり。)とがある。

このうち、神田本には茂明による書入れが相当数加えられているので、これと略意とを比較しよう。神田本をみると、訓点の方にはかなりの力が注がれ、訓読にも可及的に多くの読み方が列挙、或は本文にも校合が加えられている。茂明が上欄や行間への書入れはすべて注に於て示したが、⁽²⁾これをみてもわかるように、反切など音に関するものが多く、出典や使用例に関する注文は裏書を除けば、比較的少ない。真福寺白氏略意の書かれたのは承安二年で神田本の天永四年はこれより六十年前に当る。神田本と略意注文との重複個所は注で示したが、卷三で六個所、(同趣旨二、裏書二)卷四で類似二個所に過ぎない。既に二の注(1)に於て示したように、反町本朗詠私注本文に挿入されている「裏書云」の中に「茂明入道云」とあるが、これは他注からの写しかも知れず、直ちに茂明との交渉を示すことに

はなるまい。神田本と文集略意とを比較する限りでは、寧ろ直接的交渉、或いは茂明加点本に接したとは思われない。たゞ依據原典が追及され、未整理のまま諸家にあつたもの、また現存はしないが、加点された文集本文に書入れられて継承されてきたものが種々信救によって蒐集されたであろうことは容易に想像される。しかし、同時に、真福、醍醐寺略意両本を比較した際にみたように、この略意は決して先人の加注などの単なるよせ集めに止まるものではなく、「私云」の注ではわが国のことを入れるなど、信救自からの苦心と努力の跡が残されているのである。

その意味で、筆者は略意に先行し、これに影響を与えた注として、寧ろ信救本人の撰による朗詠私注を挙げようと思うのである。多くの影響を受けたというよりも、注文のすべてとはいわれないが、朗詠私注撰出に伴ういわば副産物として、略意のある部分は成立したという方が適當であるかも知れない。

周知のように、朗詠には中国の詩人のうちでは白居易の作品が圧倒的多数を占め、その点で朗詠と文集とは極めて縁が深い。その意味をも含めて私注と略意との関連をみよう。幸にも、朗詠集の中には新樂府から引かれたものが八首あるので、朗詠本文と私注の該当注文をぬき出して比較すると次の通りである。(各一行目は文集本文。私注は一字下げ、内閣文庫本に拠る。以下同じ。番号は岩波古典文学大系本に従う)

(二九二) (卷四、驪宮高)
 遅々兮春日玉登チイタルノニノイシダ、ミニシテ 暖兮温泉溢ヌルニシテ、嫋々兮秋風山蟬鳴兮宮樹紅ダウタルニノ、セミナヒテ

驪山宮曲タカシ白唐書曰驪山宮ハ「天子避暑地」云々「百詠注曰崑崙山」有玉登ニ云驪山雖无玉登ト讚帝宮ヲ而取ル喻也
 「温泉者初学記」驪山渴篇曰(ママ)「秦始皇与神女遊而忤其旨神女唾之則生瘡始皇怖謝神女為出温泉」而
 「洗除」後人「因而以為驗」但今篇句者不可読シルシト実湯玉登ツツニト暖付文章之心可謂水依暖日似湯也

(三三三) (卷三、上陽白髮人)
秋夜長々々々 無睡天不_レ明耿々々 殘燭背_レ壁影蕭々々 暗雨打_レ窓声

上陽白髮人詩白唐「玄宗帝天宝五載已_レ後楊貴妃專_レ寵」後_レ宮無_レ進幸者六宮「有_レ美色者輒_レ潛退_レ之別所

上陽人是其一也」德宗貞元年中尚存_レ之說曰「上陽宮在_レ皇城之西南」東京耿々者傷_レ嗟貌也蕭々者閑寂貌也

(四六三) (卷三、五絃彈)
第一第二絃索々々 秋風払_レ松疎韻落第三第四絃冷々々 夜鶴思_レ子籠中鳴第五絃声尤掩抑 滝水凍咽流不_レ得

五絃彈白王起云炎帝神農氏始造_レ五絃琴文集曰趙叟抱_レ五絃宛_レ轉_レ当_レ胸撫百詠風詩曰圭声入_レ夜琴一又文集注云

琴有_レ二別鶴曲_レ又曰有_レ琴流水之曲_レ也

(五一) (卷三、昆明春水滿)
洲芳杜若抽_レ心長沙暖鴛鴦敷_レ翅眠

昆明春水滿白「天」大旱昆明池枯_レ唐貞元中開入_レ水湛_レ之言魚水草得_レ其処杜若草也宋有_レ韓憑夫_レ妻_レ契_レ厚

共化_レ為_レ鴛鴦_レ云々

(六五五) (卷四、百鍊鏡)
四海安_レ危照_レ掌内百_レ王理_レ乱懸_レ心中

文選曰天子「有_レ道則守在_レ海水外」注曰東夷西戎南蠻北狄謂_レ之海外_レ又曰四海云々「百_レ王者」説曰百者「多_レ

數之義」云々

(六六六) (卷四、牡丹芳)
庫車軟_レ輦貴_レ公_レ主_レ香_レ衫細_レ馬豪_レ家郎

庫車者_レ庇_レ車云々「後漢書云帝之正嫡曰_レ公主」文選云「才過_レ万人曰_レ英過_レ千人曰_レ豪」云々

(七〇八) (卷四、井底引銀瓶)
嬋娟兩_レ鬢秋蟬翼宛_レ轉_レ双_レ蛾遠_レ山色

井底引銀瓶ニ白ク「文君漢好女也其黛似遠山」

(七七八)(卷三、大行路)

為君メニ薰カク衣裳スレトモ君聞ミテ蘭麝シヤラ不スト馨トラモヘリ香ケイ為君カツカヘトモ事ニ容飭ホウヲ君見ミテ金翠スイヲ無シト顔ヘリ色ク

大行路文白夫悪婦々慕之意

この私注の注文のうち「」内の文が略意の文と一致する。真福寺本略意では、これらに当る部分は欠けているので、醍醐寺本のみによるが、全体として、略意の方がその注文はより詳細である。

個々の詩について更にみると、(一九二)で略意は「避暑地云々」の次に唐憲宗皇帝の行実が続く。然し、これは「驪宮高」という詩全体の趣旨でもあり、略意でこそ必要もあろうが、その詩の一部を出すに過ぎない朗詠で略してあるのは当然であろう。また、百詠注で「有玉登：取喩」の個所を略意では「有九井以玉為登」とある。「但今篇句者」以下は略意では「私云日照水暖未必実温泉是文章之情也」とあって、同文ではないが同趣旨である。とすれば、(一九二)では文集の注と朗詠の注という注の対象になる本の性質の相違により多少の出入りはあるが、略意が私注をふまえて、取捨選択しているといえよう。

(二三三)略意では、上陽白髮人の注文がより詳細である点、前項と同じ理由による。即ち、私注の「其一也」に続いて略意では「十六入内其年閉上陽宮歴肅宗代宗徳宗三皇之朝徳宗憐之賜尚書号」とある。また、「耿々」「蕭々」の語釈がないだけで、両注ほど同じである。

(四六三)共通の注文は全くない。朗詠注、文集を引くのみでこの句の注文としては決して充分とはいえない。略意はこの句に関しては全く注はない。これは当時の一般的傾向ともいえるが、撰者信教は事實的、歴史的事項に重点

を置き、この種の内容的、文学的な句には殆んど触れてはいない。その意味で、両注は単なる文字上の比較より以上に、更に本質的な面での共通性が考えられる。

(五一一) 略意は私注の「…貞元中」以下、更に昆明池について漢武帝の事績を続ける。私注が短い理由は前と同じである。私注の「開入水漑之」は「開入水漑之」の誤写であろう。略意は正しい。私注「言魚水…」以下は引用ではなく私案であるが、略意の「自茲鱗介還活孤蒲再長」を要約したものであることは明かである。略意「鴛鴦」の注はない。こゝでも両注は同じ態度といえるし、私注は要約し略意はより詳細であるに過ぎない。

(六五五) 朗詠注の「文選…曰四海云々」について略意、百練鏡の該当個所ではなく、「四海者如上」とある。如上は上巻である。上巻、七徳舞の中の注文に「四海者初学記曰東夷南蛮西戎北狄其居近海故曰四海文選云有道守在海外」とあるので、結局、両注文は殆んど同文である。

(六六六) 朗詠注の「庫車…云々」は略意にはない。庫車軟輦を合せて「王女之所駕也」とするのみで、苦心の跡がみえる。両注とも意に満たないようで、共に定稿とはいえない。その他では略意では「香衫細馬」の注もあり、全体として詳細であるが、朗詠注に引かれる注文はすべて略意に合致する。

(七〇八) 略意では「遠山色者文選注云漢文君黛似遠山之色」とあり、朗詠注ではこの大意をとる。その他の語句には両本とも注文はない。この句も(四六三)と同じ性質のものである。尚、略意にはこの句に「魏武帝之時作美人之形三教指帰注見之」と、注目に価する注文がある。これについては更に後に触れる。

(七七八) 朗詠注の注文は「大行路」という詩の大意を、詩意に沿わぬ程度に不完全にとるだけで、語釈には全く言及していない。注文としては、頗る不充分である。略意では詩意について「世間夫婦好則結昵近之交惡則成厭離

之心^ツ夫^レ為^{タル}人君之者朝愛其臣^ヲ雖加恩寵夕惡其臣^ヲ忽致誅害^ニ誠是人之凶^ニ惡難於山川^ニと注し、大意をよく把えるが、引用文もなく、感想風に止まる点、両注は一致する。また、略意は「蘭麝」「金翠」に釈を付して、全体として改善の跡がみられる。

以上、両本に共通する八首の詩の注文を個々のものに就いて比較検討したが、その結果いえることは、同文の注文が多くを占め、同じからざる場合は適当な引用が見当らず、要するにまだ固定しない不十分な個所であるときである。そういうときの完成度は概して略意の方が高い。また、既に触れたように、注文の根底にある学問教養の点でも一致するといえよう。両本の奥書からすれば、既にみたように、共に信救の撰とすることができたが、以上、内容の検討からしても無論この点は動かすことはできない。(尚、前記二ノ註(1)のうち、一三八は略意と一致する)そして、その撰述の時期は奥書によれば朗詠注の方が早い、内容上からもこの順序通りと見做すことができる。

以上、両本を比較検討したものはわずか八首に過ぎないが、両本を全巻に亘って調べると、同じ引用文をかなり見出すことができる。例えば文選でいえば、朗詠(六八七)、雄劔右腰に対し、私注では、

文選注云吳王使^ニ莫耶^一造^レ劔^ニ莫耶得^王鉄造^ニ牧^一獻^レ王^一牧私^レ之^ニ王劔鳴^王問^レ故^或臣^曰此劔雌劔也必有^ニ雄劔^一王誅^ニ莫耶^ニ云々

と莫耶の話を文選注から簡単に説明する。真福寺略意では、この同じ話を呉越春秋と雑抄とによって長々と引用するが、醍醐寺本では再び、はじめの文選注と、呉越春秋を適当に短くして、簡潔且つ十分に内容を盛っている。はじめの朗詠私注の文選だけに止まらず、更に博搜してはいるが、この三つの段階は夫々関連していることは明らかである。そして両注に重なる文は特に史記、文選の文に多いことが知られる。前述のように、こういう点では確かに、朗

詠私注の副産物としての一面がみられるのである。

私注の撰と真福寺略意の撰との間には十一年の距りがある。この間に新たに信救が閲覽した本もあって、例えば朗詠私注では一度も使用されていない唐曆が、醍醐寺本では十一度、また零本の真福寺ですら一度使用され、また年代曆も醍醐寺本では十二回みえ、白廷翰蒙求注なども醍醐寺本で三度引用されている。また他の二本には見られない雜抄が真福寺本では五回みえるのなどもあるし、その他、朗詠私注にみえないもののうちいくつかを挙げれば、五行大義(五)(一)(前醍本、後真本、以下同)、金屢子(三)(〇)、五運図(二)(二)、帝王世事記(二)(〇)、逍遙集(二)(一)、春秋後語(二)(一)などがある。但し例えば、醍醐寺本に、

有司奏曰子在辰陰陽所諱不可哭者王充論衡云辰日不哭々則有重喪顏氏云陰陽說云辰為水墓又為土墓故不得哭矣

とあるが、顏氏家訓風操篇六をみると勿論引用の注文もみえるが、同時に論衡もすぐ見出されるので、信救は別に論衡卷二十四弁崇篇にあるこの文を調べて引いたというよりも、顏氏から同時に二注を引いたとみる方が自然であろう。つまり、私注、略意両本に引かれた漢籍名のうち、実際に信救が調べた本がどの程度であったか、恐らく実際にはかなり多くの孫引き的使用もあつたことであろう。また、初学記よりの引用はかなりの数にのぼるが、この名は示されなくとも例えば、「海漫々」中に所引の「博物志」、「司天台」所引の「荊州星占」、「捕蝗」所引の「禹貢」などは明かに初学記よりと思われるし、こういう例はこの外にも多い。この本と信救の註釈との関係はいずれ別に考察したいが、こういう類の本よりの孫引的引用も決して少くはなかったに相違ない。とはいえ、朗詠私注、略意二本を比較しつゝ見てゆくと、未だ不充分の個所を多く残し、そのことは恐らく撰者自からが最もよく知っている所で、「可勘之」などとして疑問のまゝに止めている。私注によって開かれた信救自身の注釈の業とその蓄積が一部略意に受継がれ、

新たな博搜によって更に視野を拡大していった。博士家各家永年の蓄積による老大なる文集文辞の典拠を求める注釈を一所に蒐集することが、未だその機の熟さない時に当って、撰者の苦心の跡を充分に伺うことができる。たゞ私注の次にすぐ略意がくるか否か、この点に問題があり、それは、次の三教指帰注に於て触れねばならない。

最後に略意の内容にも少し触れておきたい。文集、特に新樂府が平安時代に盛行を極めたことは既に述べたし、それが如何なる受容の仕方であったかについても、曾て少々論じたことがある。⁽³⁾ それ故ここで繰返すつもりはないが、要は白居易が新樂府卷三、四に注いだ諷論的な政治評論乃至批判の情熱とは無關係に、文辞の美しさやその調べのみが官廷の嗜好に合致し、勿論諷論の意図を充分読み取った文人も少くなかったであろうが、時の情勢はその真意を真向から表明することを憚らせた。そして、これら文人は寧ろ晩年の隱遁的白居易像に理想の文人をみたのである。

然しながら、摂関体制が崩れ、院政期以後になれば、曾ての独裁的権力は、院、朝廷、武士団などの多元的な力に分散され、やがてその間に鬭争が起り、武家政権が誕生する。信救の私注が書かれた応保元年は、保元の乱の五年後に当り、また真福寺本文集略意の書かれた承安二年は、頼朝挙兵の治承四年に先立つこと、七年であり、信救改め覚明が清盛を罵倒して「抑清盛入道者平氏糟糠武家塵芥也」と書いたのは、同じく治承四年のことである。摂関政治期と、信救在世の時代とでの言論上の相違はかくの如くである。次に眼を転じて、信救の文集略意をみれば、

諷論者諷者刺也論者告也悟也言刺無道政後人悟之(醍醐寺本卷上、序)

元和主憲宗為政不平白氏居拾遺之職尤雖可獻諫其君不可隨諫故白氏畏罪不諫為遁空職之辱造此等章留世(同)

というような諷論詩の認識によって加注の態度を一貫させ、文学的美的語句に対する注は、当時の加注一般の傾向によるとはいえ極めて少なく、歴史的、政治的故事に関する記事のみに全力を傾注して、白居易が本来意図した諷論詩

の精神がここでは見事に生かされている。新樂府五十首の本来目指す目的が文字に定着して、憚ることなくこれだけ明瞭に示されたのは現存のものでは正しくこれが最初である。これは曾ての宮廷人士の朗詠的遊戯には無用のものがあり、一方からいえば曾ての学問の衰退を意味するかも知れないが、新しい時代がここに予見される。その意味からすれば、この略意は、ただに文集のわが国最初の注釈書であるという点からだけではなく、諷諭詩受容史の上からみても、注目すべきものである。

註

(1)書陵部藏文集卷三〔南北朝〕写一軸は元享四年十月一日に侍従(藤原カ)時賢が菅原為長の本を写したものである。その本奥書に藤原正家及びその相承奥書がある。それは、

本奥書云

長久二年四月十三日未時了／覆勘了判正家 以此書侍読判正家

読了 俊信

授孫顯業了判正家

以此本奉授天子了李部大卿侍中／礼部等同以侍読矣

左中弁判俊経

以此本侍御読李部大卿翰林／学士等朝臣同奉授之

左中弁親経

以此本奉授旧主了／藏人右衛門権佐信盛

授経業了／藏人頭内藏頭判信盛

以此本授天子了式部大輔菅三位／右大弁等同以侍読矣

藏人皇后宮大進経業

(2)神田本文集卷三、四に書入れられた茂明の注(欄外、行間を含む)全部を略意との比較のため、古典保存会の影印本に拠って整理すると次の通りである。『 』内は醍醐寺本略意と一致の個所。語句下()内は書入の場所を示す。上は上欄の略。

(卷三)序・漫漫(行間右)、武安反水大貌。(同)同・寒俊(同)六俊

(同)七德舞(題上)、『左伝云夫武禁暴戢兵保大定功安民和衆豊財者也』。(同)同・白髦(上)、『白髦黄鉞』『周武』(但し、醍本文をなす)。(同)同・竇(同)、王充『竇德建』

(同)二王後(題上)・二王後作賓王家『尚書成王命微子啓代殷後』曰作賓于王家与国威休永世無窮(但し醍本、後の次為賓主)。(同)題下・尚書二云夔曰憂擊鳴球搏拊琴瑟以詠祖考來格虞賓在位丹朱為王者後故称賓言与諸侯助祭年爵同推先有德

(同)海漫々・漫々(右)、武安反水大貌。(同)題下・三神山史記曰『蓬萊方丈瀛洲三神山』在渤海莫有至者諸『仙人不死藥在焉』禽獸^(イ、ヤ)自黄金白銀為宮闕欲到則風引船而去終莫能至也(醍本、同趣旨の注あり)。(同)有三神山(左)・協所速反。(同)不見蓬萊(上)・三齊記曰秦始皇令人往蓬萊山採藥望見山上有忽風引舟去見^(カ)不得到三神仙。(同)卯女(右)・切古患反、(左)・惣角髻。

(同)華原髻・鏗鏘(行間右)、々昌。髻襄(行間右)、々將。(上)、長笛賦曰髻襄施絃。論語曰擊髻襄于干海孔安国曰魯哀公時礼毀樂崩樂人皆去。

(同)上陽白髮人・(題上)、上陽宮在皇城(東京)之西南。(醍本、上陽宮在東京皇城也)。(同)鞋履(右)、々皆。

(同)胡旋女・胡旋女(題・旋右)、去声平声可通歟。(同)新豊折臂翁・瀘水(上)、文選第十九注曰瀘水名中有瘴氣。(同)点髻、々木。髻管也当雪反。宋璟(上)、璟云影。

(同)司天台・三台(上)、二台折張華死。慶雲(右)卿。

(同)昆明春水滿・滉瀟(右)、玉胡曠反。權(右下)、漢書伝卅六權筦之利注師古曰權謂專其利使入官也筦即管字也皆謂主也。

(同) 城塩州・城塩州(上)、鉢闌布吐蕃宰相也沙門。秦原(上)、李嶠百詠曰秦原開關希圻。三秦記曰周平王時白鹿嘗出此原因名白鹿原今西京苑內。

(同) 道州民・矮(題下)、烏懈反矮唐云短貌短。

(同) 馴犀・駭鷄(上)、孝經搜神契曰神靈滋液則犀駭鷄宋志曰角有光鷄見而駭也。

(同) 蛮子朝・嶠州(右)、々水。西洱河(右)、而止反。

(同) 佞戎人・朝喰(右)、々山。腥糝(上欄)、或本隸作糝。存卹(右)、々出。

(卷四) 青石・石不能言(上)、石不能言見左伝廿二(醜本、左伝の文を引く)。砧(上)、砧切韻語不利而重。(左) 居乞反。

(同) 兩朱閣・(題下) 或作对。

(同) 西涼伎・(題上)、第六十二感白蓮花詩曰埋歿漢文祖孳生胡子孫。跳梁(左)、徒聊〔反〕。一老人(上)、或本一老人云。

(同) 八駿凶・(題上)、郭璞曰紀年云比。唐之君來見以一驢馬是生綠耳八駿皆因其毛色以為名号也案穆天子伝穆王有八駿之乘。

(醜本、穆王のことを引く)。(題下)、向曰周穆王起師東至九江乘八駿馬以鼉鼉為橋梁以其勞人費財不補於国故復想而歎云々文

選郭景純江賦曰驅八駿於鼉鼉注曰八駿一鼉一驢一赤驥一儀渠黃踰輪盜驪訶古華字穰古義字也。蹄(上)、漢書貨殖伝曰牛千集樂云多角四蹄合數也。黃屋(下)、後漢書王充伝天子車以黃繒為蓋曰黃屋。万人愁(上)、郭璞曰紀年穆王十七年西征于崑崙丘見西王母矣也。

(同) 澗底松・寒雋(右)、々俊。(同) 牡丹芳、金錢(上)、金錢梁簡文帝有——賦花。

(同) 紅線毯・茸々(右)、如容反。

(同) 杜陵叟・一頃(右)、百畝曰頃去穎反。

(同) 繚綾・羅綃(右)、所交反。

(同) 壳炭翁・塵埃(上)、或本埃作灰。

(同) 陰山道・紇邏(右)、下没反。易一疋(上)、或本馬一疋。点虜(右)、胡八反。

(同) 時勢粧・推髻(左)、云桂。

(同) 李夫人・滅去々何速(上)、漢書郊祀志齊人李少君一名少翁以方術見武帝能致李夫人之形居^(カ)歲余其方益衰詐偽^(カ)發覺被誅也。傾城(上)、李延年歌曰北方有佳人絕人而獨立一顧傾人城再顧傾人国。

(同) 塩商婦・蚕績(右)、六赤。舩(右)、舩炎反舩也。緑鬢(右)、^カ還。紅臚(右)、^カ会。黄橙(右)、^カ唐。柁樓(右)、他賀反。

(同) 杏為梁・(上)、第十五詩注曰古詩云盧家蘭室杏為梁。魏徵(注)(上)、第卅一論魏徵旧宅状曰魏徵旧宅本是宮中小殿大^(カ)宗特賜以來殊恩。

(同) 隋堤柳・憫(左)、^カ潛。義旗(上)、四神旗左青一右白一前朱一後^(カ)。

(同) 黑潭龍・錦繖(上)、或蓋作繖。

(同) 天可度・掩鼻(上)、掩鼻之譖鄭袖^(カ)之計第二曰掩鼻戮寵姬。

(同) 秦吉了・秦吉了(右上)鳥名。(同) 鷓九劍・欧冶子(右)、烏侯反。

(同) 採詩官・採詩(上)、礼王制曰命大師陳詩以顧民風鄭玄注曰陳詩采其詩而視之。端默(右)、^カ木。

(裏書) 卷三、七德舞唐書志、二王後唐書、捕蝗(二)周書・会要、城塩州御覽、道州民唐書、馴犀後漢書・抱朴子、驃国樂唐書。会要「大

宗貞觀二年六月十六日：自是蝗不為災」(但、略意、会要の名を出さず)、唐書驃国案「貞元十八年春：樂士三十五人」(但、異筆か)は醍醐寺本略意とほぼ同文。卷四は裏書なし。

(3) 拙稿「平安時代に於ける白居易受容の史的考察」(上)(下)〔史学〕三三ノ四・三三ノ一

最後にもう一つ、普通覚明注と呼ばれている、三教指帰注の系統及び撰者に言及しなくてはならない。これが覚明注と見做される根拠は、既にみたように、

右写本者嵯峨法輪寺金光院上醍醐／寶幢院以兩本令校合之板行之了

という刊記をもつ寛永六年刊本の内題の下に、「覚明記之」とあり、また運敵も既に覚明注として扱っている。但し、例えば慶應義塾図書館蔵慶長十五年写本には、この「覚明記之」はなく、これが果して始から存していたのか否か疑う余地が充分ある。この刊本には刊行に当って印融の私分文句本を分段毎に挿入するなど、後の手が加えられているが、注文のみについていえば、天理図書館蔵〔鎌倉末〕写本卷下一冊、⁽¹⁾

正中二年五月廿日於高野山悉地院一校了／同六月一日重一校／金剛仏子印玄_{生年四八}

の奥書をもつ一本や、前記慶應蔵本とも、誤写と覚しき個所を除けば、殆んど異同はなく、この刊本の底本は信用の置ける本といえようが、『三教指帰注』を単に外的なことによらず、内容上から、特に信救撰の他の本との関連から覚明撰を証することができないであろうか。この点について、前述、信救の醍醐寺本白氏文集略意下には、この覚明注との関連を示唆する個所が一つある。いまこのことを論ずるまえに、先ずこの覚明注の系統について明かにしておく必要がある。

覚明注に先行するものとしてこれまで『三教勸注抄』が知られ、高野山宝寿院蔵〔平安末鎌倉初間〕写本⁽²⁾〔真言集全書〕所収の表紙にも敦光（本文と異筆）とあり、古くからこの撰者は平安末期の著名な学者である藤原敦光こ

そ最もふさわしい人物として、これに擬せられてきた。尚、全書に翻刻されたものには卷一、卷二の内題下にも「敦光」とあるが、筆者は宝寿院の原本を調べたところ、この名は二ヶ所とも見当らない。翻刻に際して原本にないこの名が何等かの理由で、加えられたものであるう。この写本は卷二以下を欠き、従って奥書もなく、これのみから敦光撰を立証することはできない。鎌倉中期を降らないもう一つの写本、仁和寺心蓮院旧蔵、尊経閣文庫蔵三教勘注抄第一一軸⁽³⁾(卷一のみ現存)にもこの名はみえない。従って、古くから敦光撰とされてきたにせよ、勘注抄を藤原敦光撰と遽に断定する事はできない。

ここに、渡辺照宏氏の御好意により、東京、靈友会所蔵の平安末期を降らないと思われるもう一つの注を閲覽する機会を得た。⁽⁴⁾

この本の元表紙見返しに、

此注都有六卷敦光朝臣依宗觀／上人勸注之云、予一見次少々抄出／之了為勸初学人也／沙門勝賢

とあり、中卷了の次に、

注本一見次

長元二年春三月上旬之比。聊鈔〔之〕

(消)

只為勸初学也

更不可及外見穴賢

沙門勝賢

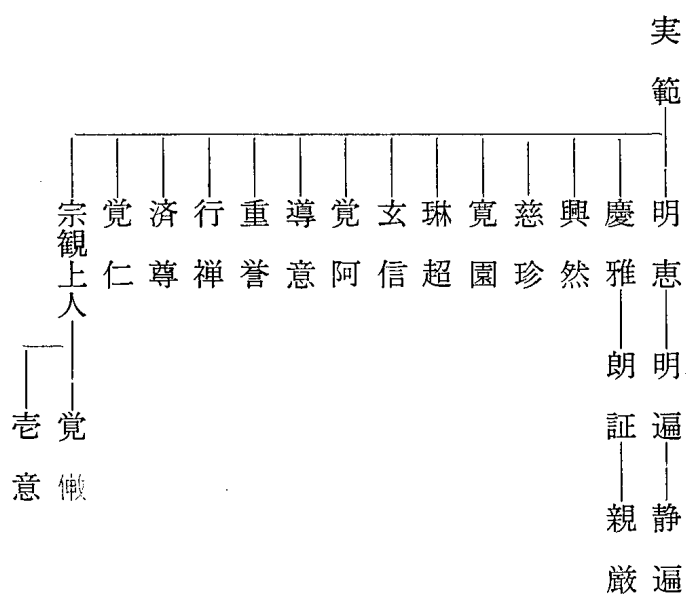
とある。下卷は欠く。但し中卷に続いて、上、中卷の抄出もれを補い、或いは既に抄出したものでも、抄出の短過ぎるものは改めて繰返し補って、三教指帰に関する部分を終る。次いで別の経文や和名類聚抄など、古辞書の一節を抄

出し、次いで文武天皇から歴代天皇の在位年数とその年号が列挙され、最後に当今として、

永萬元—乙酉七月廿八日即帝后年二〇

で終わっている。この年は六条天皇の年号であり、少くとも、この頃を降らない写しとみてよからう。歴代の写しの字は肉太で、或いは異筆のようにも見えるが、中巻終り近い個所にも矢張肉太でこの部分と同じ筆致が見えるので、後に触れる如く一筆とみてよからう。⁽⁵⁾

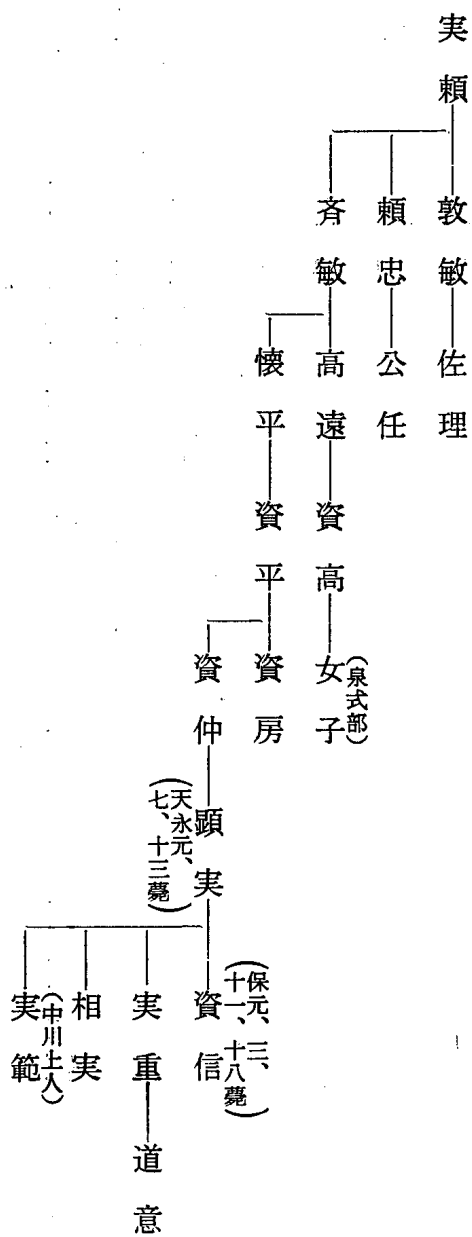
次に、識語にある宗観上人、敦光朝臣、勝賢の三人の関係について考察する。『血脈類集記』第五（『真言宗全書』卅九所収）の「実範大法師灌頂弟子」をみると、



とある。この実範には「光明山教真灌頂資号中川少将上人相実法印兄弟也」と附記があり、また『野沢血脈集』
卷第一には、中河実範とあり、また、

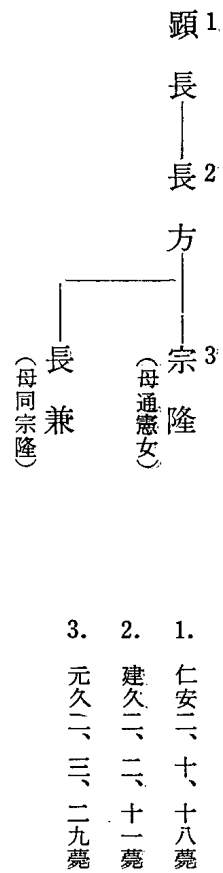
中川建_ニ成身寺_ニ後又居_ニ光明山_ニ著_ニ大経要義七卷_ニ也
とある。

いま『尊卑分脈』より略系図を引けば、

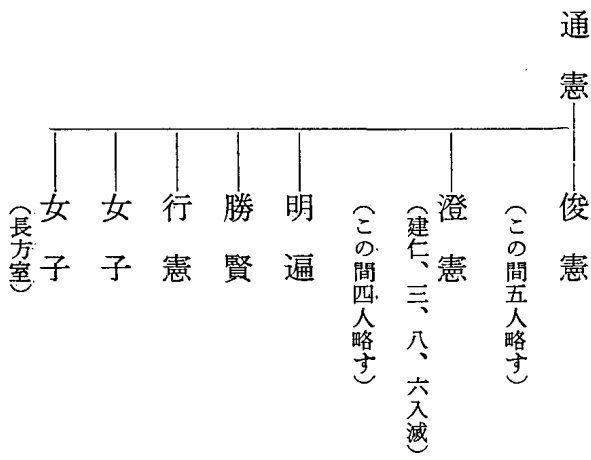


とあり、附記と合致する。次に宗観を同じく『尊卑分脈』でみると、藤原宗兼（永治元年十二月出家）の七男に宗観が
あり「阿闍梨」とある。実範の死は天養元年（一一四四）⁶であり、宗観の生没年はわからないが、その父の出家が永
治元年（一一四二）であるので、実範、宗観二人の時代的關係に別に問題はない。また宗観と勝賢との交渉の可能性
をみると、勝賢は保延四年（一一三八）生れであるので、恐らく二人の關係は成立しうる。但し、よし二人の間に時

間的に何の交渉がなかったにしても、この二人の関係をまた別の観点からみる意味で、実範の灌頂弟子の中で特に覚阿と明遍を取上げよう。覚阿は藤原長兼の法名である。『尊卑分脈』によってその系図を示せば。

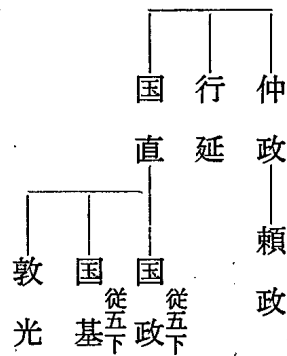


とあり、覚阿の母は藤原通憲の女であることが知られる。そこで通憲の略系図を同じく『尊卑分脈』で見ると、



とあって、明遍、勝賢、覚阿の母はいずれも通憲の子である。このように、宗観、勝賢二人の直接交渉の可能性と共

に、宗観の含まれる灌頂弟子の仲間には勝賢の肉身が二人も入っていることによって、勝賢は宗観に関して情報を知らうる立場にあるといえる。従って、「此注都有六卷敦光朝臣依宗観上人勸注之云々」という識語の信憑性については、註(5)に示したように、それが勝賢の自筆であること、相俟って、充分の裏付けがあつたといえよう。この識語の終りに「云々」とあるところからすれば、勝賢が実際にその事実を聞き知していることにはならないかも知れないが、或る意味で、この言葉は内輪の事情を充分知った者の云い方とも考えられる。とすれば、次に敦光朝臣が問題になる。『尊卑分脈』によれば、二人の敦光が見出される。その一人である清和源氏の敦光を『尊卑分脈』で示せば、



とあつて、頼政の従弟に当る。但し、父国直については、

住美濃国山県郡出家配流安芸国

とあり、山県三郎とも美濃三郎とも号したと附記され、また、兄国政、国基は共に従五位下に過ぎない。この敦光本人に位階は付されていないが、以上からみて、敦光朝臣と称せられるのは不適當のようである。いま一人は云うまでもなく、藤原明衡の子の敦光である。便宜のため『尊卑分脈』の記載事項を挙げれば、

小納言、文章博士、正四下、大学頭、右京大夫、式部大輔、母同敦基（安房守平実重女）、天養元四廿出家、八十二、

同九月廿八薨^{八十三}、大往生人、仍入往生伝、とある。

敦光の死天養元年（一一四四）に対し、宗観の生没年は不明であるが、その父宗兼の出家が永治元年（一一四二）であることからすれば、宗観と敦光との交渉は充分可能である。学者、文人としての敦光について特に加える程の事はないが、敦光には、別に同じく真言宗関係で『秘蔵宝鑰抄』（三卷⁷）という注釈書がある。この注釈は外典、内典の両方に学識をもつ藤原敦光にふさわしいものであるが、いまこの本（『真言宗全書』所収本）と靈友会本とを比較すると、本文の摘句の仕方が、長い句として出さず語として出していることが多い点や、注釈の仕方まで頗る類似し、更に、「鯨鯢」「提撕」「猩々」「戴淵」「塗炭」など、数ヶ所に同じ注文の引用がみられるなど、形式、内容とも同一人の作を思わしめる。その外にも『本朝無題詩』（卷十）には高野山の詩二首も収められている⁸。これによれば、敦光が実際に高野山に登ったとみられるし、その詩の中の「鳳藻遺文垂露妙」などは、三教指帰なども含めた空海の文章を賞讃したものであるうから、敦光がこれらの文章に無関心であったとは無論いわれない。その外にも、

…霜老八旬鬢色間。専礼千華台上仏。心憑引攝涙先潜。（第十）

…余算難知夢裏春。願念無他偷拭涙。唯憑西土往生因。（第十）

などをみれば、思想的には往生思想かも知れないが、少くとも広く仏教に傾倒してゆく心理的経過をある程度知ることがもできる。

そこで『本朝新修往生伝』（『大日本仏教全書』所収）所載の藤原敦光の条をみると、凡一生之間、深信^二仏法^一、日別^三転^二読法華經^一

とあり、また、敦光の歿直前の事として、

今我半死、唯待_ニ觀音勢至之來迎_ニ而已、臨終之時、值_ニ善知識_ニ、中川聖先受_ニ八齋戒_ニ、次受_ニ誦光明真言_ニ、

とある。こゝで「中川聖」とは前述の実範の一統を指すとみてよからう。実範の歿年は天養元年九月十日で、敦光の死に先ずること一ヶ月に足りない。実範と宗観との関係は既に示したが、これにより敦光、宗観ともに実範（中川上人）にごく近い関係にあったことが知られる。とすれば、宗観が三教指帰の注を藤原敦光に依頼することは極く自然のことと云えよう。

以上、勝賢と宗観との関係、及び宗観と藤原敦光との関係が明らかになったので、勝賢が抄出した三教指帰の注の原本は勝賢の自筆識語通り、藤原敦光撰として、ほど間違いないと思われるし、そうすれば、その死天養元年九月以前の著作であることも無論である。

ところで、前にもどるがもう一つ問題が残されている。それは靈友会本中卷了の裏にある前述の「長元二年春三月上旬」の識語である。この年は一〇二九年であり、若しこれが正しいとすれば、宗観、敦光、勝賢の三人ともこの年には勿論誕生しておらず、この三人は全く新しく考え直さなくてはならないことになる。この識語をみると、「長元」の二字はそれ以下に比べて細筆であり、また二行目に約八字分のすり消しがあるが、その上辺は前行の長元の下、二年の二の高さと並んでいる。これらから「長元」の二字は後に書加えられたとする考えも生じうる。但し、この二字が異筆であるか否かは遽に断定しかねる。いま勝賢在世中の年号で「長」のつくものを求めると「長寛」があり、この年は敦光歿後廿年、勝賢廿五歳に当り、無理はなく、更に、卷末歴代在位年代の最後「永万」はまさにこの「長寛」のすぐ次の年号である。いずれにせよ、「長元」は何かの誤りとみるべきであろう。

以上のことから、筆者は一応、この本は中巻までは長寛二年に書写され、以下増補、附載分は、六条天皇の仁安元年から二年までの間と推定し、後考を俟ちたい。

三教指帰の注が藤原敦光によって撰せられたとして、霊友会本は勝賢がそれを抄出したものであるとすれば、この本は、よし抄出されたものであり、また、仮令敦光自筆の原本そのものからの抄出ではないにしても、年代の距りかみて、現存の本としては原本の姿を最もよく伝えていることにならう。そこで、古鈔本三本のうち先ず高野山本、尊經閣本とを本文の上で比較し、更に霊友会本とも比較しよう。

尊經閣本は前述の通り仁和寺心蓮院旧蔵本であり、敦光の息頭豪はこの心蓮院で付法していることから、この本も高野山本とともに由緒正しいものといえよう。時代も原本と余り離れていないし、本文の上でも両本は勿論極く近い関係にあり、注文の順序なども殆んど同じであるが、次に挙げる句は高野山本になく、尊經閣本のみにある。「右側一字上の句（三教指帰本文）、及び頁数は高野山本、真言宗全書の頁数を示す。番号は便宜上付した。」

雖云凡聖…（三教勘註抄卷第一、p.1下）

仁王經釈曰凡聖非不見□聖即（カ）仏与三乘一凡即通（シテ）有（ニ）四生外道（イ）无（ク）（劉子曰命…の前）

遂乃朝市…（同、p.2下）

郷陽上書曰土有伏起（スル）堀穴巖藪之中（イ）本（左思蜀都賦曰、毛詩曰、の間）

復有一表甥…（同、p.4上）

唯識論云追触暴熱假戻為性（イ）…反復戻也、と、史記倭幸伝曰…の間）

今当傾竭…（同、p.10上）

法華經曰在於閑処修攝其心イ无（…不可通發矣と文選鈔曰の間）⁽⁴⁾

欲披彼趣…（同、p.10下）

三端見上（…照一隅哉の次）⁽⁵⁾

從教如円則庸夫子可登三公逆諫似方則帝（同、p.13下）

史記 又曰 又曰 又云 諸葛亮出師表 雜書 洪範五行（引用本文略）⁽⁶⁾

本文の切り方が高野山本では、「…則帝皇裔反為匹傭」まで続く。また、注文の方でも高野山本では史記、又曰…洪範五行までなく、後漢書、晉書、帝王世紀、呂氏春秋、誠子拾遺の注文のみがここに置かれてある。後漢書以下は尊経閣本も同じ。

皇裔反為匹傭（同、p.13下。）

後漢書…誠子拾遺（高野山本前句注文にあり）⁽⁷⁾

上達天子（同、p.14上）

（一行アキ）（高野山本同じ）⁽⁸⁾

夏殷傾滅…（同、p.14上）

広雅曰…顏氏家訓曰⁽⁹⁾

高野山本同じ。但し、「広雅」の前に、(6)の史記、又曰…雜書、洪範五行が入る。また高野山本「雜書」の前に、「晏子春秋」よりの注文があるが、尊経閣本にはなし。

嗜酒酩酊（同、p.17上）

蛭玉篇之吉一結二反水蟻也イ无（相對而泣の次）⁽¹⁰⁾

恒見蓬頭…（同、p.17下）

⁽¹¹⁾ 鈔曰蓬頭 如蓬之乱後イ无（曆歴齒の次）

数十熠（同、¹⁹上）

瑠玉集云阮富字子常晉時留人也為性好酒（…不肯顧の次）⁽¹²⁾

尊経閣本は卷一のみであるので比較しうるのは以上である。こゝで、「イ无」という校合注は行間にではなく、本文の中で一、二字分を取って書き加えられているし、本文と一筆である。つまり、尊経閣本が写されるとき、同時にこの校合注が加えられたものといえる。この外、異筆と思われるが、尊経閣本には高野山本にはみられない、大部分内典よりの引用を含む裏書が十一ヶ所にある。⁽⁹⁾

このような尊経閣本のみにある句、及び高野山本のみにある個所を霊友会本と比較すると、(1)(2)(3)については、霊友会本はその本文に対するどの注文をも抄出していないので、異同は不明である。(4)では、霊友会本は「張晏曰蠡瓢也」と「法華経」の注文を除いて、「莊子」「張銑」「文選」、全部の注文を抄出している。但し、尊経閣本にのみある「法華経」よりの注文の前後の「張銑」と「文選」の注文が、続いていないで、「文選」の方は、梗概の注文として、別行に書かれているので、「法華経」の注文について、霊友会本が原本にあるのを略したのか、或いは原本に始から無かったか、判断し兼ねる。(5)も「後漢書詔曰逗々管窺豈能照一隅哉」を抄出していないので、それに続く、「三端見上」は抄出もれか否か不明である。(6)の「史記夏桀」「又曰」「又曰」「又云」「雜書」「洪範五行」までは、高野山本では夏殷傾滅…という本文に対する注文として引かれ、内容的には高野山本の場所の方が適當である。但し、霊友会本はこれを全部抄出しないので、原本が果してどちらの文に対して採られた注なのか明かではない。また、尊経閣本(6)になく高野山本(9)の中にある「晏子春秋」の注文は霊友会本にも存する。(8)は高野山本、尊経閣本共

に注文を欠き、一二行空いたまゝであるが、靈友会本はこの注文一切を採らず、従って一二行空きが原本通りか否か不明である。(10)も靈友会本は殆んど注文を採っていない。(11)は靈友会本、

蓬頭（一）如蓬之乱也

毛詩曰首如飛蓬

とあって、「（一）如」は尊經閣本と一致する。そして尊經閣本ではこの注文末に「イ无」とある。また、尊經閣本では注文全体に亘りヲト点を加えられているが、以上の高野山本にない(1)と(12)までの句に限り、ヲト点はなく、たゞ(11)、つまり靈友会本にもある句にのみヲト点が付され、(靈友会本、ヲト点なし)この句のはじめに尊經閣本では、それが何を指すか明かではないが、「鈔曰」とあるのも注意されてよからう。(12)靈友会本はない。

以上、靈友会本が抄出本であるので、比較出来る個所は少ないが、高野山本になく、尊經閣本、靈友会本に共通する注文が一ヶ所だけ見出され、逆に尊經閣本になく、靈友会本と高野山本に共通する注文も一ヶ所ある。尚、卷二は尊經閣本は欠けるので、靈友会本と高野山本とのみを比較すれば、

若乃赴…(卷二 p.27 下)

(名越人)得長乘君禁方為醫

が高野山本では欠けている。

以上、三本を比較した結果、高野山本、尊經閣本と靈友会との間では、特にどちらが、靈友会本により近いとも直ちには決定し兼ねる。たゞ、本文の出し方などで高野山本、尊經閣本は同じく摘句の形をとっているのに対し、靈友会本では摘語の形で出している点、また(8)でみたように、高野山、尊經閣本とも同じ個所が空欄になっているなど、

両本は極めて近く、両本とも靈友会本とは少しく離れているといふべきであろう。つまり、原本が撰ばれて後、割合に早い時期に、高野山本、尊経閣本という異本が既に併存し、尊経閣本のごとく、注や裏書の増補も加わったのである。奥書によれば靈友会本が原本よりの抄出とも考えうるので、そこに相違が生じたともいえようか。「勘注」に對し、「勘注抄」などという名称は敦光自身によってつけられたものではないと思われる。

次に、靈友会本をふまえた上で、尊経閣本・高野山本と覚明注とを系統上検討すると（以下、靈友会本を抄本、尊経閣、高野山本を夫々勘尊、勘高、覚明注を覚注とする）、

(1)抄本、勘高、覚注三本に共通する注文 一七六

(2)抄本になく、勘高、覚注二本に共通する注文 八〇

となる。但し、前述のように、抄本巻中の次に抄出もれの注文二十ヶ所あり、そのいずれもが、勘高、覚注とも合致するので、当然のことながら、(2)は元来(1)に或る程度準ずべきものであろう。従って、覚明注は抄本、勘注抄の注文を相当数採り入れ、寧ろ同系統のものともいえよう。また、

(3)抄本、勘高にあり、覚注にない注文 六三

(4)抄本、覚注になく、勘高にのみある注文 八四

のうち、(4)は前と同様、(3)に或る程度準ずべきものであるので、覚明注は唯、抄本、勘高をそのまま採り入れているだけに止まらず、取捨選択していることがわかるし、

(5)抄本、勘高になく、覚注のみにある注文 二〇四

によれば、覚注にはかなり多くの増補があることも知られる。また、抄本、勘高と同じ注文が採り入れられている場

合であっても、その順序はかなり違っていて、覚明注編集に当って、先行注の順序替増補などによる新しい組立てがなされたことが知られる。また、(3)にある、覚明注にない注文とは、実際に当ってみれば、単純にその注文が削除、減少しているのではなく、抄本や勘高に代る新しく撰ばれた、より適切な注文に差し替えられていることが多く、それが(5)の数の中にも入っている。

覚明注には、敦光注と成安注について、特にその引用に当って、それぞれ「光―」「安―」と注文の頭に冠せて、その出所を明かにしたものがあつた。成安注については、明かではないが、勘高に照合すると共通する注文がたゞ一ヶ所しかない所からすれば、覚明注が新たに採用したもので、異なる系統のものであろう。「光―」のついているものは、卷二まで、

(6) 「光―」とある注文のうち抄本、勘高にもあるもの 二九

(7) 「光―」とある注文のうち、勘高にのみあるもの 三四

とあり、(7)は(6)に或る程度準ずるとして、この敦光注は抄本の原本や更に勘注抄とほぼ一致するものとみてよく、覚明注で敦光注として扱っているのは靈友会本の原本を指すとみるべきと思われる。但し、抄本や勘注抄の注文は覚明注で「光―」をつけたものよりも、その数は遙かに多い。この「光―」を覚明注撰者がつけたことを考えると、抄本の原本である敦光注に更に先行する注があり、敦光はこの注を数多く受け継ぎ、たゞ「光―」のついたもののみを、新たに加えた注として区別したとみるべきか、或いは「光―」を厳密な数として考えず、時々つけたものとすれば、特に先行する注を想定することはありえない。又「光―」「安―」に共通した注文が恐らく皆無とはいえず、そういう時の附号が何一つ付されていないので、この附号の数自体をそれ程問題にすべきではないかも知れない。覚明注の

うち、「光」がついて、抄本、勘高ともない注文が三ヶ所あるが、これもこの附号付けの不正確さの証左とみなしえようか。もし先行注の存在を認めれば、覚明注撰者は敦光注と先行注を両方ともみていることになるが、先行注には全く触れないし、又敦光注よりも先行注の方がより大部なものとなつて、やゝ無理が生ずる。こゝでは矢張、覚明注作者が敦光の注文として気がつきたいくつかに適宜「光」をつけたとみたい。

以上をまとめるに当つて、覚明注版本卷上中二十八丁・ウには、

好談人短莫顧十韻之銘

という三教指帰本文に対し、その注文として東漢の崔子玉の座右銘の十韻全文が挙げられて、これに続けて、

本注^{ニハ}第一二之句計載^ス以下私^ニ以^テ余注^ヲ書^ル

とあることが注意される。この座右銘の全文が勘注抄^高には載せられ、抄本には第一二句のみが載せられていて、覚明注でいう本注の注文と一致している。覚明注でいう本注が何を指すのか、断定的にいうことはできないが、抄本の原本である敦光の注と解することもできよう。とすれば、勘注抄は敦光の注に対して、何人の手になるかは勿論わからないが、若干の増補が加えられたものということになる。つまり、抄本と勘注抄と比較したとき、抄本なるが故に、勘注抄にあって、抄本にない注文と、単純に考えるものゝうちには、或いは勘注抄の増補分も含まれているかも知れないし、覚明注で「余注」といったのは或いは勘注抄をさしているのかも知れない。但し、その増補分を判別するとは現存の資料だけでは到底不可能である。若しそうとすれば、敦光の注なるものは、現存の高野山本、尊経閣本勘注抄よりも少し小規模のもので、寧ろ抄本に近いものであったかも知れないし、覚明注は一応敦光注によりつゝも、勘注抄などをも含めて尚、名前を挙げていない、「余注」から、注文を採ったことも考えられる。それに加うる

に、覚明注の撰者自身の努力による増補分も少くはなかつたことは無論である。

覚明注とそれに先行する注との関係について、検討しえたことは以上である。これらのことをふまえて、覚明注の撰者について少しく考察をすゝめよう。

醍醐寺蔵白氏文集略意下は文集卷四の注であるが、その「井底引銀瓶」の詩に対する注文に、

蟬娟^{ワルシ}兩鬢秋蟬翼者魏武帝之時作美人之形^{ルニ}三教指帰注^ヲ見之

という個所がある。こゝに引かれる三教指帰注がどの本を指すのか、これのみでは明かではないが、いま試みに三教指帰覚明注の該当個所をみると、刊本卷上下二十八丁・ウラに、

蟬鬢 崔豹古今注云、魏文帝絶所愛、宮人^ニ英瓊^ニ樹始制^テ為^ニ一^ヲ望^ハ之^ヲ瞽^ト眇^ト如^ニ蟬^ノ翼^ノ、故曰^ニ一^ヲ也、

とある。この注文は、三教指帰本文の、

飄雪之蟬鬢占此羌族

の蟬鬢に対する注であるが、その中の「瞽眇如蟬翼」は、略意に於ける「蟬翼」に対する注としてもそのまま通用する。醍醐寺本略意で指摘しているのは恐らくこの注のことであろう。但しこの注は抄本にはないが、勘注抄^高には同文が収められている。そして覚明注では「崔豹古今注云……」以下の注文の頭に「光」は冠せられていない所からすれば、直ちにこれを信用することはできないが、或いは勘注抄の増補分かも知れない。いずれにせよ、略意で挙げられた三教指帰注を、可能性はあるにしても、覚明注の撰者を信救として立証する資料としては不充分である。

醍醐寺本略意に於て、(イ)同じ略意の中で既に引かれた注文の重複を避ける場合、(ロ)ある書の文を敢て引用しないときの用例を示せば、(イ)については、

天寶末祿山叛シヌメダリノヒ 見上注

参商者見上卷注

神變皆可測者在上注

のような使い方をし、又(口)については、三例に過ぎないが、

属車者カ金屨子可見之

嘉禾生九穗瑞麦秀両岐者 百詠注可見之

…三教指帰注見之

という使い方をしている。(イ)の場合は自注の中でのことであり、(口)は他の書を指示する場合であるが、この三例から先の三教指帰注に対し、「可見之」と「見之」という相違はあるにしても、これが自著であるという特別な扱いにされているとは思われない。つまり、この点からみても、覚明注が信救の撰であることを、否定することには勿論ならないが、これだけでそれを積極的に証することはできない。

次に、信救の和漢朗詠集私注をも併せ考える必要がある。さきに挙げた「井底引銀瓶」(新樂府卷四)の詩はそのまま、同じ句が朗詠集にも採られ、私注に於て信救による注文に接することができる。既にみたように、原詩の句は、

嬋娟両鬢秋蟬翼宛転双蛾遠山色

であるのに対し、その注は、

文君漢好女也其黛似遠山

とあるように、極めて簡単であり、こゝでは蟬翼という語について未だ何等の解決も与えられてはいないのである。

ところが、醍醐寺本略意に於ては、同じ語句に対し、既述のように、三教指帰注を挙げて、これまで不十分な状態のままに残した個所に一応説明を加えた。三教指帰注が何人の撰であるかは別として、少なくとも、朗詠私注と醍醐寺本略意撰出の中間の時期に於て、信救が三教指帰の注に接して、これを新樂府注作製に使用したことだけは確かであり、更に一步を進めれば、その時期に信救自からも三教指帰の注を作る可能性があることは否定すべくもない。

そこで、次に、覚明注に於ける引用書を朗詠私注、新樂府略意のそれと比較しよう。抄本、勘注抄、覚明注の三注を通してみると前述の通り、多数の共通する注文がある。また抄本にはないが、勘注抄、覚明注に共通する注文も亦相当数になる。勘注抄（真言宗全書所収）は卷二までであるので、こゝまでに限るが、いま、これら共通分の総てを成安注をも含めて覚明注から除いて、尚、残る注文は一応覚明注の増補分ということができよう。これ亦既に触れたが、この増補分には余注から取ったものもあろうし、注釈者自からが、諸書から新たに採ったものも共に含まれている筈である。この増補分の引用書名から抄本、勘注抄の中に出てくる引用書名を取除いて残ったものは、覚明注の増補の中でも、比較的注釈者の特色がよく示されている注文といえよう。

この残された注文（引用書）に於ける特徴の一つは、当然のことながら仏典の多いことである。それを挙げれば、須弥四城経、五戒擅那論、天台法華疏、大集経、賢愚経、仁王経、法華義疏、観仏三昧経、五戒経、法華分（文）句、仏本行集経、清浄法行経、止観記、宝積経などである。これと対比の意味で、卷二までの抄本、勘注抄、「光一」、「安一」の注に於ける内外典の数を比較すれば、

(内典)

(外典)

抄本

六

四〇三

勘注抄 一七 六五九

光一 六 六〇

安一 二 二九

となり、抄本は巻中まであるので、巻中の分を示せば、

抄本 六 一八〇

となり、いずれも、外典が圧倒的に多数である。また、「光一」「安一」は全巻に附されているので、巻二以降の数を示せば、

光一 八四 二〇〇

安一 一 三一

となる。こゝで、「光一」の内典の引用が目立つが、これは、三教指帰本文が終りに近づくにつれて内容的に次第に仏教を中心に述べられているので、特に巻下に於て「光一」も相当内典の引用に力を注いでいるためである。それを明かにさせる意味に於て、覚明注巻下に於ける内、外典の引用数を示せば、

覚明注 七六 一七九

となる。こゝで七十六ヶ所という数の意味であるが、これは「光一」に於て、力を注いで内典を博搜したその数を除いた後のものであって、更に七十六ヶ所を加えたということは矢張、覚明注撰者の仏典への教養を充分に示していることになる。と同時に、この撰者が外典の方にも相当の教養のあることも改めて知られる。

最終的に残された注文の引用書のうち、外典の中に比較的珍しく、少くとも孫引とは思われない「雜鈔」が二度使

用され⁽¹¹⁾、卷二以後の一回を合せて計三回あるのも注目される。そこでこの「雜鈔」の、朗詠私注、文集略意に於ける使用をみると、私注にはないが、真福寺本新樂府略意では五回の使用がみられる。さきにも述べたように、略意は、それに先立つ私注作製に際して使用した書をかなり利用すると共に、私注のときには使用しなかった多くの書をも活用した。とすれば、略意と覚明注の間に、しかも、この注釈者独自の使用と考えられる書の中に、他には余りみられない書が共通していることは、略意と覚明注作者を同一人とみなす可能性は充分あるといえよう。しかも、前述の如く、信教が私注と略意の中間に於て三教指帰注に関心を示し、何かの注が介在していることが知られているので、朗詠私注とはなく、文集略意と覚明注との間に共通するものをもつことも必ずしも無意味ではなからう。

以上覚明注の系統を調べ、またその作者を信教と結びつけ得る条件を検討してきたが、可能性は充分あるにせよ、結局両者を同一人と断定するまでには至らなかつた。運做をはじめとして、この撰者は覚明と見做されていることもあり、もう少し条件がそろえば、断定を下し得る一歩手前まで来たことは事実ではなからうか。これについては、更に補訂を加えてゆきたい。

本稿は元來、信教とその著作について、特に信阿、覚明の三人が同一人であるか否かを明かにしようとし、更に、和漢朗詠集私注、文集略意二本、三教指帰注が果してその撰になるか否かを検討することを目的としたものであつた。結果的にいえば、三教指帰注を除けば、その目的はほぼ達せられたといえよう。但し、和漢朗詠集私注本文の校合が行われていない現段階に於ては、当然言及すべき事も差控えたし、逆に幾分深入りし過ぎた点もあつたかも知れない。なお、意に満たぬ点は多々あるが、他日を期するつもりである。

註(1)本文共紙表紙、粘葉装、両面書。料紙、厚手斐楮交梳紙。二五・八×一五・八糎、単辺二〇・四五×一三・二糎。押界、七行。全卷に墨筆声点、清濁点を付す。表紙左肩に三教指帰註卷下本、とあり、右下に印文とある。内題、三教指帰註卷下とある。裏表紙見返に宝輪院とある。

(2)本文共紙厚手斐紙、渋引表紙。破損して半ばのみ残存。二六・〇×一五・五糎。粘葉装、両面書。押界二一・五×一三・〇糎。有界。朱句点、ヲコト点、朱墨両様の振仮名、墨筆四声点、清濁点を附す。左肩に、

敦光注

三教勘注抄第一二上巻 とある。内題には、三教勘注抄第一とあるが、その下に敦光の名はない。

(3)後補藍色表紙。紙高二七・八糎、界高二四・八糎、有界、毎行十四字。料紙斐紙、裏打を施す。内題、三教勘注抄卷第一。朱筆にてヲコト点(円堂点)、声点、清濁点、読仮名、豎点を、墨筆にて読仮名を付す。巻頭に仁和寺心蓮院の朱印をおす。本文中に校合注あり、所々に異筆と思われる裏書がある。

『血脈類集記』第五(一一二頁)に、

頭豪律師。式部大輔敦光朝臣子。改明覚。寿永元年五月八日卒。

とあり、その師世豪(範覚)は心蓮院法師と号し、頭豪も同院に於て受法しているので、心蓮院に勘注抄が所蔵されていたのは極めて自然である、

(4)この本には岡山在住の稲谷祐宣氏の論考(「敦光作と伝える「三教勘注抄」と「三教指帰注」について」・印度学仏教学研究一五―二)があり、又筆者と共同で同書の解説と翻刻が出ることになっている。(三田史学会編「史学」四八―四号予定)

この本は、後補蓮花文様絹淡茶表紙。綴草装。両面書。一六・七×一四・九糎、字面高さ約一五・七糎。全卷に墨筆にて返点、送仮名、所々に声点、清濁点を施す。返点、一、二、三などは、文字の左下でなく、左最中に付されている。元表紙に外題はな

く、また内題もない。後補覆表紙左肩に異筆で三教指帰敦光注とある。尚「昭和卅九年三都連合展観入札目録」一〇番参照。

(5) 国立東京博物館には祈雨法日記〔鎌倉初〕勝賢自筆本一軸（重文）が所蔵される。後補、淡縹色絹表紙、見返金箔散し。紙高三〇・九糎、界高二七・二糎、各行二〇字内外。外題、本文と異筆にて祈雨法日記醍醐勝賢筆、背面古文書、内題、建久二年辛祈雨日記。末尾に、

先師権僧正祈雨仕日書記也 伝領成賢

と弟子成賢の伝領識語がある。この本との比較により、靈友会本にある勝賢の二つの識語は自筆と断定してほど間違いなく、また本文も酷似する。自筆でないにしても極めて近い者の写しであることは間違あるまい。

(6) 『台記』巻四・天養元年九月十日条

(7) 『章疏録』（『大日本仏教全書』仏教書籍目録第二所収）の秘蔵宝鑑の項には、「藤原敦光註権興」とある。

尚、秘蔵宝鑑抄真言宗全書所収三巻の底本は、高野山明王院蔵延享五年書写本であり、これに同正智院蔵天保十年書写本を以て校合を加えてあるが、共に江戸時代の写しである。大東急記念文庫（古梓堂文庫旧蔵）には巻上の零本ではあるが、平安末を降らない卷子本一軸がある。（尚、同文庫善本目録には「世俗諺文」となっている。）この本は、

後補表紙、裏打を施す。紙高二八・八糎、界高二四・〇糎、有界。界幅三・一糎、毎行十八字、注小字双行。朱筆ヲコト点、声点、清濁点、読仮名、堅点、所々に返点を施し、墨筆、読仮名、所々に返点、清濁点（異筆カ）が施されている。（真言宗全書本でいえばp.7上「拳知山川……」より、p.13下「……見鞭影即覚」まで）。

注文については、「周処忠孝」が裏書になって、注文がかなり異なる外、「勝数諦之名」の注文に、更に『法華文句』第八の文が加わるなどが比較的大きな相違であり、尚、その他にも小異がみられる。

靈友会本と同文の注文を挙げれば、

鯨鯢 其雄曰鯨其雌曰鯢

提撕 毛詩也（靈友会本） 毛詩第十八抑篇云：（真言宗全書本）

猩々 礼記曰（中略）猩々能言不離禽獸

戴淵 晉書曰載淵字若思広陵人也

塗炭 文選鈔云乱世之民如陷泥塗陷火炭也

などがある。

(8) 晩秋高野山言志

雲岨容_レ身宿善催。此時投_レ步払_ニ塵埃。群生世父多_ニ慈愛。五代国師富_ニ辨才。後素写_レ顔今駐_レ像。真丹求_レ法昔浮_レ杯。九流智水
尋_レ源決。三密教門占_レ処開。鳳藻遺文垂露妙。龍華嘉会幾霜廻。幽林路窄攀_ニ紅葉。絶澗梯危踏_ニ翠苔。妖艶妹山織黛遠。老衰
祖木厚皮摧。此山之傍有二山号_ニ妹山。又山中有_ニ一樹。枝条摧折。其大十围。相伝曰。此樹者大師所_レ息。後人無剪。取_ニ祖師之義_ニ歟。故有此句。 千峯月色秋看_レ雪。百谷泉声夜聽_レ雷。俗骨縦無_レ交_ニ紫府。
仏恩必有_レ導_ニ蓮台。非_レ榮非_レ寵非_ニ名利。偏為_ニ当世得道_ニ来。

とあり、また無題（卷十）ではあるが、

梵宮秋暮思殷懃。俗客談僧緇素分。南嶽旧儀山色見。左溪故意水音高。霜寒菊壇花徐悴。煙細香爐氣遠薰。二諦義開風卷_レ露。

十如理朗月禽_レ雲。身臨_ニ窮老_ニ余年少。心入_ニ空觀_ニ落日曛。到_レ岸船叩憑_ニ在詎。婆婆能积迦文。

ともある

『高野春秋編年輯録』（大日本仏教全書所収）によって、当時の高野行をみれば、法皇、上皇が熊野詣の途次この山に寄るなどを始め、敦光と近い所では藤原忠実が俗人を伴わずにこの山に登っている。それ故、この山に登ること自体、直ちに三教指帰注と結びつくものではないが、秘蔵宝鑰抄との関連なども考えてこの高野行をみれば、また別の意味があるろう。

(9) 裏書のある個所と引用書名を挙げると、

爰有一多親識…(高野山本 p.3 上)(この句のすぐ次)「唯識論曰…」イ无 所以請龜毛…(同 p.4 下)「唯識論曰…」イ无 龜毛
先生論一首(同 p.5 下)尚書序 「大師伝曰…」イ无 於是兎角公之外甥(同 p.7 上)觀音賢経曰…イ无 爰龜毛先生心經(同
p.9 下)「法花経…」イ无 於是賢智(同 p.11 上)「同疏曰…」イ无 玉石殊途遙分(同 p.11 下)「大集経曰…」イ无 水鏡水霜
(同 p.16 上)「又曰 又曰…」イ无 曾無愛子(同 p.16 下)「史記…」^{巴上}無点 若蜩若蟻(同 p.17 上)「莊嚴論 毛詩 注 大集経」イ无
春馬夏犬(同 p.18 下)「觀仏三昧経…」イ无

(10) 尤も同じ敦光の秘蔵宝鑰鈔をみると、この本の三教指帰との性質上の相違にもよろうが、内典の引用は極めて多い。このうち引用回数が多いものを挙げれば、法華文句(22)、智論(16)、四分律抄(11)、涅槃経、同音義(10)、唯識論(9)、法華経、同玄賛(10)などである。ついでに外典中引用の多いものを挙げれば、玉篇(54)、文選、同鈔、同注(28)、史記(22)、切韻(19)、毛詩、同箋、同義疏(20)、論語、孔安国(22)、漢書(12)、説文(10)、尚書(9)、爾雅(9)、広韻(8)、唐韻(5)、などであり、礼部韻略の名もみられるが、これはわが国では最も早い引用の一例であろう。

(11) 和田英松博士『本朝書籍目録考証』には「雑抄二卷 今伝はらねば、如何なるものか詳ならず」(五六四頁)とある。

終りに一言したいが、醍醐寺、真福寺当局の方は白氏新樂府略意の閲覧ならびに翻印にこそ好く許可を与えられた。また、山田忠雄氏は多くの所蔵本、同氏の手写を提供された上、御助言を与えられ、また、翻印の原稿を校閲せられ、誤りを訂正せられた。太田晶二郎、築島裕の両氏には種々御教示を賜わり、小松茂美氏、渡辺照宏氏には種々御高配を賜わった。更に、本文中に御名前を掲げた写本の所蔵者、図書館各位には貴重な蔵書の閲覧の機を与えられた。多くの方々への御厚情に対し深く感謝の意を表す。

(一九六七年一月三一日稿)

附 醍醐寺 蔵 白氏新樂府略意

凡 例

ここに翻印するのは次の二本である。

醍醐寺蔵白氏新樂府略意二卷〔南北朝室町初間〕写本一冊

真福寺蔵新樂府略意第七寛喜三年写本一軸

翻印にあたっては出来る限り原本に忠実になるよう勉めたが、諸種の都合上、次のような形態上の変更を加えた。

一、異体字、略字、異体の仮名は印刷の都合上、支障のない限り、通行の字体に改め、特に問題のある場合は、該個所に*符号を付して末尾に註を加えた。

一、誤写と思われる場合も勉めて原字をそのまま載せたが、印刷技術上止むなく改めた場合もある。改めずに載せた分には、固有名詞など特に必要のものは、()に囲んで正字を傍記し、その外には(ママ)を付するにとどめた。また当時の慣用と思われるものは手を加えていない。

一、虫損等により文字の欠損している箇所、及び判読しかねる文字は□を以て表わした。また、判読は出来ないが、引用原典等により推定しうる場合は□^(…)のようにし、なお疑念の残る場合は□^[…]として区別した。

一、文字の痕跡などから推定の可能な場合は該個所を「」で囲み、解説に尚疑問の存するときは、(カ)を傍記した。

一、四声及び清濁の圈發は当該文字の下に^ vを以て囲み、例えば「伯。」「後。」「周」は夫々「伯^入v」「後^平濁v」「周^平輕v」などと翻記した。

一、真福寺本には、所々に、例えば「不可令及他見」のように、文字の左側ほど中央に特点が付されているが、すべて「不可令及他見」のように表記した。

一、上欄の校合注は該当文字の傍に移し、(上欄)…とした。又傍注を移す場合は頭に(左)(右)を冠し、元の位置を示した。

一、両本ともみせけちがあるが、特に誤った分を残す必要がないので、すべて訂正分に拠った。

一、醍醐寺本には句読点は付されていないが、通読の便を考え、私にこれを加え、すべて「、」を以て表記した。但し、本文中屢々みられる、一字分を空けて摘句(語)を続ける場合は、空きの前の点を省いた。

一、便宜上、両本とも半丁毎に「」によって区切りをつけた。(真福寺本も元来は冊子であるので同様に扱った)

一、脱字、脱文と思われる個所には私に傍注を施し、前後を「」で囲んだ。文意不通の個所(一所)には「？」と注記した。

一、錯簡の訂正個所は次の通り(数字、上頁数下行数、ウ上ッ下)

(醍醐寺本)

①翻印文「誠人間之」(330ウ)に続く、「A計不得久…白玉

除者文」「B選注云崑崙…有之冉」の二文は、原本では

「…一咲即傾城云々」(329ウ)の次にABの順にある。

②翻印文「蔽白日者文」(333ウ)に続く、「選曰白日…此患之

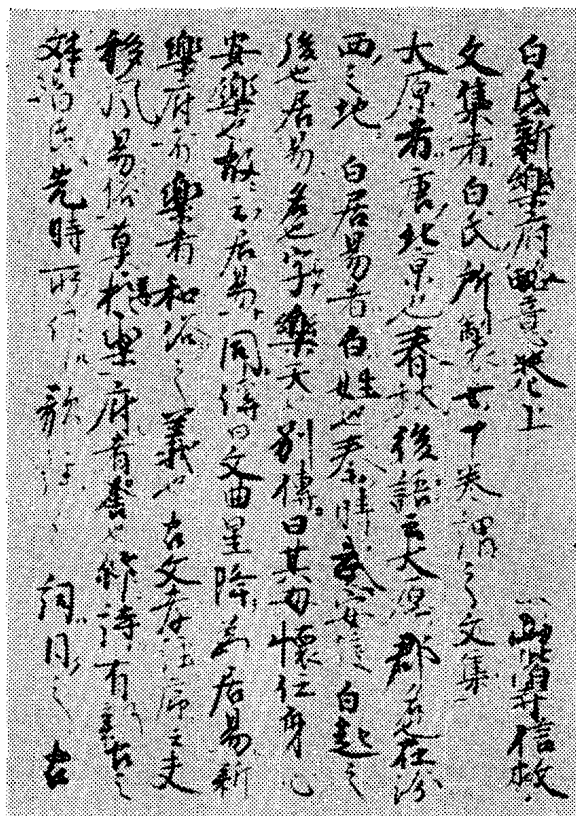
大也」は、原本では「…在霸陵原」(331ウ)の次にある。

(真福寺本)

翻印文「為隋被滅」(339ウ)に続く、「A隋文帝堅…宋順

帝立同」「B九年宋順帝…十代其」「C内周秦漢…尚饗哉」

の三文は、原本ではA、Cが逆になっている。



醍醐寺藏南北朝室町初間写白氏文集略意

白氏新樂府略意卷上

山階寺信救

文集者白氏所製七十卷、謂之文集、

大原者、唐北京也、春秋平瀾後平瀾語平瀾云、大原

郡名也、在汾去西之地、白居易、白姓也、秦時武安

侯白起之後也、居易名也、字樂天也、別伝曰、其母懷任

身心安樂也、故云居易、同伝曰、文曲星降為居易、新樂

府者、樂者和俗之義也、古文孝經序云、夫移風易俗

莫善於樂、府者舍去也、作詩有新古之跡、白氏先時所

作歌謡之詞同之古樂府、文集第一第二是也、當時所著

歌謡之詞曰之新樂府、文集第三第四是也、諷諭者、諷者

刺也、論者告也、悟也、言刺無道政後人悟之、雜言者、

雜亂之言也、言善惡相交所述之詞也、九千二百五十二言

者、文集第三第四所著之言數也、五十篇者、第三第四兩

軸所著之篇數也、篇無定句者、篇句所述、未定文句

句無定字者、所述之字不調韻也、首句標其目者、題云、

七德舞篇首句置七德舞是也、古十九首例者、文選有五

言詩十九首、不知誰人之作、或云、漢代李陵所作也、卒

章顯其志者、言唐太宗皇帝造七德舞圖、以帝道艱難欲示

子孫也、故篇卒句云、王業艱平難平示子孫平

是也、故余篇准之可知、

詩三百篇之義者、毛詩一部廿卷、三百篇也、周代風俗也、

毛去長平瀾所述也、其体順而律者、順者、隨俗之義

也、律者、定法式之義也、質而俚者、文選序曰、式

入觀元始眇見玄風冬穴夏巢之時、茹毛飲血之世、

質民淳、斯文未作、又俚者、南蠻卑貌也、可以播於樂

章歌曲也者、言記古今之善惡、造歌舞之樂章、其中以恣

惡之者、招災之事、誠今之聞人、以行善之者發榮之事、勸

今聞人矣、為君為臣為民為物為事者、礼記樂記云、宮

為君、故宮亂則荒、其君驕、商為臣、故商社則破、其臣

懷、徵為事、故徵亂憂其事動、羽為物、羽亂則哀、其財

匱、角為民、角亂則其民憂、五者不乱則天下

和^ハ平^平平^平、無幣^幣敗^敗之音^音矣。唐^唐元和四年者、第十一主^主上^上憲宗皇帝即位改年号为元和矣、左拾遺者、王者立^立官、左輔右弼前疑後承、此則見王政有非刺之、有是悦^悦之、若帝有邪法則諫之、若左輔右弼納諫有所遺者、拾遺官可諫之、乍居官不^不諫其君曰之尸位、々々空職^{空職}入^入也、元和主憲宗為政不平、白氏居拾遺之職、尤雖可獻諫、其君不可^{不可}「隨諫」、故白氏畏罪不諫、為遁空職之辱、造此^{造此}等章留世、

七德舞者、左伝云、夫武禁暴^{禁暴}戡兵^{戡兵}保大定功安民和衆^{保大定功安民和衆}豐財者也、言武力有七德、唐太宗皇帝諫隋代之暴逆、致天下之泰平、故歌舞其武力功、注曰、秦王破陣樂^{秦王破陣樂}入^入濁^濁者、案唐史記、太宗未登帝位^{太宗未登帝位}之時、封秦王破陣代之殘逆、定天下歌其功業、故曰秦王破陣樂、七德舞七德歌者、唐白廷翰「蒙求注云、太宗製破陣樂、左^左右^右方^方前^前偏^偏去^去後^後伍^伍上^上濁^濁、如^如魚^魚麗^麗鵠^鵠鶴^鶴箕^箕張^張翼^翼舒^舒、又錯^{又錯}入^入屈^屈伸^伸首^首尾^尾廻^廻互^互象^象戰^戰陣^陣之^之形^形、更^更名^名七^七德^德舞^舞、視^視者^者震^震悚^悚、破陣樂辭曰、受律亂元首、相^相去^去將^將平^平誅^誅平^平討^討

叛臣^{叛臣}一盛歌破陣樂共賞大平人矣、

自武^{自武}上^上濁^濁德^德至元和者、案唐書、隋大原留^留平^平守^守去^去李^李上^上濁^濁誅^誅天下之暴逆、即皇帝位、建年号为武德元年号之、唐高祖神堯皇帝是太宗之父也、元和天子憲宗者、則高祖後第十^{第十}一代之主也、白髦黃鉞者、金婁子云、周武王朝至于商^商平^平郊^郊牧野^{牧野}、乃誓武王左杖黃鉞右採白髦以伐帝紂^{帝紂}定天下、言唐太宗誅隋代之殘逆如周武王之平^平殷亂^{殷亂}、故曰、白髦黃鉞用^用之^之、兩京者、初學記云、左馮翊右扶風謂之兩京、擒充者、隋代天下乱充則彼時殘逆之臣^臣也、

太宗擒^擒之^之戮^戮寶^寶者、案唐史記、隋煬帝之時寶^寶入^入建德^{建德}入^入於樂壽自稱長生王、唐祚興而太宗誅之^{誅之}、四海者、初學記曰、東夷南蛮西戎北狄其居近海、故曰四海、文選云、天子有^有道^道守^守在^在海^海外^外、

如^如神^神速^速者、五行大義云、死者魂氣上天為神魄氣下降為鬼、推^推心^心置^置人^人腹^腹者、後漢書云、蕭^蕭平^平王^王推^推赤^赤心^心置^置人^人腹^腹中^中、注曰、昔殷宗得良弼於夢中者、案史記、殷武丁即位三年不言政事、夢見傳說、夢覺遍求^{遍求}傳說於^於伝^伝巖^巖之^之野^野、

得^リ之^ヲ、召見不違夢^ニ、試問政事^ヲ、所答為聖^ニ、武丁語伝説^一
曰、渡巨川^ニ汝為舟楫^ニ、注^一曰、有^ハ上^ノ司奏^ス、曰、子在^ル
辰^ニ陰陽所諱^ニ不可^ク哭^ス者、王充論衡云、辰日不哭、^ハ則有^ル
重喪、顏^ハ去濁^ノ氏^ハ平濁^ノ云、陰陽說云、辰為水墓^ニ、又為土^正
墓^ニ、故不得哭^一矣、聖人有作者、以大宗為聖人^ニ、製破陣樂
函^一、故曰有作、法曲者、法^ハ入^レ度^ノ之樂曲也、美列聖之正
花声者、唐太宗製破陣樂曲、高宗製大定樂曲、玄宗製霓
裳羽衣曲^一、故曰列聖^一、歌大定者、尚^ハ平濁^ノ書^ハ平^ノ云、一
著戎衣^ニ天下大定矣、永徽之人者、案唐曆、高宗皇^一帝
庚戌年即帝位、建年号^一曰永徽元年^一、本注云、有貞觀之遺
風者、案年代曆、唐高祖神^ハ平^ノ堯^ハ平^ノ濁^ノ皇帝崩、長^ハ上^ノ
子^ハ上^ノ世^ハ去^レ民^ハ平^ノ代^ニ立^ツ、謂之^ハ大^ノ宗^ト、改年号^一為貞觀元
年^一、舞霓裳者、白廷翰唐蒙求注云、葉^ハ入^レ法^ハ入^レ善^ノ
去^レ嘗^ハ与^ハ玄宗至^テ月^ハ入^レ輕濁^ノ宮^ハ平^ノ輕^ノ、因^テ聆^ク天樂、上自曉音
律^一默記其曲^一、歸伝其音遂為霓裳曲、法善生隋大業丙子^一、
終於開元庚申^一、凡一百七歲、開元之人者、案年^ハ上^ノ代^ノ曆^一、
唐玄宗即位建年号^一為開元之年^一、歌堂^ニ者、本注曰、永

隆元年大常丞李^ハ上^ノ嗣^ハ去^レ真^ハ平^ノ善^ノ審^ク音律能知興
衰^一、云近者樂府有堂^ニ曲^一、再其堂^ニ者、唐祚再興之兆
也、案年代曆、永隆者、高宗御宇之年号也、中宗肅宗復
鴻業者、案唐書、高宗崩其繼母則^ハ入^レ天^ハ平^ノ皇^ハ平^ノ
后^ハ去^レ即^レ帝位^一、是以唐祚已絕、周祚興、誠憶唐太宗功
業之者慨^ハ去^レ然^ハ平^ノ濁^ノ莫^ク屠^レ肝^一、則天崩中宗即位唐祚再
興、夫中宗者高宗之子也、其母^ハ娠^ル高宗召占謀博士問男
女、博士^一皆曰、所娠之子為女子、高宗恨非其男子、問
玄昇三藏以仏法之力転女身可為男子乎、昇師奉析之後赤
雀入后閨^一、高宗請玄昇問此瑞^一、三藏答曰、陛下所憂^一転
女成男^ニ之兆也、又問占謀博士^一、皆奏曰、后当生男子^一、
期生男子^ハ上^ノ、其声尚女声也、高宗以附玄昇之弟子^一出
家号仏光王、而高宗崩^一無^ク繼^レ、遂還俗即天子之位^一、為之中
宗皇帝^一、又玄宗皇帝天寶未歲、以楊貴妃兄国忠^一為丞相
委于天^一下、国忠愚^ク翫^レ国柄^一、天下老弱莫不怨哭^一、天寶十
四年之末、范^ハ去^レ陽^ハ平^ノ節^ハ入^レ度^ハ上^ノ使安祿山引軍於馬
嵬城誅楊貴妃及国忠^一、玄宗哀哭遁帝位^一、子蕭^ハ入^レ輕^ノ宗代^一

立、故曰中宗肅宗復鴻業、々々者、天子之位也。合夷夏者、夷者辺鄙也、夏者中都也、天寶末祿山叛、見上注。牙曠者、列子云、伯牙鼓琴、与鐘子期為友、鐘子期死伯牙絕絃不復鼓琴、痛知音之絕、又太史公記云、晉平公令師涓ケシ平ヘ「奏」濮ヘ入濁ヘ上ヘ去ヘ之聲、師「曠」曠止之曰、此亡国之音、不可欲聽也、平公平ヘ不聽令鼓之、仍晉国大旱、

二王後者、師說云、樂府置三恪ハ入ヘ二王之樂曲、三恪取三代、二王取先王、案尚書、周成王命微ヘ平濁ヘ子ヘ上ヘ啓ヘ代殷後為賓ヘ平ヘ主、介公鄗公為国賓者、案年代曆、後周静帝在位二年禪位於隋、為介国公、隋恭ヘ平ヘ帝在位一年、唐高祖興軍入長安、封ヘ平ヘ恭帝為鄗国公、

周武隋文者、案年代曆、後周ヘ平ヘ輕ヘ武帝庚辰年立、在位十八年、々卅六崩、又隋高祖文皇帝辛丑歲立、在位廿四年、六十四崩、

周亡天下伝于隋者、後周静帝亡隋文帝興、隋人失之唐得之者、隋煬帝亡唐高祖即位、唐興十葉歲二百者、高祖

在位九年、太宗在位卅年、高祖在位廿四年、則天在位廿一年、玄宗在位四十三年、肅宗在位七年、代宗在位十七年、德宗在位廿五年、順宗在位一年、憲宗在位十五年、則其之外唐祚十一代、都合百九十三年、但加則天在位廿一年二百十三年、明堂大廟朝ヘ平ヘ享ヘ上ヘ時者、周孝

廿一年二百十三年、明堂大廟朝ヘ平ヘ享ヘ上ヘ時者、周孝ヘ上ヘ王ヘ平ヘ輕ヘ記云、周ヘ平ヘ人明ヘ平ヘ堂ヘ平ヘ注云、明政教之堂也、私云、天子即位之初於明堂祭先靈、謂之明

堂大廟朝享時ヘ云々、引居賓位者、先代天子之子孫居賓客之位助今上登極之威儀ヘ云々、高祖太宗之遺製者、太宗

者高祖之太子也、父子兩代以後周ヘ平ヘ輕ヘ介公隋鄗公置賓客之位、故曰遺製、嗣位守文者、統天子之位、守三才

之文、亡国子孫取為誠者、後周ヘ平ヘ輕ヘ静帝不賢為隋失国、隋恭帝不聖為唐奪国、以此兩公置賓位、見此亡国

子孫之者能慎可舍帝位、若以云天子有驕則万邦諸侯皆以可叛、々則失国在眼ヘ云々、

海漫々戒求仙者、海中有三仙山、其名云蓬萊方丈瀛州、不死藥生其山、服者長生不老也、秦始皇漢武帝赴方士

之勸^ニ、以童男^卯女^數千人^一入海中令求蓬萊^ヲ、遂不得到^一、
寔^ニ雖有三仙山^一自非^リ仙骨^ニ者不可^ク、故戒之^ニ、

三神山者、博物志曰、滄海之中有蓬萊方丈瀛州三神山、
金銀以為宮殿、仙人所集、史記封書曰、齊^ハ平^ノ宣^ハ平^ノ王^一

^ハ平^ノ燕^ノ昭^ノ王^一使人求蓬萊方丈瀛州、此三神山在海中去^レ人^一
不遠、及到三山^一乃在水下^一、仙人不死藥皆有之、

秦皇漢武信此言者、案史記、秦始皇之時徐^ハ平^ノ市^ハ去^レ等^一
奏曰、海中有神山不死藥生^ニ此上^一、服之為天仙^ニ、始皇

信^ニ之入童男^卯女^數千人於海中求^レ之、又漢孝武皇帝之^一
時李少君等奏曰、海中有神山、武帝美^ニ之^一、發童男卯女數

千人覓^レ之、徐福文成多誑誕者、徐福者秦時方士也、班
固^ハ去^レ兩都賦注云、武帝以方士李少君為文^ハ平^ノ濁^ノ成^ハ平^ノ

將軍^一上元太一者、漢武帝內伝云、王母謂上元夫人^一曰、
劉徹^ハ入^レ輕^ノ好道來視之然形漫神穢^一聞多精少、童^ハ平^ノ子^一

^ハ上^ノ不^レ夷^一、三尸擾亂殆非仙才、初學記云、終南^ハ平^ノ山^ハ平^ノ
濁^ノ一名太一、長安以南也、紫閣^ハ云、太一台黃帝得仙^一

天、私云、上^一元太一者、天^ハ去^レ神^ハ上^ノ濁^ノ以求仙之者於^一

祈請^ス、驪山塚上杜陵頭者、案史記、秦始皇崩葬驪山
下、又漢武帝崩葬杜陵^一云、悲風吹蔓草者、文選恨賦云、

試望平原^一蔓草繁^ニ骨拱木鍛^ニ魂^一、
玄元聖祖者老子名也、老子西行闕、為^ハ闕^ハ上^ノ令^ハ去^レ

尹^ハ上^ノ喜^カ說^ク仙道五千言、号曰老子經上下兩卷也、白日昇
青天者、或書陶朱服^ニ仙藥^ニ白日昇天^一、立部伎者、夷狄

之樂也、張巨索杖^一雙劍於^ニ索上舞^ニ此舞已絕^一、太常者、
神祇官也、若天子、若諸侯、若三公、若九卿、若大夫祭

先靈^ニ之時必奏音樂^一、
有等級者、堂上者坐堂下者立、故曰等級、坐部立部者、唐

制曰、坐部^ハ伎^ハ夏^ハ去^レ音也、立部伎夷音也^一、
坐部退為立部伎擊鼓吹笛和雜戲者、唐玄宗天寶末歲樂人

退坐部入立部^一已交雜戲、故識者恠之、始就樂懸探
雅音者、宮徵^ハ者^一、文選注云、宮^ハ一越調、商平調、角

雙調、徵黃鐘調、羽盤涉調、
礼記曰、祭天於圜丘祭地於方澤、^一乃后土也、神祇者、

天靈為神、地靈為祇、鳳來百獸舞者、時務策注曰、羽翼

之屬三百六名、鳳為之長、文選注曰、鳳來百獸舞 何異

北轅將 適 楚者、可尋之、大常三卿者、神祇伯唐曰大式

部卿唐曰大治部卿唐曰大常卿但今三卿者、神祇伯大副小副敷

華原馨者、歷朝天子以泗浜之石為馨入樂府、而唐玄宗

皇帝天寶末歲初拾泗浜之石用花原之石為馨、識者恠之、

然間安祿山叛、故樂人得用新聲之謗、

梨園弟子等者、唐曆云、玄宗皇帝開元二年以天下無事、

聽政之暇於梨園宮、自教法曲必盡其妙、謂之皇帝梨園

弟子、律呂者、文選注曰、黃帝命伶倫氏取嶰谷之竹、

造鳳管、雄聲為律、雌聲為呂、六律六呂合十二官也、浮

磬出泗浜者、尚書禹上貢去義云、水中見石似水

上浮、然此石可以為磬、故謂之浮磬、立辨致死者、

禮記樂記云、石聲磬、以立辨以致死、君子聽磬聲則思死、

注云、石聲磬、當作磬、字之誤也、立辨謂分明求節義

也 封疆臣者、制畿封國、注云、封謂立石封於疆、

疆。為界也 胡寇從燕起者、天寶末歲燕軍政來、玄

宗失居不知所拋、耕頓ニアリ鏘者、禮記樂記云、君子聽

音非聽入其鏘、鏘而已也、彼亦、有石合也、注云、

以声合入平輕成、已之志也、磬入去、襄入海者、案

史記、魯哀公之時禮樂既破、國人散亡、入海者、案

抱樂器入天海、不歸、天海者南蛮也、長安市兒者、文選

云、漢之西都在雍州、謂之長安、不弁是非謂之兒、

上陽白髮人等者、唐玄宗皇帝天寶五載已後、楊貴妃專寵若

有美色者潛退之別也、上陽人是其一也、十六入內、其年

閉上陽宮、歷肅宗代宗德宗三皇之朝、德宗憐之賜尚書、

上陽宮者、兩京新記云、上陽宮在東京皇城之南、

〔臨〕洛水 綠衣監使者、私云、五位者着緋、六位

者着綠、唐号城門郎、倭国号監物、守宮門之官也 唯

向深宮望明月東南四百廻、向深宮望明月、望月詩云、

西北望鄉、何處是、東平南平望月幾廻、算之五百

胡旋女者、唐玄宗天寶末歲、康居國獻、伎女、謂之

胡旋女、凡人皆有情、爭見美色、無愛心、不如、以如此

伎女不可令近帝者之前也 廻雪者、文選注云、舞有廻雪

之曲、ヒラクヲハ轉蓬者、〔曲〕名也、啓齒者、莊子雜篇徐

無^ハ平^ハ濁^ク鬼^カ曰^ク、奉^テ事^ヲ大有^ハ功^ハ平^ハ輕^ク者^ノ不可^ニ為^フ教^ニ、而^モ吾^レ君^ト与^テ未^ダ嘗^シ啓^リ齒^ヲ也、成^ハ平^ハ英^カ平^ハ疏^ク曰^ク、我^レ君^ト未^ダ嘗^シ開^キ口^ヲ微^ニ咲^ク、

中原^ニ自有^ル胡^ハ平^ハ旋^{スル}者^ノ、中^ニ原^ノ者^ハ長^ク安^ク也、楊^貴妃^安祿^山皆^テ侍^テ宮^ハ平^ハ内^ニ俱^ニ誇^ル帝^ノ寵^ニ、玄^宗愛^シ之^ヲ無^シ所^ト悟^ル、故^ニ指^シ此^ノ二^人曰^ク、

中^ニ原^ノ胡^ノ旋^{スル}者^ト也、中^ニ有^ル大^ハ夫^ハ真^ハ平^ハ者^ノ、楊^貴妃^馬嵬^城之^ノ鬼^ノ物^ト也、化^シ為^ル美^シ女^ト、天^子不^レ識^シ、大^ニ以^テ愛^ス之^ヲ、楊^貴妃^遊馬

嵬^城安^祿山^誅貴^妃、玄^宗恋^慕之^深三^載一^意、從^レ蜀^ハ入^ス、道士^来曰^ク、我^レ得^リ仙^術欲^フ求^フ貴^妃、玄^宗大^ニ悅^テ令^フ方^士求^フ之^ヲ、

方^士上^昇碧^落下^至黃^泉不^レ得^ル之^ヲ、海^上有^ル一^山、謂^フ之^ヲ玉^妃大^真院、方^士到^テ稱^フ唐^天子^使者^ト、明^朝出^テ謁^ス、故^ニ曰^ク中^ニ有^ル大^真也、

外^祿山^者、安^祿山^者白^廷翰^唐蒙^求云^ク、楊^貴妃之^ノ養^子也、養^テ在^ル宮^ハ平^ハ輕^ハ内^ニ、身^肥色^白不^レ得^ル出^ル宮^ヲ、楊^貴妃

兄^楊国^忠居^テ丞^相之^位政^不平^也、天^下怨^哭、天^宝十^四年安^祿山^乘天^下之^心誅^貴妃^国忠^等、故^ニ曰^ク外^祿山^也、梨^華

園^中冊^作妃^者、梨^園有^ル一^宮、天^子遊^覽之^地也、以^梨園宮^ニ為^ル貴^妃之^号、日^本如^謂上^東門^院女^院、金^鷄障^下養^為

兒^者、安^祿山^被養^宮内^ニ不^レ垂^堂、后^妃居^下立^画鷄^一

之^障子^云、唐^蒙求^注云^ク、安^祿山^為楊^貴妃^養子^侍宴^先拜^母上^ハ去^レ問^フ其^故、对^曰、蕃^俗先^母而^後父^{、兵}過^黃河^者、

天^宝五^年安^祿山^入山^叛上^ハ去^レ黃^河者^ハ西^夷之^地、從^テ天^寶十^四年^至元^和四^年都^合五^十年、

新^豐折^臂翁^者、唐^玄宗^天寶^年中^楊国^忠翦^国柄^徵、天^下之^兵伐^雲南^玉閣^一羅^鳳、鮮^于仲^通率^六万^軍征^南蛮^{、未}

戰^疫死^之者^多矣、適^到彼^境巨^繩橋^浮皮^船、雖^勝兵^不能^降一^侶、是^以六^万軍^戰于^西洱^河皆^没、于^時新^豐具^一壯^士、

不^詳其^名、被^徵之^刻、以^大石^一打^折右^臂、不^堪張^弓舉^旗、遂^免征^雲南^之役、仍^保八^十八^年算^{、若}當^初不^折臂^征南^蛮、

早^死得^保天^年一^哉、不^如快^送余^生之^者不^可貪^武功^之賞^也、新^豐具^者、文^選集^注曰^ク、漢^高祖^七年^置新^豐具^{、在}

京^兆驪^宮者、驪^山上^有宮^{、是}歷^代天^子夏^月避^暑之^地也、瀘^水者、坤^元錄^云、瀘^水在^蜀郡^{、耶}孃^者、耶^父、孃

者^母也、万^人塚^者、雲^南有^万人^塚、即^大唐^將軍^鮮于^仲入^ス通^李蜜^等覆^軍之^所也、見^本注^一也、叻^ハ平^ハ者^{、毛}詩

云^ク、鹿^鳴呦^々、積^文曰^ク、幽^貌也、開^元宰^相宋^開府^不賞^辺

功防黷武者、唐玄宗即位之初、開元二年突入夔夔、
 輕人侵平唐邊、邑入之地、大武軍子將郝入零、
 平輕夔夔奉、追討使引率特勒入輕廻、鶻入部
 去落入等國兵斬突厥之首、獻于天子、自称有不世之
 功、于時宋去憬為相、天子年少好武、
 思撤功者生心痛、仍抑其賞、逾年始授郎將、零遂
 慟哭、歐入血而死也、故曰防黷武也、天寶宰相楊
 國忠欲求恩幸、立辺功、不立生人怨者、案唐曆、天
 寶十二年以後、楊國忠為相行政、重構雲南之役、欲拳求武
 功之賞、徵天下之軍、雖出南蠻彼地嶮上、岨上其人猛
 力、不夫不破一陣、遂乃國忠提他人稱蛮子、令赴役入
 輕所、天下聞者莫不慟哭、于時安祿山乘天下之
 心、誅楊貴妃并兄國忠、故曰辺功、不立生人怨矣、
 辺邑入輕之人成凶、則天子命將軍令伐其暴逆、若有伐
 得者天子憐功、賜賞、謂之辺功也、
 大行路者、世間夫平婦上、好、則結昵、入近之交、惡
 則成厭離之心、夫為人君之者、朝愛其臣、雖加恩寵、夕

惡其臣、忽致誅害、誠是人之凶、惡難於山川、故諷之、大
 行路者、注文選云、大行路在常山、上通、石入
 山也、巫峽之水者、江州巴郡有三巫峽之水、其流速、
 謂之三廻水、好生毛羽者、文選西京賦曰、所好生毛羽
 惡成、創瘡、与君結髮者、礼記云、女子十五結髮行役、
 牛女者、初学記云、范陽城道武帝得仙曰、七月七夕牽牛
 暫抵織女、參商者、陸士衡為顧平濁彦去濁先平
 贈婦詩曰、形平、影上、參平、商平、乖、注曰、形
 影相隨之理、夫婦之義、今始參辰之乖、參商二星常出沒不
 相見、商則辰、古称色衰相棄背者、祗詩序曰、花色衰復
 相棄背、鸞鏡者、范去秦鸞詩云、鸞賓王得一鸞鳥三
 年不鳴、秋一思乃置鏡、乃見影悲鳴而舞、蘭麝者、蘭芳
 草也、文選曰、麝食栢馨、注云、麝獸也、食栢実、臍
 落、謂之麝香、金翠者、金者光彩之長也、翠者色也、近
 代者、唐憲宗之代也、行路難者不在山不在水者、莊子
 云、凡人心險於山川、司天台者、大去史、上、昇司天台、見天地之際、知天下之

吉凶、而若君王不隨所奏、則大史雖見慧星、相畏其罪、不能奏之、故引先王不平受殃之例、誠近代之王家、矣。義和者、初學記云、東南海之外、甘泉之間、有義和、和一國、有女子曰義和、為帝後之妻、是生十日、常浴日於甘泉、注云、義和能生日也、故号日為義和之子、堯時立義和之官、主四時也、官不求賢、空取芸者、感精符云、三公非其人、則山崩、三能移、九卿非其人、則江河潰、大夫非其人、則丘陵堰、元士非其人、則台阜毀、是以王者仰視象於天、俯察法於地、中、揆賢能以任、去濁之、任得其人、則國昌、民安、任去濁、非其人、則邦危、民弊云、昔聞西漢元平、濁成、平、間下凌上替、謫見天者、史記云、割鴻溝以西為漢、年、代曆云、漢元帝諱爽、入、在位十六年、成帝諱、驚、平、濁、在位廿六年、案漢書、元帝成帝之時、天變地動、大史畏罪、敢不獻諫、遂乃國亡主滅矣、北辰微闇、少光色者、荊州星、平、占、平、曰、北辰一名天罔、平、濁、一名北極、北極者、紫宮天座也、文選注云、天下不平、星無光色、五星煌々如火、赤者、兼名苑云、一名地侯、平、濁、一名土星、平、濁、

注云、中央土之精也、從歲主鎮、平、濁、名曰五星、亦謂之五緯也、日月与五星、名之七曜、古今注曰、國主之政、不平、則星色如火、耀芒動角者、芒星光也、三台、者、五行大義云、黃帝置三公之職、以象三台星、風后配上、平、濁、天老配中台、五聖配下台、大史官者、五行大義云、大史者、耳目之臣、所使視聽、是人之後、平、濁、故曰後承、常立於君後、承人、平、濁、主、平、濁、之過、取驗於天、天文時變者、日月星辰之文也、九重天子者、莊子曰、如意之珠、在九重之淵底、驪龍之頷下、師說云、龍頷遍大則巨、字、平、濁、宙、平、濁、欲變少、則攝于豪釐、欲昇天、則到碧落、欲入地、則潛黃泉、天地得自在、以天子譬龍德、是以天子居闕為九重、是也、捕蝗、唐玄宗開元四年五月、山東諸國、大、蝗、乃姚崇、行蝗疾之法、時人刺之、唐德宗興元年中、戎人寇邊、天下大旱、蝗虫滿境、仍河南長吏命國民、捕蝗、故刺曰、其蝗虫者、天災、平、濁、也、豈以人力禁、天災、不如行善政、驅蝗、云、兩河者、河南河北之地也、三輔者、初學記云、左

馮翊、右扶風、京兆尹、謂之三輔、河南長吏者、禹

貢云、予州、徐州、青平州、兗州、四州之境也

古之良吏有善政以政驅蝗、出境者、後漢書云、王况

後漢、京兆杜陵人也、為陳留、大守善政無偏慈、養民庶、隣郡有蝗、大傷田苗、至陳留

界、即飛過不下也、文皇仰天吞一蝗者、唐歷云、貞

觀二年六月十六日太宗至上林苑、撥蝗數枚而呪云、人以

穀、入、為命、而汝食之、是害於百姓也、百姓有過、在余

一人、爾其有靈、但當餓我、無害百姓、將吞之、侍臣

曰、恐致疾、遽來諫、止、上曰、所冀移災朕、躬、何疾

之避、遂吞之、自是蝗、不為災、一人有慶、兆人賴

者、一人者天子、云史記、周成王曰、万邦之

有罪、在予一人、十億為兆、

昆明春水滿者、昆明池者漢武帝元狩三年穿

之、此池有鱗介、有孤蒲、近水之人採鱗介、採孤蒲、為送

生之計、而天下大旱、池水皆竭、唐德宗皇帝貞元

中詔開八水、溉之、自茲鱗介還活、孤蒲再長、近水之

人復釣、助身採孤蒲、得利、是則水邊之民既浴王恩也、

〔然〕吳興山中、有茗草、又鄱陽坑有銀、彼遠地

之民須採茗、取銀充活、計也、而天朝加制止、不令

民採之、故曰、一天下皆皇民、近水之人、獨不可得鱗

介孤蒲之利、何可制禁堀銀、採茗之利哉、昆明池者、漢

書云、西南夷傳、嵩、昆明國有填池、方三百里、

漢使求身毒國而為昆明所閉、今欲代之、故作昆明決、

象之、以習水戰、在長安西南廻卅里也、南山者、太

一山、在長安南、故曰南山、八水者、西征記云、關內八

水、一涇、二渭、三灃、四澗、五潯、六漓、七澧、八瀉、

城在五原、上頭者、漢武紀云、大初三年遣光祿、稍息

城、築城、吐蕃所毀、詔復、築城、吐蕃在長安西八千里、本漢

金烏飛、替普聞者、唐曆云、吐蕃在長安西八千里、本漢

西、羌之種也、其國人号其主為替普、建牙

傳、箭者、唐曆曰、蕃主贊普徵兵、用金箭、其契

其契、

箭召諸部長、六典云、匈奴上奴平濁法建白牙、

左衽上濁毘平裘平者、胡法者衣袂左長右短、以毛

皮造裘禦雪、靈平夏去者、帝都也、秦原者、長安

也、可尋之、鄜州者、馮平羽入平渠去也、州名

將略者、將軍所運之謀也、廟去濁謀平輕濁者、天

子於明堂集群卿所議之謀也、高宗中宗者、唐高宗其子

中宗也、

韓公創築受去降平城者、唐書云、高宗之時韓公築

受降城云、三城鼎峙者、六典云、東受降城、中受降城、

西受降城、案匈奴伝、受降城者、在朔方西北千余里、

道州民者、道州之人其身短、長不過三尺、每年造燈台鬼

進天子朝、父子兄弟乍生別離、唐德宗之時楊成為大守

不進燈台鬼、六典書者、一治平典、二禮典、三義典、

四政典、五刑典、六事典、璽書者、王者之印信也、使君

者國守也、

馴犀者、唐德宗皇帝建中元年南蠻人獻象、詔入上

林、及冬詔返遣本國、同帝貞元九年南蠻人又獻馴犀、

詔入上林、及冬馴犀皆死、建中貞元前後之政已以相違、

故刺之、通天犀者、抱去朴入濁子云、角上有一百

縷、旦入輕出上天至神驗云、軀貌駭人者、可勘之、

角駭鷄者、師說云、昔有人以犀角死於野中、有行人見

鳥鷲飛翔其上不敢下、往者疑犀為靈物、取其角使群

鳥競集、大去霧上濁重露之時置庭中終不沾濡

也、南人或名通天犀、或為駭鷄、犀有三角、一在額上、

一在鼻上、一在頂上、即只食角、乘伝者、伝上馬一日

三馱、中馬一日二馱、下馬一日一馱、大明宮者、西晉

新一言曰、大明宮在禁苑之東南、宮内有紫宸殿、六詛語

言者、南蠻有六、其人言語皆以不同、故謂六詛、館四

方者、周礼云、建諸四方封土、海鳥不知鐘鼓樂者、周語

云、海鳥鷄鷓、止於魯國東門之外、臧平一文平濁、仲

使國人祭之、展季曰、今茲海鳥有災乎、天庠川鳥獸始

知避其災、是一歲海多大風、虞平濁翻平注曰、是鷄

賦序云、夙興夜寢不遑祗上寧平輕、譬猶池魚籠

賦序云、夙興夜寢不遑祗上寧平輕、譬猶池魚籠

鳥有江湖山藪思一 上林者、初学記云、漢武帝所開也

向闕者、門上有屋、謂之二帝王門也 五絃彈者、趙璧撫、五

絃一、是戎狄音也、天子愛之既乖、法曲、故諷之 惡鄭之奪

雅者、論語云、惡鄭聲之乱雅樂、荀平氏云、鄭聲姪聲之

哀者也、惡奪 雅樂一也 趙璧者、白廷翰、唐蒙求注云、

趙璧曰、吾於五絃始則心駭之、中則神平遇平濁平之、

終則天隨之、吾方法去然眼如耳一、如鼻、不知五絃之

為譬之為五絃也 鉄声殺サツニシテ 氷声寒者、礼記樂記云、志

微唯一殺其音而非思憂、正始之音者、文選表集注云、老

子所製謂之正始之音 朱絃者、文選陸入士上龍平平

詩云、朱絃繞 素去腕去、注云、「朱」絃者、箏琴也、

素腕在上、彈、故云繞 清廟者、文選注云、清廟天子廟

也 召元氣者、可勘之 古瑟者、李氏五運凶云、女媧氏

造 琴瑟二也 蛮子朝者、南蛮者泛皮船巨繩橋其路嶮岨

輒無往還、唐玄宗皇帝發數十萬兵、雖遣之不降一虜、而

蜀郡將軍異牟尋男尋閣勸誘引 蛮子不審、長安、德宗大賀

召寄賜相位、故諷之 嶺州者、西平南夷之地也 六詔

者 唐曆曰、玄宗開元廿六年封西門南蛮大奠師特進越国

公、家公歸義為雲南王、先西南蛮之奠師有六、各領部内

属入漢官冊入、立之一号為六詔、爭長二不相為同、

故歷代並置之以分其勢、及王昱以帰義強納其賂、請合

為一詔、因是象去氏上併滅不附、若率 開辺平、

盟平 東連祥柯者、初学記云、漢武帝平南夷置祥柯

郡一云、西接蕃者、可勘之 鮮于平仲去通平、

六入萬去卒者、唐式云、天寶十年仲通為閣羅鳳進

陷雲南、都督府擁兵自守、同十三載李密擊閣羅鳳、見 擒

死、至今西洱河岸边者、本注云、天寶十三載「鮮于仲通統

兵六万討雲南王閣羅鳳、戰于西洱河合軍覆没也 中使

者、子從大内所出之使也 清平官者、辺將之官名歟 大

軍將繫金吐嗟者、以金造瓔珞繫頸一 拖紫者、以尋

閣勸一為大臣着 金章之服入也 延英殿者、可勘之

驃国樂者、唐德宗皇帝貞元十八年正月驃国王来献、凡

十二曲以樂工三十五人来平朝平、樂曲皆演 积氏經

論之詞、每為曲一皆齊一声唱、各以両手十指一齊開斂

為赴節之狀、一低一仰未常相對、詔悉皆見此樂、紫、
庭者、天有紫微宮、是北辰之居也、故國王之居喻北辰之
宮也、黈纁者、文選注云、一以黃綿、大如丸、懸冠兩辺、当
耳不欲妄聞、不急之言也、椎髻者、漢書注云、令兵士
椎頭結也、百辟者、百官也、実百廿官也、五行大義云、三
公九卿廿七、大夫八十一、元士合百廿也、擊壤老農父者、
百詠注云、帝堯之時有「擊壤之老父、或人語父云、天下
無事老父擊壤、」老父曰、日出興日入寢、掘井而飲擊壤而
食、何帝之力乎、君如心兮民如体者、論語云、蒞堯鄙
野也、言天下未和平京畿尚有憂、何忘此近民、翫遠方之
樂哉、伝戎人者、案唐曆、代宗皇帝代大曆二年蓬子將
軍子李如平瀾、遲奉使征胡地、軍敗降胡地、胡兵固
守無隙于逃、四十余年娶妻生子、胡地之法、令漢人没
胡者着皮裘、繫毛、平瀾輕帶、唯正朔之日許着唐衣
冠矣、因效其悲不堪、伺隙得逃、唐將軍捕之、雖称漢没
將、敢不信其言、遂成、胡人面縛進洛下、德宗皇帝不忍殺
遷吳越之地、是以李如遲進不得見、涼源之本鄉、退不得

逢、胡地之妻子、故代彼心述此詞、

面縛者、左伝云、許界面縛銜、(男)カヘニ、注云、後候見其面、
宋世家云、面猶借、(壁)カヘニ、背、(壁)スルナリ、縛、秦者、長安在秦
中、本咸陽宮也、漢代改曰長安、黄衣小使者、木火土
金水之中、土在中央、其色黄也、帝王為万民之長、居中
都、故表其色以黄也、金瘡者、可勘之、交平河、上
者、漢書云、交河城河水分流、澆城、号交河、(去)長
安八千一百五十里昼伏宵行者、左伝云、君似鼠、夫鼠
昼伏夜動、不穴、於寢、上廟、去瀾、畏故也、吐蕃者、唐
書第五云、吐蕃或云、南涼秃髮、入利、入鹿、入孤、平
之後、秃髮為国号、語訛、謂之吐蕃、
新樂府注上

朱安貞三年正月十二日於醍醐寺地藏院以他／本点了

深賢

元久二年春二月之比以信救自筆之草本、於信貴山詔当
山住侶乘順房什円書写畢、深賢

白氏新樂府略意卷下

驪宮高者、驪山上有宮殿、是歷代天子避暑地也、唐憲宗

皇帝即位五載未幸其地、夫天子之行、六宮相隨百宮共奉、

朝宴飲夕賜祿物、推一日臨幸之費、過中民百家之財、

我君之幸、為一人也、我君不來為天下也、故美之

玉登者、百詠注云、崑崙山有九井、以玉為登、溫泉

者、初學記云、秦始皇幸驪山宮、與神女遊忤其旨、神女

唾之則生瘡、始皇怖謝、神女為出溫泉三洗除瘡、

因以為驗、私云、日照水暖未必、實溫泉、是文章之情

也、翠花者、天子所駕之輿名也、白氏余卷云、翠花搖々

南幸、牆有衣者、可勘之、瓦有松者、本草云、昨入輕葉

入何草上、去党屋上如蓬初生、一名瓦松、注云、葉

似蓬蒿、高尺八寸、遠望如松栽、生年久

瓦屋上、都門者、長安城之門也、一人者、天子所稱之辭

也、史記云、周成王曰、萬邦之有、率歸予一人也、六宮

者、禮記婚義云、古者天子后立六宮、三夫人、九嬪、廿

七世婦、八十一女、上媵御、去媵妻、平、以聽天下之內

注云、天子六寢曰六宮、立行、百司者見上卷注、中人之產

者、金婁子曰、漢文帝欲作靈台、呂延計之直百金、帝

曰、中民十家產吾奉先帝宮室、恐看之何以台為、遂

止、

百練鏡者、唐德宗皇帝之時揚州百練鏡貢之、以銅為

鏡、僅照人顏、不如、太宗以人為鏡、照四海之安危、

鑄範者、鑄形也、蓬萊宮者、唐書云、高宗龍翔二年王

成造蓬萊宮、背有九五飛天龍者、天子鏡背鑄龍形、

天數九有六位、□、□、□、□、□、□、為太上、九五天子位、九四

三公位、九三諸侯、九二大□、初九庶人也、出周易、大

宗常以人為鏡者、白廷韓蒙求注云、太宗曰以銅為鏡可

以正衣冠、以古為鏡可以知興亡、以人為鏡、驗得失、魏

徵俎亡一鏡、四海者、如上、百王者、多數之義也、或云、

帝王以百代為極是非也、皇甫謐造帝王世時記、所載王數

既過百代、其後尚有帝王、以百王為限者所記不可過百

王、又百王外不可有」王代也。青石激忠烈者、唐德宗時引藍田石為碑立大廟、彫神德、又立宮家、彫帝德、所美之德未世必歟、不如彫忠臣之德、示後代之人云々。兼車者、世云力車、石不能言者、左伝云、晋侯問於師曠曰、石何故言、対曰、石不能言神或馮焉、杜平預云、云、謂有精神、馮依石而言也、段氏顔平濁氏者、唐德宗之時大臣也、段氏為大尉、顔氏為大師、其名見唐歴云々。朱泚者、唐蒙求注云、隴西師朱泚獻猫去濁鼠同、平濁穴入、百寮賀之、舍去人平濁崔祐平甫、獨不賀云、栖者猛鷲之類、是反性違物理、何賀哉。年代歴曰、唐德宗建中四年癸亥、朱泚反、希烈者、潜偽平濁位平、問議於顔平濁卿平曰、老夫老年曾掌国礼、所記者諸侯朝覲之礼、年代歴云、唐德宗貞元三年丁卯李平上平烈平反平上、

兩朱閣者、唐德宗皇帝有二子、得仙去、以此二子宮成、

仏寺、夫人間多仏寺、是俗人見馴可輕之故刺之、貞元、

雙帝子者、貞元者、德宗御、字之年号也、雙帝子者、王子

二人也云々。黄昏者、戌時也。比屋、齊人者、人屋相並之義也、莊子雜篇云、漁平濁父孔民者、上以忠平上於世主、下以化於齊平民平輕平、釈文云、齊等也、平陽宅者、可尋之、

西涼伎者、唐玄宗皇帝天寶十四年乙未、安祿山謀平濁叛、自余至于德宗皇帝貞元十年四十年之間、西涼之地為西戎被侵矣、唐辺將僅在鳳翔、々々唐朝之忘政本地之、西京也、天子為恥不可過斯、而唐辺將斷西涼師子舞忘政本地之思、故云、主憂臣辱、何翫師子哉。西涼伎者、西戎之地本屬唐法、而天寶十四年以降為戎被侵彼土之人學師子舞、謂西涼伎云々。

從流沙者、慈恩三藏経記云、流沙者、深五百里周五百里云々。西鄙者、西戎之地平上也。河隴者、河西平隴西平入駿凶者、周穆王天子之時有人獻駿馬八疋、穆王駕之、西与西王母遊瑤池、如此之間天下既荒、百姓怨哭、後人造八駿凶、故云、房星精下化駿馬、穆王不覺愛之、周室悉破為天下被咲、為国主之人不可

成如此之逸遊一也 八駿者、一驊騮、二騶駼云々 穆王者、
 年代(マヤ)歷云、周穆王姬姓也、諱滿、在位五十五年、照王
 瑕ハ平平之子也、年四百歲云々 四荒者、初學記云、四方之
 外謂之荒服云々 八極者、文選注云、八方之極也 三
 十二蹄者、馬八疋各四足四八三十二也 屬車者、金婁子
 可見之 黃屋者、後漢王充伝云、天子車以黃繒カトリ為蓋、
 故云黃屋之車、史記云、漢帝乘黃屋之車 七廟者、天子
 祭ツル七廟、壁台南(壁)與盛姬遊者、穆天子伝云、遊于河ハ平平
 濟セイ盛盛去去獻ス為之盛姬、造重壁台(壁)明堂者、天
 子引諸侯明政教之堂也 白雲黃竹歌聲者、搜神記云、
 周ハ平平輕輕穆王西遊瑤池、西王母歌白雲黃竹一 周ハ平平輕輕
 從后稷至文武者、周書曰、周ハ平平輕輕后稷名棄、無父而
 生、母曰羌氏、出野見臣人之迹、心忻然欲踏之、居
 期而生子、以為不祥、棄之於湓ハ去去巷、牛馬過者皆
 去不踏、又遷置于山林、飛鳥覆其翼、或哺養、母以ハ為
 神、而遂取養、七歲而有大人之志、常事耕作、播
 殖五穀、帝堯召見而甚喜、為三公賜以周地、始欲

棄故曰棄、后於稷、故曰后稷、后君也、稷五穀之惣名
 也、年代曆云、周武王名發、入ハ文王昌之子也、在位七年
 文帝却之不肯乘者、逍遙集云、漢文帝時有獻千里馬、
 帝謂群臣曰、鶻ハ平平旅ハ平平在前、驢車在後、日行五十
 里、朕乘千里馬、獨先要之、乃詔還馬、房星之精下為恠
 者、駿馬房星精也、
 澗底松者、人雖有良才空隱山谷、則天子不知、其人空
 死、故傷之 澗底松者、晉書曰、庚ハ上上數數平平字子嵩、
 長不滿七尺、而腰帶十圍、温嶠ハ平平奏之、數森ハ平平、
 如千丈松、雖ハ上上硯硯多多平平節節施施之大廈、有棟
 梁之用、ハ去去金張世祿者、文選第十一云、金張藉、
 七葉珥、漢貂、注曰、金ハ平平日日入入澗、後七葉為內
 侍、張湯子孫為侍中、常侍十余人、侍中常侍冠、武ハ上上澗
 弁紹、尾為飾、黃憲賢者、後漢書曰、黃憲字叔度、
 汝ハ上上澗、南人也、或云、黃叔度者賢臣也、雖為牛医之
 子、英名動京師、
 沈、海底生珊瑚者、外国雜伝云、大秦西南渤海中可、七

八里、到珊瑚底、大盤石珊瑚生、其上人以鉄網取之。

歴々、天上種白榆者、文選注云、衆星次榆、平、躔、平、

牡丹芳者、唐憲宗皇帝元和年中王、侯卿、士翫牡丹之花、

以千金買之、天子憂天下之忘、農業、故美之、仙人琪

樹者、文選注云、崑崙山有琪樹云、王母桃花者、漢武內

伝云、春月帝羨、桃味、于時一足青鳥飛來、問東方朔、何

瑞、鳥耶、答曰、是西王母將來、此鳥先來、須與西

王母來、東方朔隱、屏風之後、王母以桃美獻帝、服

曰、此味甚美、將植上林苑、如何、王母曰、此桃為上界

之珠、非下界之菓、三千年一熟、匿、此屏風之後、童三盜

食之云々

王公与卿士者、王者初学記云、通天地人三才者也、公者

三公也、卿者九卿也、士者八十一元士也、庫車軟轡者、

王女之所駕也、公主者、後漢書云、帝之正、嫡、入、謂

之公主、香衫細馬者、薰、衣裳、謂之香、衫、善馬謂之

細馬、豪家郎者、才過万人、謂之英、平、才過千人謂

之豪、郎、男子女子之通稱也、衛公宅者、可尋之、西明寺

者、唐高宗為太子之時、為母后所建也、天竺祇園精舍、

知足天四十九院、一院、唐西明寺、写天竺祇園精舍、一院、

一城之人皆若狂者、礼記雜記云、子、上、貢、去、觀、於蜡、

孔子曰、賜、王、平、樂、乎、对曰、国人皆若狂、三代者、

德宗順宗憲宗謂之三代、文勝質者、論語云、子曰、質勝

文、則野、文勝、質、則失、疏曰、質、實也、勝、多也、文、花

也、元和天子憂農桑者、唐蒙求注云、元和年中京遊所尚

有一本、直數万者、韓滉私第、有牡丹、遽、命、斷、去、曰、豈

効、兒、平、濁、女、上、耶、嘉禾生九穗瑞麦、秀、兩、岐、者、能

庭芳百詠注、可見之、

紅線毯者、宣州每年貢、紅線毯、而德宗皇帝貞元年中送

本樣、美麗、令、織、之、故、民、家、之、費、憂、之、披、香、殿、者、案、唐

書、德宗貞元年中充、美人於披香殿、云、大原、毯者、可

勘之、蜀都褥者、蜀、人、每、年、貢、錦、於、天、子、朝、也、

杜陵叟者、唐德宗興元年中天大旱、国、人、大、飢、州、郡、長

吏、不、憐、民、戶、徵、取、租、稅、而、后、天、子、降、免、除、之、宣、民、家、空、得

免、宣、之、名、未、有、遁、譴、之、實、杜陵者、漢武帝葬杜陵、故有

此号、京畿之内也。白麻者、紙名云々。繚綾者、唐德宗

皇帝貞元中勅京畿令織伎女衣、民家之費也、故憂之。

天台山上明月前四十五尺曝布泉者、編珠錄云、天台山上

有数丈之泉、其流下之粧如掛。白鶴矣。師說云、其

水擊石飛、揚之波高四十五尺。越溪寒女者、史記云、越

羅山有樵薪之女、城主召見為后、西施是也。漢宮姬者、

唐天子之宮稱漢宮。照陽者、殿名也、

壳炭翁者、唐德宗貞元中下詔置官市、因茲寄事於勅命、

以減直推壳、天下莫不怨哭、故諷之。黃衣使者、見

上卷注云、白衫叟者、元々本々聖主行之、

白衆色之本也、故帝皇使着白色衣、

母別子者、唐代驃騎大將軍伐辺寇、有大功、仍天子以金

錢三百萬賜將軍、々々改貧得富、忽捨數子旧妻、新迎

洛陽温家女、是以母去子留、故譏之。驃騎者、武官正

二位名也。陰山道者、辺將失馬之地也、而万里之路胡

馬來疲貪、虜以疎短縑五十疋、買馬一疋、胡人憂其疎

織、皆以訴之、成安公主為可汗王之妻、奏于憲宗皇帝、

出御府金帛充馬餽、將軍大悅、自余馬餽縑不令疎

短織、廻鶻者、可汗所撰之國名也、可敦者、可汗王之妻

名也、見慈恩伝、虜者戎平濁人也、

時勢粧者、安不忘危者、賢人之遺訓也、唐憲宗皇帝元和

年中天下大平、戎人不侵、辺邑、而帝詔造戎人之形、示

有蛮夷、謂之時勢粧、是居安不可忘危之故也。昔聞

被髮伊川中者、史記云、周幽王為犬戎所滅、本平輕

王嗣立東遷洛邑、入輕也、辛有適伊川見被髮、而

祭於野者、辛有周大夫也、伊川周平輕伊水上水也、

及百年、

李夫人者、李將軍之妹也、漢孝武皇帝納而為夫人、

死帝大哭、入輕、写其真影、置甘泉殿、朝夕供膳、或命

方士焚反魂香、夫有必滅之理、武帝愛著之深、迷惑不

知之、故云、人非木石、不知不逢傾城之色。甘泉殿者、

師說云、在雲陽、本秦林平光平宮平也。反魂香

者、東方朔十州記云、魂魄樹亦名反魂、又名却入死

人上香、死屍在地聞氣、乃活。翠蛾者、

蛾眉似美人眉、穆王三日哭者、穆天子伝曰、盛姫死
於重壁台、穆王三日哭云々、秦陵一掬淚者、唐書楊貴妃
死于馬嵬、玄宗皇帝哭於秦陵下一流一掬淚、傾城色者、
文選云、傾城誰不傾、節一停中河、史記云、南国有佳
人、平濁、一咲即傾城云々、
陵園妾者、不知何世人、得中官之讒譖、被配于陵園
宮、三代不見帝王面、寢宮者、書云、王寢有花色、光
陰者、光平輕、日也、陰月也、眼看菊藥重陽者、九月九
日号重陽、天數九、故曰重陽也、礼記月令曰、九月九日
菊有黄花、手把梨花、寒食心者、三月梨花相綻之時有
寒食之祭、晉獻公納驪姬為后、前后之子有二人、長曰申
生、次子曰重耳、上濁、文公是也、獻公出獵、申平輕、
生、不知贈、驪姬竊加毒胙中、置之、獻公歸
宮、欲食、驪姬說曰、我聞君之子憂君祚之長、此
胙試而可重御、先与犬、食即死、次与小臣、食而
死、献公大怒遣人殺太子申生、次子重耳聞太子被誅、逃
晉、出境、介去子、上推、上趙去、衰、平、答去、范

隨之、中路重耳飢不進、子、上推、上割股肉、令
答范獻之、重耳食而得逃、經歲、獻公死、驪姬子奚、平、
齊、代立、大臣李、上克、入輕、殺奚、迎重耳、為王、
重耳歸国、行賞、独忘、介子推、太恨造龍蛇之歌、懸
晉国之門、入綿上山、重耳見歌曰、是子推之所造也、遣
人微子推、敢不出、重耳放火綿上山、子推把木燒死、
重耳大哭曰、殺賢人者乃火也、詔國中、永令断火、老弱
不堪寒食死者多矣、其後詔祭子推、三日断火、謂之寒食
矣、宣徽者、殿名也、浴室者、湯沐之殿也、雨露之恩者、
漢后後漢明帝之后、扶風伏波將軍馬援之女也、為人貞
廉、衣不加綏、礼訓、後宮、内、去濁、清、平、肅、入、帝欲
御、輒、抑、不敢奏、曰、陛下雲、平、雨、上、之、沢、入、潤
及六宮、便、使、陰陽和順、永不偏也、帝弥善
之、見垣致敬、出後漢書、三千人者、長恨歌云、漢宮佳
麗三千人、
塩商婦者、唐憲宗元和年中、西弘、弘、塩商婦富肥、誠、平、素、食
也、故雖幸、有謗云々、塩鉄尚書者、漢昭帝時御

史大夫桑弘羊建酒榷 塩鉄為国典利、代其功欲為子弟得三印、 梅樓尾曰梅、

杏為梁者、唐代李開府盧將軍造其居宅、既極美麗云々

其身忽没 其宅賜人一、誠人間之計 不得久、馬家宅子者、

馬暢 甲入入睡 第八去 德宗收 為鳳城園 魏徵旧宅憲宗

買賜五代孫云々

井底引銀瓶者、人家女子不得父母之許諾、就夫千年之契、

一旦乖違、以井底引銀瓶石上琢玉簪、所喻其危事、

也 嬋娟兩鬢秋蟬翼者、魏武帝之時作美人之形、三教

指帰注一見之 遠山色者、文選注云、漢文君黛似遠山之

色、

官牛者、唐憲宗皇帝時李氏執国柄、見于唐曆 五門官

道者、可勘之 調陰陽者、帝王世事記云、三公智通於天

地、応変而窮一弁万物之精、平輕其言足以調 陰陽

四時、而節入入睡風雨、而如是者舉之以為三公、故三

公之事常在在於道云々

紫毫筆者、唐代宣州每年貢紫毫筆、此筆所緒功大勞去

積為官記事之人空不可記虚詞也 起居郎者、日本内

記也 侍御史者、日本彈正 黄金闕白玉除者、文選注

云、崑崙山王母之家有黄金闕白玉除云々 隋堤柳者、隋

煬帝諱広、上文帝子也、始自汴河植柳成行、水泛龍舟、

其中伎女宴樂無隙、永忘百機、天下百姓莫不悲泣、万邦

大乱 諸侯争起、大原留平守李上淵平興軍

入長安、貴煬帝為太上皇、封太子為嚮平國公、李

淵立、謂之唐高祖神堯平濁 皇帝、隋祚永滅天下嘲之、

故指隋堤柳為後王之誠焉 朱樓者、能環曰、隋煬帝

為荒平樂入入睡、堀陸入入開河一通 楊州為龍舸、

構層樓一侍衛 伎女、此秘為荒姪事、時号迷樓、故唐

代、以来時俗入入賦 煬帝之龍舟皆曰迷樓、非上代事、

宗社之危、如綴旒者、宗社者、宗平廟去名也、宗廟者

天下名也、綴旒者幡足也 城闕者、可勘之 秦中者、

見上注云、蕭牆禍生者、論語曰、吾恐季平孫平

之憂不 在於顛與、而在蕭牆之内、注云、顛與密義之

後風平平姓平平之國、本魯之附虎、当時臣平平屬魯去

季氏、々々貪其地、欲滅之、而有之、冉平濁、有与季
上、路為季氏臣、來告孔子云、蕭牆謂屏、君臣相見、平
之礼、上、至屏、如肅敬、是以謂之蕭牆、後季氏之家臣
屬、暢平虎、上、果、囚季垣子、吳公台下者、唐高祖神
堯皇帝武德元年、隋禦衛將軍阮、上、稜葬、隋太上皇、於吳
公台下、云々、吳王夫差姑蘇台也、二百年來者、從隋煬
帝、大業年、至唐憲宗元和年、合二百年也、
草茫々者、案史記、秦始皇崩、沙平台、葬、驪山之下、
築三重之墓、此中納天下之財貨、上、綴明珠、擬日月、
下、湛銀水、擬江海、以人魚膏、為燈燭、以可久之故、凡以
富貴、隨身者也、始皇子胡、平、亥、去、代、立、謂之二世皇
帝、以天下之政、委于大臣趙高、々々、驕逸、殺二世、
是以秦國大乱、故項羽興軍、破函谷關、入秦地、燒咸陽宮、
其火三月不滅焉、項羽掘始皇墓、取財物、若不納財
貨者、為盜、不可被穿其尸也、漢文葬在霸陵原者、
其陵短少也、所築不費民力、又不收財貨、為盜不被掘、
誠驕者招災、儉者得寶、後王以之、可為誠也、烏兔者、日

中有三足鳥、月中有玉兔、故以鳥為日、以兔為月云々、龍、
神堂者、龍、天地得自在、故喻帝王、又人倫二十五種神、明
在其上、以神明喻帝王也、榔堂者、舍也、法苑珠林云、
古塚有千歲狐、化為女人、蕩人眼、言狐之佞女媚尚
迷人眼、何況真女美色乎、殷平、紂、去、用姐、去、己、上、
之言、殺聖人王子比干、乱逆、入濁、无道、為周武王被
誅害、又周平輕、幽平、王愛、褒姒、為犬戎被殺、畢、不
如不愛美姬、保國家、褒姒者、周幽王幸、去、褒姒、
此女不咲、舉万事、欲其咲、舉燧火、万邦諸侯驚燧火、引
軍來朝、全無其事、而后、犬戎攻、王宮、即舉燧火、諸
侯不來、遂為犬戎被害、
黑潭龍者、江南潭底有龍宮、天有旱魃之年者、祭此龍、
致雨沢、仍官家立祠、郡人為龍置廟、去、祠、之、龍不食
其祭物、只林鼠、山狐飽食之、是雖民間之費、為神龍無
其益、官平輕、家不知此煩、郡、去、吏貪、其利、不奏、故
諷之、九重泉底龍者、見上卷注、
天可度者、天平、上、去、雖高一量、而可射飛雲之鳥、海底雖

深^ト一謀^テ而可釣^ク潛^ル波^ノ魚^ヲ、只^ハ咫尺^ノ之間^ニ不可^レ度^ル人情^也、君臣
 父子尚^レ以有^レ畏[、]何況^レ余人[、]嗟^ノ中有^ニ刀^ニ互^ニ成^ス其害[、]故^ニ有此
 喻^一唯^レ見^ル真誠^赤如^シ血^者、甲乙^経云[、]如^シ配^血、五行大
 義^云、怒^色則^レ赤^云、誰^カ知^ル偽^言巧^似簧^者、毛詩^{十二}巧
 言^篇云[、]巧^上言^平濁^下如^簧、靈^平偽^去濁^下而不知
 慙^顔之厚^一矣、注^云、顔^厚出^言也、五運^凶云[、]
 女媧^氏造^簧云[、]掩^鼻者[、]春秋^後平^濁語^平濁^下云[、]楚
 懷^王夫人^妬寵^語玉^女曰[、]王^極愛^子、唯^嫌子^鼻、若^見王^一
 可^掩鼻[、]即^常幸^去妥^女上^濁從^之、及^見王^一即^掩鼻[、]
 王^恠之^一問^夫人[、]曰[、]此^女每^云聞^王臭[、]故^掩其^鼻、
 王^怒遂^即劓^也、夫^人還^亦得^寵一參^商者[、]見^上卷^注
 撥^蜂者[、]琴^操平^下曰[、]尹^上吉^入輕^下甫^周平^輕卿^平
 有^子曰^伯奇[、]々々^母早^死、更^娶後^妻一^生子[、]曰^伯入^入
 封^平後^妻乃^譖伯^奇於^吉甫^一曰[、]伯^奇見^妾有^美色^欲
 有^邪心[、]吉^甫曰[、]伯^奇為^人有^慈心[、]豈^有此^邪、妻^曰、
 君^誠置^妾空^房中^一登^樓而^察之[、]後^母知^伯奇^仁孝^一乃^以
 毒^蜂一^撥衣^頸、伯^奇前^持之[、]吉^甫大^怒放^伯奇^於野^一宣

王^出遊[、]吉^甫乃^求伯^奇射^殺後^妻也、咫^尺者[、]八^寸也
 李^義府^者、唐^曆十^一云[、]李^義府^本饒^平陽^平人^也、其^為
 射^上洪^平丞^平、因^家于^永泰^一、貞^觀中^与來
 濟^俱以^文翰^一知^名、時^人稱^為來^平李^上、及^定
 策^黜王^后一^去立^武氏^一上[、]以^中書^舍人^一入^相去[、]
 詔^為造^甲第^一、榮^寵莫^比、自^是与^許平^敬宗^平居^中用
 事^連平^記、詔^誅錯^將相^道去^路平^以目[、]然^貌狀
 温^平恭^美容[、]与^人言^必嬉^上温^平微^平濁^下
 笑[、]失^意眉^平濁^下、睫^者輒^陸中^陷之[、]時^言、李
 義^府笑^中有^刀、又^以其^柔而^害物[、]亦^謂之^李猫^云、龍^朔
 三^年除^名、配^流嶺^州、乾^封平^中赦[、]長^流人^不許[、]
 遂^義府^以憂^平憤^一乖^云、陰^陽神^變皆^可測^者、在^上注[、]
 秦^吉了^者、鸚^鵡名[、]礼^記月^令云[、]鸚^鵡能^言一不^離禽^身、
 言^以鸚^鵡喻^于才^卿、以^烏鳶^一喻^于貪^吏、以^鸞鶴^一喻^于王^侯、
 以^鳳凰^一喻^于天^子、以^鸚燕^一喻^于冤^民、夫^天子^眼不^見門^外、
 事^一此^故貪^吏害^民所^憚有^上司^上乍^見聞^一敢^不令
 奏^聞、然^則天^子雖^置刑^法一不^得懲^一惡^逆、雖^有才^卿一如^無

公益、是以取喻於鳥獸、所陳國家之利害也。南山者、見上卷注。吾聞鳳凰百鳥主者、時務策注云、羽翼之屬三百六名、鳳為長、

鷓鴣九者鑄冶師也、言以利劍喻大將軍、夫為大將軍之者為國家一斬佞臣之頸、可進遺賢於朝廷、是邪臣滿朝、賢才晦跡之故也。歐冶子者、吳越春秋曰、越王允常聘歐冶子作名劍五枚、一曰純、一曰鈎、一曰湛、一曰盧、一曰盤、一曰郢、或曰魚、一曰腸、一曰巨闕、一曰莫耶、一曰文選注曰、莫耶為吳王鑄劍、勿矜我玉可切者、百詠注云、周穆王幸西夷、昆吾人獻利劍、斬玉如泥、我決浮雲、無令漫蔽白日者、文選曰、白日欲曙、浮雲蔽之、注云、譬邪佞之人譖賢、良之臣、蟄虫昭蘇、萌草出者、冬來万虫蟄居、迎春就暖、蘇生而出、言喻於賢才隱谷之者出聖明之世也、採詩官者、周代所以置採詩官者、為聞万邦之憂也、言為天子之人雖見堂上之事、不聽門外之事、貪吏害

民、奸臣讒人、天子不知、不誠其事、万邦抱憂者以詩述得失、而周季以降至于隋代、十代之間不置採詩官、因茲下、憂不通上、百姓吞悲之者多矣、故述前王亂亡之旨、所以欲論唐憲宗之政事也、

採詩官者、周成王之時置採詩官、以聽万邦之事、採詩一聽歌、道、人言、万邦所述詩官奏天子、因茲誅過懲惡、傍人聞者相恐憲法、不犯其罪、下情上通、上下安者、逍遙集云、晉平公問叔向曰、國家之患孰為大、對曰、大臣重祿、不極諫、小臣畏罪、不敢言、下情不上通、此患之大也、周滅秦興至、隋代採詩官不置者、案年代曆、周赧王名延、滅秦興至、隋代八年、周為秦滅、史記云、秦莊王滅東西周、案年代記、周秦漢魏晉宋、魏晉宋、齊陳隋、即十代也、効廟者、諸侯所祀之先靈也、諍臣杜口為冗員者、全平澗經云、昔有諍臣七人、其君不陷不義、又文選注云、杜口相畏不言也、又冗員從人之義也、

注云、

寛喜二年閏正月二日於醍醐寺地藏院書写了此書／先
年之比參籠信貴山之時撰者信救本名信阿適持来／之卒介
之間纔上卷許詭人書留了其後已經數年／而今不慮之
外感得他本仍所書加也俗書雖／有斬泥之誠樂天之志
已達深理大聖誠言也且為／後葉書了而已

朱同年三日点了

深賢記之

註

312頁15行。「互象」の「ニ」は原文「リ」とあり。 317頁ウ行。
「深三載」の「コト」は原文「下」とあり。 317頁イ行。
「妃」氏、妃の下に「妃」とあり。みせけちか。 320頁ウ行。
「貞元」に「貞」とある。〈平濁〉とみなす。 321頁11行。
「南蛮」に「蛮」とあり。入声になく、とらず。 334頁10行。
「上游」の「上」とあるが外側の「。」墨色深く、濁音と
してとらず、へ去とする。

諫鼓者、初学記云、帝堯置敢諫之鼓、又周、平輕、成王置
諫鼓、謗、去、木、入、輕濁、聽、天下之憂、虚器者、左氏伝
云、任、去、濁、有其器、而无其位、故曰虚器、負屨者、
天子屏風也、以屏風立背、故云負屨也、百辟者、百官
也、見上注、夕郎者、応勅曰、黄門郎、每日暮、青、平、
鏢、上、門、平、拜、去、謂之夕郎、春官者、春秋繁露
云、春官主、礼、上、樂、入、濁、礼、齐、上、下、樂、和、人、情、
皆是仁、平、濁、也、故云、宗、平、伯、入、輕、之、官、平、輕、以、成
仁、屬、木、東、方、也、
君之堂千里遠者、史記云、古之天子居、地方千里、上、去、
游、君之門、去、今、九重閉者、典、上、言、平、濁、云、帝
去、擲、四海之尊、平、輕、君耳唯聞堂上言者、管子、上、
云、雖有明王、百、入、步、上、之外聽而不聞、間、之、以
堵、壙、而、不、見、也、厲、王、者、案、史、記、周、厲、王、無、平、濁、道、去、
為、狄、人、平、濁、見、害、云、胡、平、亥、去、者、案、史、記、秦、始、皇
帝、寢、疾、令、去、曰、扶、蘇、可、行、天、下、政、而、大、臣、趙、高、以
胡、亥、為、天、子、謂、之、二、世、皇、帝、趙、高、誅、之、煬、帝、者、見、上

新樂府略意第七

草茫々懲厚葬也者、

史記云秦始皇帝者秦莊襄王之子也、莊襄王為秦質于趙

見呂不韋之姬テトテ悅娶而生始皇テトテ々々以秦昭王四十八年正

月生于邯鄲及生名為政姓趙氏年十三歲而莊襄王崩、政

代立為秦王〔初學記云秦〔氏〕嬴姓也昔翳為舜主畜多

故賜姓嬴氏孝襄公始修霸業壞井田開阡陌〔天子〕命為伯〔至

昭〕

襄王自稱西帝〔政〕〔周廢祿〕王取九鼎至莊〔襄王滅〕東西周

莊襄王崩〔政〕〔立〕為始皇帝并天〔下〕〔置三十〕六郡自以

水德故以十月為正色尚黑使蒙恬築長城〔焚詩書百家之

言〕坑儒士四百六十人三十七年崩于沙丘平台年五十也

今案史記等文〔秦始皇年十三即位〕在位〔三十七年、々々〕〔五十

五崩、葬于驪山麓下子〔胡亥代立日之〕二世皇帝与大臣〔

相議築陵三重綴明珠〔象日月〕以銀水造淮〔海〕以天下

財產〔納其内〕而二世皇帝為大臣趙高〔被殺〕而天下大

亂、項羽掘秦皇墓〔悉取其財物〕言秦皇不〔厚葬〕者、豈

為盜〔被掘墓〕乎、故諷之〔

烏兔〔一、日中有三足烏〕又日月中有金兔〔

一朝盜掘墳陵破〔一、史記漢王攻羽〕曰、汝掘秦皇墓〔收

私其財物〔罪〕龍柳神堂三月火者、史記云項羽破函

谷關〔入感陽宮〕燒宮室〔其火三月不滅〕矣、龍柳神堂、

謂帝居之稱也、漢文葬在霸陵原者、漢文帝名桓〔恒〕、在

帝位二十三年崩、葬霸陵〔高不過〕〔數〕尺〔悟真寺詩

曰渭水細不見漢〔陵〕少於掌〔

古塚狐戒艷色也〔一、〕云千年狐能化婦人、法苑〔珠

林云狐歷千歲〔能成妖怪〕云々今案旧狐仮人形〔迷者為

之〕失心〔何況人間美姬傾城邑〕亡國家〔自昔有之〕賢王

聖主不貪艷色〔不失其國〕〔盛〕之人必耽色〔滅國〕故

誠之〔

哀姐之色善蠱惑〔一、史記周幽王到哀〕人獻美姬〔曰

之哀姐〕三年不咲〔王欲其咲〕举万方敵人〔攻之〕時举烽〔

而軍於諸國〔々々見烽〕來救、而為令后〔咲〕忽举烽〔后

始咲、諸国見烽引軍来朝、无敵難諸国之軍空以帰矣、其後犬戎来攻王、拳烽諸国習先不、来救犬戎遂殺幽

王、又史記云比干者殷王紂之親叔父也帝乙之弟也、帝

紂用其后姐己之言、虐殺无道、只以耽色比干諫之、姐

己為患謂紂曰我聞上聖人心有十二孔、中聖人心有九

孔、下聖人心有七孔、比干心有孔、聖試看之、紂遂殺比

干、剖腹視之、果有十二孔、微子畏乃走於周、武王起

軍、攻殷、誅紂、謂群臣曰夫牝鷄无旦牝鷄且乃家之索

也、殷王紂姐己之言用□□賢臣亡其国、故予代天罰之

黑潭龍惡貪史者、

九重泉底龍知无者、文選云習其磧礫不窺玉淵者、未

知驪龍之所蟠也、又雜抄云如意之珠在于九重淵底驪龍

領下

天可度惡詐人也、人心者難量矣、雖云君臣父子之

際、讒言一出則被誅害、在利那故云詐人不可近矣

但見真誠赤如血者、五行大義云夫喜色則黄、怒色則

赤、憂色則青、喪色則白、哀色則黑、

誰知偽言巧似簧、毛詩巧言上言平濁篇云巧言如簧、

虚偽而去而不知慙於人也、顔之厚矣、顔厚出言也、

五運凶云女媧氏造簧、雜抄云对牛一撫簧

勸君掩鼻君勿掩、春秋後語云楚懷王上平王、平輕

夫平輕人平濁妬、寵謂玉女曰主極愛子、上平唯嫌

子鼻若見、王可掩之、王常幸去矣、玉女從之、及

見王、即掩鼻、王恠問夫人、曰此女每云聞王臭、

故掩其鼻、王怒、即劓、夫人還亦得寵

使君夫婦為参商者、左伝曰子、上平産、上平曰昔高

平輕辛平輕氏去有子、子伯、入平曰、入平伯

入輕季去曰、入輕沈居曠、上平林、上平不相能

也、日尋干戈、以相征、上平濁、討、上平、帝不

感、上平遷、閔伯于商、上平丘、上平主、辰、上平商

上平人、是、因故辰為商、上平星、遷、上平、沈于大、上平

主、上平、参、上平、君、是、因以服、上平、事、上平、商、上平、季、上平

世、上平、日、唐、上平、叔、上平、虞、上平、故、上平、為、上平

法、上平、言、上平、平、濁、曰、吾、不、睹、参、上平、辰、上平、之、相、比、也、

請君撥蜂君莫撥一、琴操曰尹吉甫ハ上周卿、有子二曰

伯奇々母早死、更娶後妻二生子二曰伯封二後妻乃譖シムシテ

ハ平伯奇於吉甫ニ曰伯奇見妾ニ有美色二然欲有邪心二吉甫

曰伯奇為人二慈心豈有此二耶、妻曰君試置妾空ハ平房

ハ平輕中登樓二而察之二後母知伯奇仁孝二乃取毒蜂二

綴衣領二伯奇前持之二於是吉甫大怒放伯奇於野二周宣

王出遊、吉甫從之二伯奇乃作歌二以言二式之二宣王聞之二

曰、此放去子上之二辭、吉甫乃求二伯奇射後妻二

也、

變君父子成豺狼一、豺狼者、猛獸也、能食人二史記

曰秦皇有虎狼之心二項羽本記曰武如虎二如狼二庚

如羊一

君不見李義府之輩笑忻々咲中有刀潛殺人者、唐曆云李

ハ上義去濁府本饒ハ平陽ハ平人也、其為射去

洪ハ平丞去濁因家于永上泰去貞觀中與來

ハ平濟上俱以文平濁翰去知名二時人稱二為

來ハ平李上及定策黜王ハ平后去立武

ハ上濁氏去以中平書舍去人平濁入相二詔二為

造甲入去第去榮平寵上无比居中用事詔

誅平輕去濁將相去貌去狀温平恭平平

微平濁去陷人故時人言義府、笑中有刀

龍平朔入輕三年除名配去流平鶴上州

秦吉了哀冤民之者、自古以降為忠臣二之者、以死二諫

王二聖明則從二諫二如流二王不賢二則還害忠良二故夏

桀入殷討亡國滅家者也、爰唐德宗順宗憲宗三代三

公非其人二九卿非其器二貪吏雖害民二佞臣雖破法二有司畏

罪二敢不奏二之二此故寄語於鳥類二述天下之志二也以鳳凰二

喻帝王二以鴛鶴二寄三台二以鸚鵡二喻史官二以鸚鵡二喻下張

權威二行惡逆二之輩上以烏鳶下喻下貪吏害民二之疋二以鷄

燕喻冤民也、

秦吉了者、鸚鵡名也、鳳凰百鳥主者、雜抄云羽翼

之屬三百六名、鳳為之長二又古賦題云鳳為王二

鸚九劍思決壅一、唐憲宗以政二委大臣二恃其智二也而大

臣重祿二為國二不量二又君非明察二无救民愁二故寄語於劍

述天下之志也、

歐冶子者 吳越春秋曰越王允常聘歐冶子作名劍五枚、

一曰純鈎二曰湛盧三曰豪曹或曰盤郢四曰魚腸五曰

巨十去レ闕一入レ輕レ 秦客薛燭善相劍取純鈎示之薛燭瞿

哉望之沉々如芙蓉始生於湖視其文如列星之行視

其光如秋水之溢塘王曰客有買此劍者有市之鄉三十、

駿馬千疋、千戶之都二其可與乎、薛燭曰不可臣聞王

之造此劍赤堇之山破而出錫若耶之溪洞淵而出銅吉日

良時雨師灑道雷公發鼓蚊龍捧鑪天帝吹炭二太一下

觀於是歐冶子因天地之精靈為此劍取湛盧示之薛燭

云善哉銜金鉄之英寄氣託雪服此劍者可以折衝伐敵人

君有逆謀則去之允常以魚腸湛盧豪曹獻吳王僚後闔閭

為一女殺〔坐〕以選死湛盧之劍惡其无道乃去、如

楚昭〔王〕悟而得之召風胡子曰之此劍直幾何對曰赤

堇之山已合若耶之溪深沢、而不測群神上天歐冶已死、

雖有傾城〔置〕量金珠玉猶不可与况駿馬万戸之都乎、

鳴九鑄劍吳山中者、可尋之

莫耶〔劍〕者、雜抄云楚王命莫耶造劍莫耶得五鉄〔王〕

造劍二枚一枚獻王〔王〕二枚私之、王劍每夜鳴、王問左

右二臣奏曰此雌劍也、定有雄劍王召莫耶々々語妻

云懷任之子生而成人可告穿家東松下可取劍仍埋

劍於松下自勿而上レ而死、子生七歲、其眉間一尺故曰

眉間尺母〔以〕父遺言示眉間尺子得劍于時王夢莫

耶子眉間尺欲遂父志仍令天下以千金購眉間尺之首

眉間尺逃隱山中有人語眉間尺欲報父敵否、尺云然

也、人云得汝首劍欲報汝父之怨尺云首并劍人得二〔云ノ下脱字カ〕

朝楚云王大悅出向以尺首入釜湯敢不爛壞王臨釜見

尺首此人拔劍斬王首入釜中王首与尺首一齒合良久、

尺首負逃、此人切自首入釜中此人首尺首相共〔王〕

首々々遂負、其後三首皆爛、三首相混会不分〔別〕仍三

首葬一陵、今在宜春県也

三尺青蛇不肯蟠者、可尋之

我玉可切、百詠注曰周穆王幸西戎昆吾人獻劍切玉

如泥

我鐘可削、或王有宝劍、能削鐘、可尋本文

不如持我决浮雲无令漫、弊白日、文選曰白日将明、

浮雲蔽之、言白日喻君王、浮雲喻佞人、

蟄虫照蘇萌草出者、不明之君在、上之時者、賢人隱山

谷、譬如万虫迎冬、皆令蟄居也、賢王聖主、莅政之

時者、隱山谷之人負笈、出仕、譬如万虫衆草迎春

時暖也、彼殷王討无道之時、大公望遁殷難、隱暎溪、值

周文王之畋、遂入周、為文王之師、又秦始皇乱逆之日、綺

里季夏、黄公周公用里先生四人、隱商洛山、及于秦亡、漢興

之日、出商山、入漢宮、為太子、師、如此之足其

数多矣、

採詩官鑒前乱亡之所者、周成王康王之代、置採詩官、夫

採詩官者、上從天子、下至庶人、四海八埏、所有善惡、皆賦

其旨、令歌其詞、若天子、若三公、若九卿、若大夫、若

若諸國之王、若万邦之吏、有誤之者、改之、有

罪之者、謝之、是以上无乱亡之聞、下无誅害之恐、

而不明之君者、面雖訴、尚不裁、况聞歌詞、有所披乎、是

以身亡、為天下被咲者也、所謂周幽王、秦二世、漢

平王、隋煬帝是也、故云採詩官鑒前王乱亡之所由也、

下情上通、上下安者、採詩官直筆記天下之善惡、尚

不、漏天子之戲言、何况三台以下之事乎、故百姓所愁

皆聞、莫不糺斷、道遥、集云晉平公問叔向曰、家

之患孰為大、對曰、大臣重祿、不極諫、小臣畏罪、不敢言、

下情不上通、此患之大也、

周滅秦、興至隋氏十代、採詩官不置者、夫周武王發始即帝

位、及于赧王、為秦昭王、被滅、秦興、始皇即帝位、及于

二世、為大臣趙高、被害、漢高祖邦始即帝位、及于平帝、為

王莽、被鳩死、後漢光武再纂、漢祚、及于獻帝、為魏、被滅、

魏文帝始即辛位、及于常道卿公、為晉、被滅、晉武帝炎

始即帝位、及于孝武帝耀、為後魏、被滅、後魏道武帝珪纂

魏祚、及于恭帝、為後周、被滅、後周閔帝覺即帝位、及于

靜帝、為隋、被滅、隋文帝堅即位、及于煬帝、為唐、被

滅、正統從周、隋、十代也、今案前漢之末、王莽以鳩

殺平帝、掇國政、十七年、又魏文帝丕即位二年、蜀主劉備

拋益州稱帝。即位三年，吳主孫權拋武昌稱王。即位四年，蜀主劉備死，子劉禪嗣立。又魏明帝叡即位三年，吳主孫權拋建業稱帝。魏齊王芳即位十三年，吳主孫權死，子高立。魏高貴卿公髦即位四年，吳孫高黜而兄休代立。魏常道卿公奐即位三年，蜀劉禪降魏。魏代有偽王二國互主權晉武帝即位十五年之間，吳主孫皓相並爭權。晉武帝十六年吳滅，又後魏道武帝即位二年，餘晉安帝篡偽位。後魏明帝即位九年，餘晉安帝崩，恭帝立。後魏明帝即位十一年，宋武帝劉裕受余晉恭帝之禪，稱帝。後魏明帝即位十四年，宋廢帝立。後魏文帝即位三年，宋武帝駿立。後魏文帝十四年，宋少帝業立。後魏獻帝即位之初年，宋明帝立。後魏孝文帝宏即位三年，宋蒼梧王立。後魏孝文帝即位七年，宋順帝立。同九年，宋順帝讓位於南齊太祖凡宋偽主〔八〕。并六十年滅。後魏孝文帝十三年，南齊武帝立。後魏孝文帝廿四年，南齊鬱林王立，一年而被殺矣。同廿五年，南齊明帝立。及二年，同廿八年，南齊東昏侯立。後魏宣武帝即位二年，南齊和帝立。後魏宣武帝即位三年，南齊和帝禪位於梁王

蕭南齊七主廿四年而滅矣。後魏宣武帝四年，梁王蕭即位。為之梁武帝。後魏武帝脩即位二年，東魏靜帝起。後魏武帝脩即位三年而魏文帝起。後魏武帝脩即位十七年，梁武帝餓死。同十八年，東魏靜帝遜位於北齊。東魏一主十七年而滅矣。今年梁簡文帝立。後魏廢帝〔欽〕即位二年，梁元帝立。後魏恭帝元年，梁敬帝位。後魏代有偽王六國互代爭力後周閔帝即位之初年，梁敬帝尚爭權。又陳武帝並立。後周明帝即位二年，北齊〔廢〕帝立。明年，死。照帝立。後周武帝即位十七年，滅北齊。凡六王永盡矣。後周之代有偽王三國互代爭力隋文帝即位八年，滅陳。五主而盡矣。自周一至隋二十代，其內周秦漢四代，无有偽帝。並爭天下，看之。魏以後六代，偽帝交立而已。仍計正統為十代，具于五運〔圖〕矣。

問：周木德、秦水德、漢火德、後漢火德、魏土德、晉金德、後魏火德。後周木德、隋火德、正統九代也。今一代不足，如何答？
 西晉金德、東晉金德，仍可為二代也。問曰：秦人所表之德，秦始皇之時，推稱水德，色尚黑，豈為正統耶？故五運圖不載其所主之德，色也。答〔秦〕雖无所表〔之〕德，秦

始皇在位三十七年又^(九)天下无争權之人其間民以誰為

所仰哉、仍可取一代也、「問周成王」康王之代置採

詩官今見白氏之章句周滅秦興至隋氏十代、採詩官

又置、已有相違之難、答成康兩王之代置詩採官然而

其後絕矣、故文選云成康沒、頌聲罷、王沢竭、詩不起、

郊廟登歌讚君美者、郊者、野外也、廟者、神之「家」

也、所謂神祠也、言採詩官所記之章句以之「祭神」之時

樂「人」「歌」之、而君暗臣諛之世採詩官所記之筆全以

不直、只雖无其德、詐讚其君矣、事見于承句、如此「虛

詞神豈尚饗哉、」

樂府艷詞悅君意、樂者、雅樂也、府者舍也、所謂日

本雅樂寮也、天子命樂懸之時採詩官所記之章句偏述

君德也故天子聽悅、若直筆奏者、君不可悅之、臣又可

嘔、採詩官豈遁其罪哉、如此則下情不上通、百姓永沈

愁而已、

若求輿論規刺言万句千章无一字者、若神廟奏樂之時

歌詞可置直也、而君以不明、臣以不賢採詩官所奏之

章无□諷諭之詞、只讚无德之君、神明豈受其妄言哉、

又君臣不可叙用者、樂府不可奏諷、刺之歌詞也、是

以郊廟登歌樂府艷詞一字一章不可有諷諫云、

漸及朝廷絕諷議者、周秦漢後漢魏西晉東晉後魏後周

隋已上十代不置採詩官、漸及朝廷、則唐憲宗之世也、

諛臣杜口為冗員者、

諫鼓高懸作虛器者、初學記云帝堯置敢諫之鼓、言雖有

明王若佞人枉法、則百姓沈愁、是四海已広、无所奏、

者、君争糺之、此故置諫鼓也、而不明之君追「昔」雖

置諫鼓不可從諫者、百姓畏罪不擊之、故曰為虛器也、

一人負屨常端默者、一人者、史記曰万邦有辜、在予一

人矣、屨者、天子屏風也、端默者、文選注云天子万

機而人君不明之時万邦雖有愁、臣下畏罪不奏之、故以為

天下泰平、无其訴訟、是以弥忘朝議、故云端默也、

百辟入門多自媚、百辟者百僚也、在上注

夕郎所賀皆德音、応劭曰黃門郎每日暮青瑣門拜、謂

之夕郎、

春官每奏唯祥瑞者、春秋繁露云春官主礼樂者、礼齊

上下、樂和人情、皆是仁也、故宗伯之官以「成仁、屬木

東方」也、今案春官者、式部省也、

君之堂兮千里遠（一）、史記云古天子地方千里居上游

君之門兮九重闕、雜抄云天有九重之淵、故長安城邊

九重之門、典言曰帝王拋四海之尊九重之內、

君耳唯聞堂上言君眼不見門前事者、管子云雖有明王、

百步之外聽而不聞、問之諸壙窺而不見、

貪史害民无所忌、（二）奸（三）幣君无所畏、史者民之長也、文

選注云、（四）奸者在朝、賢人不進、

君不見厲王胡亥煬帝之末年、群臣有利君无利者、厲王者

周厲王名胡、淫乱亡身、見史記周本紀、矣、胡亥者、秦

二世皇帝名胡亥也、秦始皇帝夢秦國位胡、可破、因使蒙

恬築万里長城、其山高、大鴻雁不得飛、且是以胡人不得

下南、牧馬、矣、始皇崩子胡亥代立、為之二世皇帝、以

政、委于大臣趙高、將誅二世、先驗其威、以一鹿、獻

二世、曰此馬也、二世曰丞相誤耶彼鹿也、趙高曰此正

馬也可問左右也、二世迷問左右、（五）畏趙高之權、皆曰

馬也、或曰鹿也、趙高於曰鹿之者、当以刑、矣、趙高以

為我威過二世、矣、時也、二世夢見白虎嚙左驂馬、問

占謀博士、占者曰泗水成崇、故以王左驂馬、入泗水、謝所

崇、矣、因之、二世齊于望夷宮、於是趙高令其聾咸陽令

閻樂、引數千人、入望夷宮殿門、攻二世皇帝、二世曰

請得一郡、為主也、閻樂不聽軍進射上幄坐之推、二世

遂自殺而死矣、秦王子嬰捕趙高誅以車裂、始皇夢見秦

位胡亡、故愚築長城、遂從胡死滅矣、煬帝者、隋煬帝

名広也、大業年中幸江都、恣佚遊、泛龍舟、構妓樓、成姪

樂、天下荒蕪諸侯或叛、大業末歲國家更危、義寧元

年唐軍入長安、追尊煬帝、為太上皇、義寧二年宇文化殺

煬帝於江都、

江帥言談記云此採詩官部白樂天多有作誤事之由、菅丞

相所記給也、予未見其誤文、以自智、又難決、矣、承安

二年壬辰春三月朔八日丙子於伊賀國伊賀郡猪田郷予野

庄師見寺僧房管見所及略注終、功還為英豪、不作之、

偏償山階寺義生房命也、努力々々不可令及他見也、
宏覽博学之人若見可嘲耳、桑門信救記之

寛喜二年五月十一日尅辰於仏生院東草書之

一交了

重親(花押)之

(補) 国柄徴へ去カ (317シ) 韓へ平 (321ウ) 受降城へ平
濁 (321ウ) 縷旦へ入濁 (321ウ) 則神へ入軽 (321ウ) もあり
(322ウ) 鮮へ平 (322シ) 党へ上 (324ウ) 段氏へ去 (326シ) 顔
氏 (326ウ) 朱泚へ上 (325ウ) 文王昌へ平 (326シ) 善
へ上濁 (327ウ) 馬へ平 (327ウ) 白鶴へ入 (328ウ) (ウは上、シは下)